



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年3月25日火曜日 第595号外1

## ◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例.....（財産活用推進課）..... 1

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例.....（人事課）..... 1

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....10

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....（ " ）.....10

職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）.....84

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例.....（ " ）.....87

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例.....（職員厚生課）.....98

愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例.....（財政課）... 100

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例.....（市町振興課）... 168

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....（税務課）... 173

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）... 173

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例.....（循環型社会推進課）... 174

愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例.....（薬務衛生課）... 180

愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例.....（子育て支援課）... 182

愛媛県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例.....（ " ）... 182

愛媛県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例.....（少子化対策・男女参画室）... 183

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例.....（障がい福祉課）... 183

愛媛県企業立地推進基金条例.....（企業立地課）... 184

家畜保健衛生所条例及び愛媛県公の施設及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....（畜産課）... 185

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....（都市計画課）... 186

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....（ " ）... 189

建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....（建築住宅課）... 190

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....（義務教育課）... 222

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例.....（特別支援教育課）... 223

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....（警察本部交通規制課）... 223

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例.....（財政課）... 224

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例.....（ " ）... 226

## 条 例

### ○愛媛県条例第1号

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例（令和2年愛媛県条例第30号）は、廃止する。

#### 附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に実施された廃止前の愛媛県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、同条例の規定は、令和7年5月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

### ○愛媛県条例第2号

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中村時広

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例  
(職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休日)</p> <p><b>第2条</b> 職員の休日は、次に掲げる日(週休日(勤務時間を割り振らない日(第11条第4項及び同条第6項において読み替えて準用する同条第5項の規定によるものを除く。))をいう。以下同じ。)に当たる日を除く。)とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(子の看護等の際の休暇)</p> <p><b>第8条の2</b> 子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該職員が現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。))である職員若しくは同条第1号に規定する養育里親(以下「養育里親」という。))である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に委託されている児童を含む。以下同じ。)(人事委員会規則で定める子に限る。以下この条において同じ。)を養育する職員が、<u>負傷し、若しくは疾病にかかつた当該子の世話、疾病</u>の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める当該子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に伴う当該子の世話を行うため、又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会規則で定めるものへの参加をするため必要があると任命権者が認定したときは、1年を通じて5日(当該職員の養育する子が2人以上の場合にあつては、10日)以内の期間中は、有給休暇とすることができる。</p> <p>(休日等の勤務)</p> <p><b>第10条</b> 任命権者は、公務のため必要のある場合には、休日、代休日、<u>勤務時間を割り振らない日</u>又は正規の勤務時間外に勤務させることができる。</p> <p>(勤務時間)</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。)について、<u>職員</u>の申告を考慮して、<u>前項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第1項本文及び前項本文の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下「単位期間」という。))</u>ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が第1</p>	<p>(休日)</p> <p><b>第2条</b> 職員の休日は、次に掲げる日(週休日(勤務時間を割り振らない日_____をいう。以下同じ。)に当たる日を除く。)とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(子の看護_の際の休暇)</p> <p><b>第8条の2</b> 子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該職員が現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。))である職員若しくは同条第1号に規定する養育里親(以下「養育里親」という。))である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に委託されている児童を含む。以下同じ。)(人事委員会規則で定める子に限る。以下この条において同じ。)を養育する職員が、<u>負傷し、若しくは疾病にかかつた当該子の世話又は疾病</u>の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める当該子の世話を行う</p> <p>_____必要があると任命権者が認定したときは、1年を通じて5日(当該職員の養育する子が2人以上の場合にあつては、10日)以内の期間中は、有給休暇とすることができる。</p> <p>(休日等の勤務)</p> <p><b>第10条</b> 任命権者は、公務のため必要のある場合には、休日、代休日、週休日_____又は正規の勤務時間外に勤務させることができる。</p> <p>(勤務時間)</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。)について、<u>始業及び終業の時刻について職員</u>の申告を考慮して_____当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第1項本文及び前項本文の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下「単位期間」という。))ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間が第1</p>

項本文に規定する勤務時間となるように、前項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

5 任命権者は、職員に第3項 \_\_\_\_\_ の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

6 前項の規定は、職員に第4項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「を週休日」とあるのは、「を勤務時間を割り振らない日」と読み替えるものとする。

（正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第12条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間外の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務その他人事委員会規則で定める勤務を除く。）をさせてはならない。

2・3 省略

4 前3項の規定は、要介護者（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）のある職員」と、「当該子を養

項本文に規定する勤務時間となるように \_\_\_\_\_ 当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

5 任命権者は、次に掲げる職員（人事委員会規則で定める職員及び育児短時間勤務職員等を除く。以下この項において同じ。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、第3項本文の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第1項本文及び第3項本文の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき同項本文の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が第1項本文に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子（人事委員会規則で定める子に限る。）の養育又は要介護者（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）の介護をする職員

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

6 任命権者は、職員に第3項又は前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、前3項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第12条 任命権者は、3歳に満たない \_\_\_\_\_ 子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間外の勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務その他人事委員会規則で定める勤務を除く。）をさせてはならない。

2・3 省略

4 前3項の規定は、要介護者 \_\_\_\_\_ を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない \_\_\_\_\_ 子のある職員」とあるのは「要介護者 \_\_\_\_\_ のある職員」と、「当該子を養

育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（当該子の親その他の同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）を含む。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

（要介護者の介護を必要とする状況に至つた職員に対する意向確認等）

**第14条** 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、要介護者が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告又は請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（仕事と介護との両立のための勤務環境の整備に関する措置）

**第15条** 任命権者は、介護両立支援制度等に係る申告又は請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（会計年度任用職員及び臨時の職員の休日、休暇、勤務時間等）

**第16条** 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の休日、休暇、勤務時間等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

2 省略

育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（当該子の親その他の同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。）を含む。）であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

**第14条及び第15条 削除**

（会計年度任用職員及び臨時の職員の休日、休暇、勤務時間等）

**第16条** 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の休日、休暇、勤務時間等については、第2条から第13条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

2 省略

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正）

**第2条** 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(子の看護等の際の休暇)

(子の看護           の際の休暇)

**第9条の2** 子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により教育職員が当該教育職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該教育職員が現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。)である教育職員若しくは同条第1号に規定する養育里親(以下「養育里親」という。)である教育職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない教育職員に限る。)に委託されている児童を含む。以下同じ。)

(人事委員会規則で定める子に限る。以下この条において同じ。)を養育する教育職員が、負傷し、若しくは疾病にかつた当該子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める当該子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に伴う当該子の世話を行うため、又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会規則で定めるものへの参加をするため必要があると任命権者が認定したときは、1年を通じて5日(当該教育職員の養育する子が2人以上の場合にあつては、10日)以内の期間中は、有給休暇とすることができる。

**第9条の2** 子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により教育職員が当該教育職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該教育職員が現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下「養子縁組里親」という。)である教育職員若しくは同条第1号に規定する養育里親(以下「養育里親」という。)である教育職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない教育職員に限る。)に委託されている児童を含む。以下同じ。)

(人事委員会規則で定める子に限る。以下この条において同じ。)を養育する教育職員が、負傷し、若しくは疾病にかつた当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める当該子の世話を行う

必要があると任命

権者が認定したときは、1年を通じて5日(当該教育職員の養育する子が2人以上の場合にあつては、10日)以内の期間中は、有給休暇とすることができる。

(正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)

(正規の勤務時間外勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限)

**第12条** 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教育職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間外の勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務その他人事委員会規則で定める勤務を除く。)をさせてはならない。

**第12条** 任命権者は、3歳に満たない子のある教育職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教育職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間外の勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務その他人事委員会規則で定める勤務を除く。)をさせてはならない。

2・3 省略

2・3 省略

4 前3項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの(以下「要介護者」という。)を介護する教育職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの(以下「要介護者」という。)のある教育職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした教育職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員(教育職員の配偶者で当該子の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者(当該子の親その他の同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の

4 前3項の規定は、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの(以下「要介護者」という。)を介護する教育職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子のある教育職員」とあるのは「負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害のため介護を必要とする者で人事委員会規則で定めるもの(以下「要介護者」という。)のある教育職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした教育職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員(教育職員の配偶者で当該子の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者(当該子の親その他の同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の

規定により、養子縁組里親として当該子を委託することができない者に限る。)を含む。)であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該教育職員を除く。)」とあるのは「要介護者のある教育職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある教育職員」とあるのは「要介護者のある教育職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

**第13条 省略**

(要介護者の介護を必要とする状況に至った教育職員に対する意向確認等)

**第13条の2** 任命権者は、教育職員が当該任命権者に対し、要介護者が当該教育職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該教育職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告又は請求に係る当該教育職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、教育職員に対して、当該教育職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(仕事と介護との両立のための勤務環境の整備に関する措置)

**第13条の3** 任命権者は、介護両立支援制度等に係る申告又は請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 教育職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後において第1条の規定による改正後の職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(以下「新職員勤務時間等条例」という。)第12条第1項の規定又は第2条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(以下「新教育職員勤務時間等条例」という。)第12条第1項の規定による正規の勤務時間外の勤務の制限に関する制度を利用するため、新職員勤務時間等条例第12条第1項の規定又は新教育職員勤務時間等条例第12条第1項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子の養育に係る請求に限る。)をしようとする職員(職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第1条に規定する職員をいう。)又は教育職員(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第2条に規定する教育職員をいう。)は、この条例の施行の日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該請求をすることができる。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料表) <b>第6条 省略</b> 2・3 省略	(給料表) <b>第6条 省略</b> 2・3 省略

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月若しくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から職員勤務時間等条例第11条第3項及び第5項 \_\_\_\_\_ の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。）並びに同条第4項及び同条第6項において読み替えて準用する同条第5項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（超過勤務手当）

**第14条 省略**

2 省略

3 第1項の規定にかかわらず、職員勤務時間等条例第11条第5項（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ同条第3項及び第4項 \_\_\_\_\_ の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4～7 省略

（管理職員特別勤務手当）

**第17条の2** 第18条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日若しくは職員勤務時間等条例第11条第4項及び同条第6項において読み替えて準用する同条第5項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は休日等（以下「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 省略

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月若しくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から職員勤務時間等条例第11条第3項、第5項及び第6項の規定に基づく週休日（以下「週休日」という。） \_\_\_\_\_ の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（超過勤務手当）

**第14条 省略**

2 省略

3 第1項の規定にかかわらず、職員勤務時間等条例第11条第6項 \_\_\_\_\_ の規定により、あらかじめ同条第3項から第5項までの規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4～7 省略

（管理職員特別勤務手当）

**第17条の2** 第18条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日 \_\_\_\_\_ 又は休日等（以下「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 省略

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 4 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（超過勤務手当）</p> <p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、 _____ 勤務時間を割り振らない日 _____ の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（知事が定める時間を除く。）に対して、超過勤務手当を支給する。</p> <p>3 省略</p>	<p>（超過勤務手当）</p> <p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）</u>の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（知事が定める時間を除く。）に対して、超過勤務手当を支給する。</p> <p>3 省略</p>

（愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 5 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 時間外勤務手当 )</p> <p><b>第10条 省略</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>                    </u>勤務時間を割り振らない日<u>                    </u>の振替え又は4時間の勤務時間の割り振り変更により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「<u>割り振り変更前の正規の勤務時間</u>」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、<u>割り振り変更前の正規の勤務時間</u>を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して、時間外勤務手当を支給する。</p> <p>3 省略</p> <p>( 管理職員特別勤務手当 )</p> <p><b>第13条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員(以下「<u>管理職手当受給職員</u>」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により<u>勤務時間を割り振らない日又は休日等</u>                    に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。</b></p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>勤務時間を割り振らない日又は休日等</u>以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。</p>	<p>( 時間外勤務手当 )</p> <p><b>第10条 省略</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)</u>の振替え又は4時間の勤務時間の割り振り変更により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「<u>割り振り変更前の正規の勤務時間</u>」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、<u>割り振り変更前の正規の勤務時間</u>を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して、時間外勤務手当を支給する。</p> <p>3 省略</p> <p>( 管理職員特別勤務手当 )</p> <p><b>第13条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員(以下「<u>管理職手当受給職員</u>」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により<u>週休日</u>                    又は休日等(以下「<u>週休日等</u>」という。)に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。</b></p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等</u>                    以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。</p>

( 職員の育児休業等に関する条例の一部改正 )

- 6 職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態 )</p> <p><b>第14条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</b></p> <p>(1) 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号。以下「<u>職員勤務時間等条例</u>」という。)第11条第3項ただし書又は教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号。以下「<u>教育職員勤務時間等条例</u>」という。)第11条第2項ただし書の規定の適用を受ける職員 <u>職員勤務時間等条例第11条第3項ただし書又は教育職員勤務時間等条例第11条第2項ただし書の人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)</u>とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務する形態(勤務日(職員勤務時間等条例第11条第5項又は教育職員勤務時間等条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。))が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)</p> <p>(2)~(4) 省略</p>	<p>( 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態 )</p> <p><b>第14条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</b></p> <p>(1) 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号。以下「<u>職員勤務時間等条例</u>」という。)第11条第3項ただし書又は教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号。以下「<u>教育職員勤務時間等条例</u>」という。)第11条第2項ただし書の規定の適用を受ける職員 <u>職員勤務時間等条例第11条第3項ただし書又は教育職員勤務時間等条例第11条第2項ただし書の人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)</u>とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務する形態(勤務日(職員勤務時間等条例第11条第6項又は教育職員勤務時間等条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。))が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)</p> <p>(2)~(4) 省略</p>

( 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正 )

- 7 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(第1号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 職員給与と条例第14条第3項から第7項までの規定は、第1号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬について準用する。この場合において、同条第3項、第4項及び第6項中「第18条」とあるのは「同条例第10条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」と、「超過勤務手当」とあるのは「超過勤務手当に相当する報酬」と、同条第3項中「職員勤務時間等条例第11条第5項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、あらかじめ同条第3項及び第4項<u>の規定により</u>とあるのは「あらかじめ」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、同条第4項から第6項までの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、同条第4項中「第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項」とあるのは「同条例第6条第1項及び同条第2項の規定により読み替えられた前項」と、同条第5項中「職員勤務時間等条例第10条の2第1項に規定する超勤代休時間」とあるのは「同条例第6条第2項の規定により読み替えられた前項の規定による超過勤務手当に相当する報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間」と、同条第6項及び第7項中「第1項」とあるのは「同条例第6条第1項」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「同条例第6条第2項の規定により読み替えられた第4項」と、「第3項」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えられた第3項」と、同条第7項中「第2項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第6条第1項第1号」と、「第4項及び前項」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えられた第4項及び前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(第2号会計年度任用職員の地域手当等)</p> <p><b>第16条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 職員給与と条例第14条第3項から第6項までの規定は、第2号会計年度任用職員の超過勤務手当について準用する。この場合において、同条第3項、第4項及び第6項中「第18条」とあるのは「同条例第17条」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)第16条第2項」と、「職員勤務時間等条例第11条第5項(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、あらかじめ同条第3項及び第4項<u>の規定により</u>とあるのは「あらかじめ」と、「職員」とあるのは「同条例第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員」と、同条第4項から第6項までの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員」と、同条第4項中「第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項」とあるのは「同条例第16条第2項及び同条第3項の規定により読み替えられた前項」と、同条第5項中「職員勤務時間等条例第10条の2第1項に規定する超勤代休時間」とあるのは「同条例第16条第3項の規定により読み替えら</p>	<p>(第1号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬)</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>2 職員給与と条例第14条第3項から第7項までの規定は、第1号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬について準用する。この場合において、同条第3項、第4項及び第6項中「第18条」とあるのは「同条例第10条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」と、「超過勤務手当」とあるのは「超過勤務手当に相当する報酬」と、同条第3項中「職員勤務時間等条例第11条第6項<u>の規定</u>により、あらかじめ同条第3項から第5項までの規定により」とあるのは「あらかじめ」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、同条第4項から第6項までの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、同条第4項中「第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項」とあるのは「同条例第6条第1項及び同条第2項の規定により読み替えられた前項」と、同条第5項中「職員勤務時間等条例第10条の2第1項に規定する超勤代休時間」とあるのは「同条例第6条第2項の規定により読み替えられた前項の規定による超過勤務手当に相当する報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間」と、同条第6項及び第7項中「第1項」とあるのは「同条例第6条第1項」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「同条例第6条第2項の規定により読み替えられた第4項」と、「第3項」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えられた第3項」と、同条第7項中「第2項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第6条第1項第1号」と、「第4項及び前項」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えられた第4項及び前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(第2号会計年度任用職員の地域手当等)</p> <p><b>第16条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 職員給与と条例第14条第3項から第6項までの規定は、第2号会計年度任用職員の超過勤務手当について準用する。この場合において、同条第3項、第4項及び第6項中「第18条」とあるのは「同条例第17条」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)第16条第2項」と、「職員勤務時間等条例第11条第6項<u>の規定</u>により、あらかじめ同条第3項から第5項までの規定により」とあるのは「あらかじめ」と、「職員」とあるのは「同条例第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員」と、同条第4項から第6項までの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員」と、同条第4項中「第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項」とあるのは「同条例第16条第2項及び同条第3項の規定により読み替えられた前項」と、同条第5項中「職員勤務時間等条例第10条の2第1項に規定する超勤代休時間」とあるのは「同条例第16条第3項の規定により読み替えら</p>

れた前項の規定による超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「同条例第16条第3項の規定により読み替えられた第4項」と、「第1項」とあるのは「同条例第16条第2項」と、「第3項」とあるのは「同条第3項の規定により読み替えられた第3項」と読み替えるものとする。

4・5 省略

れた前項の規定による超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「同条例第16条第3項の規定により読み替えられた第4項」と、「第1項」とあるのは「同条例第16条第2項」と、「第3項」とあるのは「同条第3項の規定により読み替えられた第3項」と読み替えるものとする。

4・5 省略

○愛媛県条例第3号

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例

愛媛県行政組織条例（平成7年愛媛県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（部の設置）</p> <p><b>第2条</b> 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>1 省略</p> <p>2 企画振興部</p> <p>（1）～（4）省略</p> <p><u>（5）男女共同参画に関する事項</u></p> <p>3・4 省略</p> <p>5 保健福祉部</p> <p>（1）～（4）省略</p> <p>6～8 省略</p>	<p>（部の設置）</p> <p><b>第2条</b> 知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>1 省略</p> <p>2 企画振興部</p> <p>（1）～（4）省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>5 保健福祉部</p> <p>（1）～（4）省略</p> <p><u>（5）男女共同参画に関する事項</u></p> <p>6～8 省略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第4号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中村時広

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

**第1条** 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給料）</p> <p><b>第2条</b> 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。第18条において同じ。）</u>、へき地手当（第11条の3第3項に規定する手当を含む。第18条において同じ。）<u>、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、管理職手当、初任給調整手</u></p>	<p>（給料）</p> <p><b>第2条</b> 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>_____、特殊勤務手当、特地勤務手当（第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。第18条において同じ。）</u>、へき地手当（第11条の3第3項に規定する手当を含む。第18条において同じ。）<u>、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、管理職手当、初任給調整手</u></p>

当、農林漁業普及指導手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 省略

(給料表)

第4条 省略

2～5 省略

6 前項の規定により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給

とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 次に掲げる職員

の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員で人事委員会規則で定めるもの(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

8～12 省略

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号まで のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる 父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員 に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 省略
(2) 省略
(3) 省略
(4) 省略
(5) 省略

3 扶養手当の月額額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族たる 父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

当、農林漁業普及指導手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 省略

(給料表)

第4条 省略

2～5 省略

6 前項の規定により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給)

とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員で人事委員会規則で定めるもの第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8～12 省略

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職9級職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

3 扶養手当の月額額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政職

\_\_\_\_\_にあつては、3,500円) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 \_\_\_\_\_にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### 第9条 削除

8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となつた者に扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合(行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合及び行政職9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となつた日、行政職9級職員等から行政職9級職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職9級職員等以外の職員から行政職9級職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職9級職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政職9級職員等が行政職9級職員等以外の職員となつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等及び行政職9級職員等以外の職員となつた場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職9級職員等以外のものが行政職9級職員等となつた場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等及び行政職9級職員等以外のものが行政職8級職員等となつた場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

（地域手当）

第9条の2 省略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 3級地 100分の15
- (4) 4級地 100分の12
- (5) 5級地 100分の10
- (6) 6級地 100分の6
- (7) 7級地 100分の3

3 省略

（住居手当）

第9条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 省略
- (2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 \_\_\_\_\_ が居住するための住宅（人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 省略

（通勤手当）

第10条 省略

（地域手当）

第9条の2 省略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の8
- (5) 5級地 100分の4

3 省略

（住居手当）

第9条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 省略
- (2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

2・3 省略

（通勤手当）

第10条 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額（特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等

を利用し、その利用に係る運賃等を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める者に限る。）にあつては、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額）に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」と総称する。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ト 省略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 省略

#### 第10条の2 省略

（在宅勤務等手当）

**第10条の3** 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（管理職員特別勤務手当）

**第17条の2** 第18条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」という。）が臨時又は緊急

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額（特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等の利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る運賃等を負担することを常例とする職員

にあつては、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額）に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が93,000円を超えるときは、支給単位期間につき、93,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が93,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、93,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」と総称する。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員

にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ト 省略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が93,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、93,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6 省略

#### 第10条の2 省略

（管理職員特別勤務手当）

**第17条の2** 第18条の2第1項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」という。）が臨時又は緊急

の必要その他の公務の運営の必要により週休日若しくは職員勤務時間等条例第11条第4項及び同条第6項において読み替えて準用する同条第5項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は休日等（以下「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の

午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

(2) 省略

4 省略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

**第18条** 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びに給料及び管理職手当の月額に対する地域手当、給料の月額に対する特地勤務手当及びへき地手当並びに在宅勤務等手当、管理職手当、初任給調整手当及び農林漁業普及指導手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（特定の職員についての適用除外）

**第19条の5** 第8条、第9条の3、第9条の5、第10条の2、第11条の2、第11条の3及び第18条の4の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

2 第8条及び第18条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

の必要その他の公務の運営の必要により週休日若しくは職員勤務時間等条例第11条第4項及び同条第6項において読み替えて準用する同条第5項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は休日等（以下「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間

であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 省略

4 省略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

**第18条** 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びに給料及び管理職手当の月額に対する地域手当、給料の月額に対する特地勤務手当及びへき地手当並びに管理職手当、初任給調整手当及び農林漁業普及指導手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（特定の職員についての適用除外）

**第19条の5** 第8条、第9条、第9条の3、第9条の5、第10条の2、第11条の2、第11条の3及び第18条の4の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

2 第8条、第9条、第9条の3、第9条の5、第11条の2、第11条の3及び第18条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,601	231,380	266,891	300,592	323,227	357,331	410,749	461,049	513,261
	2	185,707	232,889	267,897	302,101	325,038	359,041	412,661	466,582	520,202
	3	186,914	234,398	268,903	303,610	326,849	360,651	414,572	471,612	525,433
	4	188,021	235,907	269,909	305,019	328,559	362,260	416,383	476,341	529,759
	5	189,128	237,416	270,915	306,427	330,269	363,870	418,194	480,365	533,280
	6	190,838	238,925	271,921	307,534	331,980	365,681	420,005	483,886	536,600
	7	192,447	240,434	272,927	308,540	333,690	367,190	421,815	486,904	539,618
	8	194,057	241,943	273,933	309,747	335,400	368,799	423,626	489,419	542,133
	9	195,667	243,452	274,939	310,954	337,010	370,208	425,236	491,431	544,145
	10	197,377	244,860	275,945	312,564	338,720	371,817	426,745		
	11	198,986	246,268	276,951	314,173	340,430	373,427	428,254		
	12	200,596	247,677	278,058	315,783	342,040	374,936	429,763		
	13	202,206	248,884	279,064	317,292	343,549	376,847	431,272		
	14	203,916	250,091	280,372	318,902	345,158	378,759	432,580		
	15	205,626	251,298	281,680	320,511	346,768	380,670	433,887		
	16	207,336	252,506	282,887	322,121	348,277	382,481	435,095		
	17	208,644	253,612	284,195	323,630	349,685	383,990	436,302		
	18	210,254	254,719	285,502	325,340	351,395	385,801	437,610		
	19	211,863	255,825	286,710	326,950	353,005	387,511	438,917		
	20	213,372	256,932	287,917	328,559	354,615	389,120	440,125		
	21	214,881	257,938	289,023	329,968	355,822	390,831	441,332		
	22	216,491	258,944	290,231	331,678	357,331	392,239	442,137		
	23	218,100	259,950	291,538	333,388	358,840	393,647	442,941		
	24	219,710	260,956	292,846	334,998	360,349	395,056	443,746		
	25	221,320	261,962	294,154	336,205	362,059	396,464	444,350		
	26	223,030	262,867	295,160	338,116	363,870	397,671	444,953		
	27	224,338	263,773	296,166	339,826	365,580	398,879	445,557		
	28	225,645	264,678	297,273	341,436	367,290	399,885	446,161		
	29	226,953	265,483	298,379	342,945	368,699	400,991	446,865		
	30	228,060	266,288	299,586	344,555	370,006	402,198	447,670		
	31	229,166	267,093	300,693	346,164	371,214	403,305	448,072		
	32	230,273	267,897	301,900	347,774	372,622	404,412	448,776		



	33	231,380	268,602	303,107	349,484	373,729	405,116	449,279
	34	232,486	269,406	304,415	351,295	374,634	405,820	449,682
	35	233,593	270,211	305,723	353,106	375,640	406,524	450,084
	36	234,699	270,915	307,031	354,916	376,747	407,228	450,486
	37	235,806	271,620	308,339	356,425	377,551	407,832	450,889
	38	236,812	272,424	309,646	357,834	378,457	408,436	451,291
	39	237,818	273,229	310,954	359,242	379,362	408,939	451,694
	40	238,723	273,933	312,262	360,651	380,167	409,341	451,995
	41	239,629	274,638	313,570	362,160	380,972	409,743	452,297
	42	240,534	275,442	314,878	362,964	381,777	409,945	452,700
	43	241,339	276,247	316,185	363,970	382,581	410,246	453,001
	44	242,144	276,951	317,292	364,976	383,286	410,548	453,303
	45	242,848	277,656	318,197	365,882	383,990	410,850	453,605
	46	243,452	278,360	319,505	366,988	384,694	411,152	
	47	244,055	279,064	320,813	367,894	385,398	411,454	
	48	244,659	279,768	322,121	368,900	386,102	411,755	
	49	245,262	280,472	323,328	369,805	386,605	411,957	
	50	245,866	281,177	324,636	370,509	387,209	412,258	
	51	246,470	281,881	325,843	371,214	387,813	412,560	
	52	246,973	282,585	327,050	371,817	388,517	412,862	
	53	247,476	283,189	328,358	372,220	388,919	413,063	
	54	247,878	283,893	329,465	372,823	389,523	413,365	
	55	248,180	284,496	330,571	373,527	390,126	413,667	
	56	248,482	285,201	331,678	374,232	390,629	413,969	
	57	248,783	285,804	332,382	374,533	391,032	414,170	
	58	249,085	286,508	333,287	375,238	391,635	414,472	
	59	249,387	287,112	333,992	375,942	392,239	414,773	
定年	60	249,689	287,816	334,796	376,545	392,742	414,975	
前再								
任用	61	249,991	288,420	335,601	376,847	393,144	415,176	
短時	62	250,292	289,124	336,004	377,350	393,647	415,478	
間勤	63	250,594	289,728	336,607	377,954	394,150	415,779	
務職	64	250,896	290,231	337,311	378,557	394,754	415,981	
員以								
外の	65	251,198	290,734	338,116	378,859	395,056	416,182	
職員	66	251,500	291,337	338,820	379,463	395,458	416,484	
	67	251,801	291,840	339,525	380,167	395,861	416,785	
	68	252,103	292,444	340,128	380,771	396,263	416,987	
	69	252,405	292,947	340,631	381,173	396,565	417,188	

70	252,707	293,450	341,235	381,676	396,867	417,490
71	253,009	294,053	341,738	382,280	397,168	417,791
72	253,310	294,657	342,341	382,783	397,370	417,993
73	253,612	295,160	342,643	383,286	397,571	418,194
74	253,914	295,663	343,146	383,889	397,873	
75	254,216	296,065	343,549	384,392	398,174	
76	254,518	296,367	343,951	384,694	398,376	
77	254,819	296,568	344,353	385,096	398,577	
78	255,121	296,870	344,856	385,599	398,879	
79	255,423	297,071	345,359	386,002	399,180	
80	255,725	297,373	345,862	386,404	399,382	
81	256,027	297,574	346,164	386,807	399,583	
82	256,328	297,776	346,567	387,310	399,885	
83	256,630	298,077	346,969	387,712	400,186	
84	256,932	298,279	347,371	388,114	400,388	
85	257,234	298,580	347,673	388,416	400,589	
86	257,536	298,882	348,076	388,919		
87	257,837	299,184	348,478	389,322		
88	258,139	299,486	348,880	389,724		
89	258,441	299,788	349,082	390,026		
90	258,743	300,089	349,484	390,529		
91	259,045	300,391	349,886	390,931		
92	259,346	300,794	350,289	391,334		
93	259,648	300,995	350,490	391,635		
94		301,196	350,892			
95		301,498	351,295			
96		301,900	351,597			
97		302,101	351,898			
98		302,403	352,301			
99		302,806	352,703			
100		303,208	353,106			
101		303,409	353,609			
102		303,711	354,011			
103		304,013	354,413			
104		304,315	354,816			
105		304,516	355,319			
106		304,818	355,721			

107			305,119	356,023						
108			305,421	356,325						
109			305,622	356,828						
110			306,025							
111			306,427							
112			306,729							
113			306,930							
114			307,131							
115			307,433							
116			307,836							
117			308,037							
118			308,238							
119			308,540							
120			308,842							
121			309,244							
122			309,445							
123			309,747							
124			310,049							
125			310,351							
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		193,152	220,817	261,560	281,378	296,669	322,523	364,876	398,577	450,688

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	212,869	233,995	257,033	297,172	333,891	355,419	386,404	422,821	468,796
	2	215,284	236,208	259,045	298,178	335,400	357,130	388,114	424,431	475,033
	3	217,698	238,422	261,258	299,184	336,909	358,840	389,825	426,041	480,063
	4	220,112	240,635	263,471	300,089	338,418	360,449	391,535	427,550	484,389
	5	222,527	242,848	265,584	300,693	339,927	362,059	393,044	429,059	488,413
	6	224,941	244,860	266,891	301,397	341,335	363,769	394,653	430,668	491,934
	7	227,356	246,872	268,199	302,101	342,643	365,379	396,263	432,077	494,952
	8	229,569	248,683	269,507	302,806	343,951	366,988	397,873	433,485	497,467
	9	231,782	250,494	270,815	303,510	345,259	368,598	399,482	434,592	499,680
	10	233,895	252,204	272,123	304,214	346,868	370,208	401,092	436,000	
	11	236,007	253,914	273,430	304,918	348,478	371,817	402,701	437,509	
	12	238,019	255,322	274,738	305,522	350,088	373,427	404,311	439,018	
	13	240,031	256,731	276,046	306,226	351,597	375,036	405,820	440,326	
	14	242,043	258,542	277,253	307,031	353,206	376,646	407,832	442,036	
	15	244,055	259,950	278,360	307,735	354,816	378,256	409,844	443,646	
	16	245,665	261,459	279,869	308,540	356,325	379,865	411,856	445,255	
	17	247,274	262,968	281,177	309,244	357,834	381,475	413,365	446,664	
	18	248,783	264,175	282,484	310,049	359,443	383,084	415,075	448,374	
	19	250,292	265,382	283,792	311,055	361,053	384,694	416,685	450,084	
	20	251,801	266,489	284,999	311,960	362,562	386,304	418,395	451,694	
	21	253,310	267,797	286,207	312,866	364,071	387,913	420,005	453,102	
	22	254,920	269,004	286,810	314,173	365,681	389,523	421,514	453,806	
	23	256,429	270,312	287,414	315,481	367,290	391,233	423,023	454,510	
	24	257,938	271,620	288,017	316,789	368,900	392,943	424,431	455,215	
	25	259,447	273,028	288,520	318,097	370,308	394,653	425,638	455,617	
	26	260,654	274,436	289,124	319,606	372,018	396,665	427,147	456,120	
	27	261,861	275,744	289,728	320,914	373,729	398,577	428,656	456,724	
	28	263,069	277,052	290,231	322,020	375,338	400,488	430,065	457,327	
	29	264,276	278,058	290,734	323,026	376,948	402,198	431,574	457,931	
	30	265,584	279,366	291,337	324,233	378,557	403,607	432,881	458,635	
	31	266,891	280,674	291,840	325,441	380,167	404,814	434,089	459,138	
	32	268,199	281,881	292,343	326,547	381,877	406,122	435,296	459,641	

	33	269,507	283,088	292,846	327,654	383,587	407,128	436,302	460,144
	34	271,016	283,692	293,450	328,861	385,599	408,234	437,006	460,446
	35	272,324	284,295	293,953	330,068	387,611	409,240	437,811	460,748
	36	273,732	284,899	294,456	331,175	389,623	410,246	438,515	461,150
	37	274,738	285,402	294,959	332,281	391,334	411,353	439,018	461,552
	38	276,046	286,005	295,562	333,489	393,044	412,560	439,420	461,754
	39	277,354	286,609	296,166	334,696	394,553	413,667	439,823	462,055
	40	278,561	287,213	296,770	335,903	396,062	414,773	440,125	462,257
	41	279,768	287,716	297,474	337,110	397,269	415,981	440,426	462,659
	42	280,372	288,319	298,178	338,317	398,275	416,785	440,728	462,860
	43	280,975	288,923	298,882	339,525	399,281	417,590	441,030	463,061
	44	281,579	289,426	299,586	340,732	400,287	418,194	441,332	463,263
	45	281,981	289,929	300,190	341,939	401,394	418,697	441,533	463,665
	46	282,585	290,432	301,095	343,247	402,500	419,401	441,835	
	47	283,088	290,935	301,900	344,454	403,607	420,105	442,137	
	48	283,591	291,438	302,705	345,661	404,713	420,709	442,438	
	49	284,094	292,041	303,510	346,868	406,021	421,413	442,740	
	50	284,698	292,544	304,616	348,277	406,826	421,815	443,042	
	51	285,201	293,148	305,723	349,585	407,631	422,419	443,344	
	52	285,704	293,752	306,729	350,892	408,234	423,023	443,646	
	53	286,207	294,355	307,735	351,798	408,737	423,425	443,847	
	54	286,810	295,059	308,842	353,106	409,442	423,827	444,149	
	55	287,313	295,764	309,848	354,313	410,146	424,330	444,450	
	56	287,816	296,468	310,954	355,520	410,850	424,833	444,752	
	57	288,319	297,071	311,960	356,727	411,152	425,336	444,953	
	58	288,822	297,977	313,067	358,136	411,856	425,940	445,255	
	59	289,325	298,782	314,173	359,544	412,560	426,342	445,557	
	60	289,828	299,586	315,280	360,952	413,063	426,745	445,758	
	61	290,331	300,391	316,286	362,260	413,466	427,147	445,959	
	62	290,834	301,297	317,393	363,769	413,868	427,449	446,261	
	63	291,337	302,202	318,499	365,278	414,371	427,751	446,563	
	64	291,840	303,107	319,606	366,687	414,874	428,053	446,865	
	65	292,343	303,912	320,612	367,894	415,377	428,354	447,066	
	66	292,846	304,818	321,718	369,302	415,779	428,656	447,368	
	67	293,349	305,622	322,825	370,610	416,282	428,958	447,670	
定年	68	293,852	306,427	323,932	372,018	416,785	429,159	447,971	
前再									
任用	69	294,355	307,333	324,938	373,125	417,288	429,360	448,173	

短時	70	294,858	308,238	326,145	374,332	417,791	429,662	448,474
間勤	71	295,361	309,143	327,352	375,539	418,395	429,964	448,776
務職	72	295,864	310,049	328,559	376,747	418,898	430,165	449,078
員以								
外の	73	296,367	310,854	329,263	378,054	419,300	430,366	449,279
職員	74	296,971	311,759	330,571	379,262	419,904	430,668	
	75	297,574	312,664	331,879	380,469	420,407	430,970	
	76	298,077	313,469	333,187	381,575	420,608	431,171	
	77	298,580	314,173	334,495	382,682	420,910	431,372	
	78	299,184	315,079	335,903	383,889	421,413	431,674	
	79	299,788	315,984	337,311	384,996	421,715	431,976	
	80	300,391	316,990	338,720	386,203	422,017	432,177	
	81	300,995	317,896	340,028	387,310	422,318	432,378	
	82	301,699	319,002	341,637	387,913	422,721	432,680	
	83	302,403	320,008	343,146	388,416	423,123	432,982	
	84	303,007	321,014	344,655	388,919	423,526	433,183	
	85	303,610	321,920	346,064	389,523	423,827	433,384	
	86	304,315	322,926	347,573	390,126	424,230		
	87	305,019	323,932	349,082	390,730	424,632		
	88	305,723	324,938	350,490	391,334	425,035		
	89	306,427	325,944	351,798	391,635	425,336		
	90	307,232	327,251	353,005	392,138	425,739		
	91	308,037	328,459	354,212	392,641	426,141		
	92	308,741	329,666	355,520	393,144	426,544		
	93	309,244	330,873	356,828	393,547	426,845		
	94	310,149	332,181	358,337	393,949			
	95	311,055	333,388	359,846	394,452			
	96	311,860	334,595	361,254	394,955			
	97	312,664	335,802	362,562	395,358			
	98	313,670	337,110	363,769	395,861			
	99	314,576	338,317	364,876	396,364			
	100	315,481	339,525	366,083	396,867			
	101	316,387	340,933	367,190	397,168			
	102	317,393	341,838	368,296	397,571			
	103	318,399	342,844	369,403	398,074			
	104	319,304	343,951	370,509	398,376			
	105	320,109	345,058	371,717	398,677			
	106	320,712	346,164	372,220	399,180			

107	321,316	347,170	372,823	399,683						
108	321,920	348,176	373,427	400,186						
109	322,423	349,383	374,030	400,488						
110	322,926	350,389	374,533	400,991						
111	323,328	351,395	374,936	401,494						
112	323,831	352,301	375,439	401,997						
113	324,636	353,206	375,841	402,299						
114	325,340	354,112	376,244	402,802						
115	326,044	355,118	376,747	403,305						
116	326,648	356,124	377,250	403,808						
117	327,251	357,130	377,652	404,210						
118	327,956	357,532	378,155	404,713						
119	328,660	358,136	378,759	405,116						
120	329,465	358,739	379,262	405,619						
121	330,068	359,041	379,463	406,021						
122	330,370	359,443	379,966							
123	330,873	359,846	380,469							
124	331,376	360,248	380,871							
125	331,678	360,651	381,374							
126		361,053	381,877							
127		361,455	382,380							
128		361,858	382,883							
129		362,260	383,185							
130			383,688							
131			384,191							
132			384,694							
133			384,996							
134			385,499							
135			385,901							
136			386,304							
137			386,605							
138			387,108							
139			387,611							
140			388,114							
141			388,416							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	247,677	259,548	263,773	295,562	312,463	326,849	350,691	386,505	418,697	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	185,003	235,303	328,056	378,256	449,179
	2	186,110	239,629	330,068	379,664	459,138
	3	187,317	242,345	332,080	381,072	468,594
	4	188,423	245,061	334,092	382,481	478,554
	5	189,530	247,677	335,903	383,889	488,211
	6	191,643	249,286	337,915	385,298	498,070
	7	193,755	250,795	339,826	386,706	507,024
	8	195,868	252,304	341,738	388,114	514,971
	9	197,980	253,813	343,549	389,523	522,818
	10	199,992	255,926	345,158	391,032	529,960
	11	202,004	258,039	346,768	392,440	535,292
	12	204,016	260,051	348,377	393,849	539,819
	13	206,028	262,063	349,987	395,257	542,837
	14	207,940	264,376	350,993	396,766	544,849
	15	209,851	266,690	351,999	398,275	
	16	211,662	268,903	353,005	399,784	
	17	213,372	271,117	354,112	401,293	
	18	215,183	273,531	355,419	402,903	
	19	216,994	275,945	356,627	404,512	
	20	218,805	278,360	357,834	406,222	
	21	220,615	280,674	359,041	407,430	
	22	222,426	282,786	360,148	408,838	
	23	224,136	284,899	361,254	410,246	
	24	225,847	286,911	362,361	411,554	
	25	227,557	288,923	363,467	412,862	
	26	229,669	290,834	364,473	414,170	
	27	231,581	292,746	365,479	415,679	
	28	233,492	294,657	366,485	417,188	
	29	235,404	296,568	367,391	418,395	
	30	236,510	298,077	368,296	419,602	
	31	237,617	299,586	369,101	421,212	
	32	238,723	301,095	369,906	422,721	



	33	240,132	302,604	370,610	424,029
	34	241,641	304,113	371,415	425,437
	35	243,150	305,622	372,220	426,845
	36	244,659	307,031	373,024	428,254
	37	246,168	308,439	373,829	429,662
	38	247,777	309,345	374,634	431,071
	39	249,387	310,250	375,439	432,479
	40	250,997	311,155	376,244	433,887
	41	252,606	311,960	377,048	434,994
	42	254,115	312,463	378,356	436,302
	43	255,624	312,966	379,664	437,710
	44	257,133	313,469	380,871	439,018
	45	258,642	313,972	381,575	439,823
	46	259,950	314,475	382,581	440,628
	47	261,157	314,978	383,386	441,533
	48	262,364	315,481	384,090	442,438
	49	263,572	315,884	384,795	443,243
	50	264,678	316,387	385,499	444,048
	51	265,785	316,890	386,203	444,652
	52	266,891	317,393	386,907	445,456
	53	267,998	317,795	387,511	445,859
	54	269,105	318,298	388,215	446,462
	55	270,111	318,700	389,020	446,965
	56	271,117	319,103	389,825	447,468
	57	272,123	319,505	390,428	447,971
定年	58	272,827	319,908	391,233	
前再	59	273,430	320,310	391,937	
任用	60	274,034	320,712	392,641	
短時	61	274,638	321,115	393,245	
間勤	62	275,241	321,718	393,949	
務職	63	275,845	322,322	394,653	
員以	64	276,448	322,926	395,358	
外の	65	277,052	323,429	396,062	
職員	66	277,656	324,032	396,665	
	67	278,259	324,636	397,269	
	68	278,863	325,239	397,973	

69	279,466	325,742	398,677
70	280,171	326,346	399,180
71	280,875	326,950	399,784
72	281,579	327,553	400,388
73	282,183	328,056	400,891
74	282,887	328,760	401,494
75	283,591	329,465	402,098
76	284,295	330,169	402,601
77	284,899	330,873	403,104
78	285,603	331,577	403,607
79	286,307	332,281	404,110
80	286,911	332,986	404,814
81	287,514	333,690	405,216
82	288,219	334,495	
83	288,923	335,199	
84	289,526	335,802	
85	290,130	336,305	
86	290,834	336,808	
87	291,538	337,211	
88	292,142	337,613	
89	292,746	337,915	
90	293,450	338,418	
91	294,154	338,820	
92	294,758	339,223	
93	295,361	339,525	
94	296,065	339,927	
95	296,669	340,329	
96	297,273	340,732	
97	297,574	341,235	
98	298,178	341,738	
99	298,782	342,241	
100	299,285	342,744	
101	299,788	343,247	
102	300,190	343,750	
103	300,592	344,253	
104	300,995	344,756	

	105	301,397	345,158			
	106	301,900	345,561			
	107	302,403	346,064			
	108	302,705	346,466			
	109	302,906	346,969			
	110	303,309	347,371			
	111	303,610	347,774			
	112	303,812	348,176			
	113	304,113	348,679			
	114	304,415	349,082			
	115	304,717	349,484			
	116	305,019	349,886			
	117	305,321	350,389			
	118	305,622	350,792			
	119	305,824	351,194			
	120	306,125	351,597			
	121	306,427	351,999			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		223,130	265,181	290,331	333,388	392,943

備考 この表は、研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	293,148	402,701	457,830	553,098
	2	295,462	405,418	459,842	559,235
	3	297,776	408,033	461,754	564,567
	4	299,989	410,548	463,665	569,496
	5	302,101	412,963	465,073	573,923
	6	305,622	415,176	466,884	578,248
	7	309,143	417,288	468,695	581,870
	8	312,564	419,401	470,506	584,888
	9	315,984	421,514	472,317	587,403
	10	319,505	423,023	474,127	589,717
	11	322,926	424,532	475,938	
	12	326,346	426,041	477,749	
	13	329,766	427,449	479,560	
	14	333,287	428,958	481,371	
	15	336,708	430,467	483,181	
	16	340,128	431,875	484,992	
	17	343,549	433,284	486,803	
	18	346,667	434,793	488,714	
	19	349,786	436,302	490,626	
	20	352,904	437,710	492,537	
	21	356,124	439,119	494,449	
	22	359,242	440,628	496,159	
	23	362,361	442,137	497,970	
	24	365,379	443,545	499,780	
	25	368,397	444,953	501,390	
	26	370,711	446,362	503,201	
	27	373,024	447,770	505,012	
	28	375,238	449,179	506,621	
	29	377,149	450,587	508,030	
	30	378,859	451,995	509,740	
	31	380,569	453,404	511,551	
	32	382,380	454,812	513,261	

	33	384,191	456,221	514,770
	34	386,002	457,629	516,078
	35	387,611	459,037	517,385
	36	389,020	460,446	518,693
	37	390,428	461,854	519,699
	38	391,937	463,564	521,007
	39	393,446	465,174	522,315
定年	40	394,955	466,784	523,623
前再				
任用	41	396,464	468,393	524,629
短時	42	397,168	469,600	525,433
間勤	43	397,772	470,808	526,238
務職	44	398,476	471,914	527,043
員以				
外の	45	399,382	472,920	527,948
職員	46	399,985	473,926	528,753
	47	400,589	474,832	529,558
	48	401,192	475,636	530,262
	49	401,796	476,341	531,067
	50	402,299	477,045	531,872
	51	402,802	477,749	532,576
	52	403,305	478,353	533,481
	53	403,808	479,057	534,387
	54	404,210	479,761	535,192
	55	404,613	480,365	536,097
	56	405,015	480,968	537,002
	57	405,418	481,270	537,807
	58	405,820	481,874	538,713
	59	406,222	482,578	539,618
	60	406,625	483,282	540,322
	61	407,027	483,684	541,127
	62	407,430	484,288	542,032
	63	407,832	484,992	542,938
	64	408,234	485,696	543,843
	65	408,536	486,099	544,648
	66		486,702	545,553
	67		487,306	546,459
	68		487,809	547,364

	69		488,312	548,169	
	70		488,815	549,074	
	71		489,318	549,980	
	72		489,821	550,885	
	73		490,223	551,690	
	74		490,726		
	75		491,129		
	76		491,632		
	77		492,135		
	78		492,738		
	79		493,342		
	80		493,744		
	81		494,247		
	82		494,851		
	83		495,455		
	84		495,958		
	85		496,461		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		303,510	346,466	401,897	476,139

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,731	228,764	264,578	283,490	316,890	362,864	417,490
	2	191,844	230,072	265,382	284,295	318,298	364,574	419,401
	3	193,956	231,380	266,187	285,100	319,706	366,184	421,312
	4	196,069	232,687	266,992	285,804	321,115	367,793	423,123
	5	198,081	233,895	267,797	286,508	322,523	369,403	424,934
	6	200,093	235,001	268,602	287,213	324,133	371,012	426,544
	7	202,105	236,007	269,406	287,917	325,642	372,622	428,153
	8	203,916	237,013	270,211	288,722	327,151	374,232	429,662
	9	205,727	238,120	271,016	289,526	328,660	375,841	431,171
	10	207,638	239,327	271,821	290,331	330,269	377,853	432,479
	11	209,549	240,635	272,626	291,136	331,778	379,865	433,787
	12	211,662	241,943	273,430	291,840	333,287	381,877	435,095
	13	213,372	243,250	274,235	292,544	334,796	383,286	436,402
	14	215,384	244,558	275,040	293,651	336,406	384,996	437,610
	15	217,597	245,866	275,845	294,758	337,915	386,706	438,817
	16	219,710	247,073	276,650	295,965	339,424	388,416	439,923
	17	221,823	248,280	277,454	297,172	340,933	390,126	441,131
	18	222,929	249,488	278,259	298,379	342,543	391,635	442,237
	19	224,036	250,695	279,064	299,586	344,152	393,144	443,444
	20	225,142	251,902	279,869	300,794	345,661	394,653	444,652
	21	226,249	253,009	280,674	302,001	346,969	395,961	445,758
	22	227,154	253,914	281,579	303,208	348,478	397,269	446,563
	23	228,060	254,719	282,484	304,415	349,987	398,577	446,965
	24	228,965	255,524	283,289	305,622	351,496	399,683	447,670
	25	229,871	256,328	284,094	306,830	353,005	400,790	448,173
	26	230,776	257,133	284,999	308,037	354,514	401,897	448,575
	27	231,681	257,938	285,905	309,143	356,023	403,003	448,977
	28	232,587	258,743	286,710	310,351	357,431	404,110	449,380
	29	233,492	259,548	287,514	311,658	358,840	404,915	449,782
	30	234,398	260,352	288,621	312,866	360,449	405,719	450,185
	31	235,303	261,157	289,627	314,073	361,958	406,524	450,587
	32	236,208	261,962	290,633	315,280	363,467	407,329	450,889
	33	237,013	262,767	291,639	316,487	364,675	407,731	451,191

	34	237,818	263,572	292,746	317,594	365,781	408,335	451,593
	35	238,623	264,276	293,752	318,801	366,988	408,838	451,895
	36	239,428	265,081	294,758	320,008	368,095	409,240	452,197
	37	240,232	265,986	295,764	321,215	369,101	409,643	452,498
	38	241,037	266,791	296,770	322,523	369,906	409,844	
	39	241,842	267,596	297,776	323,831	370,912	410,146	
	40	242,647	268,400	298,782	325,038	372,018	410,448	
	41	243,250	269,205	299,788	325,944	373,024	410,749	
	42	243,854	270,010	300,995	327,151	374,030	411,051	
	43	244,458	270,815	302,101	328,358	375,036	411,353	
	44	244,961	271,620	303,208	329,565	375,942	411,655	
	45	245,464	272,324	304,315	330,672	376,747	411,856	
	46	246,067	273,129	305,421	331,678	377,551	412,158	
	47	246,570	273,933	306,528	332,684	378,457	412,460	
	48	246,973	274,738	307,634	333,589	379,262	412,761	
	49	247,375	275,442	308,741	334,495	379,765	412,963	
	50	247,878	276,247	309,848	335,501	380,569	413,264	
	51	248,381	276,951	310,954	336,507	381,374	413,566	
定年	52	248,884	277,656	312,061	337,412	382,179	413,868	
前再								
任用	53	249,186	278,360	313,067	337,915	382,581	414,069	
短時	54	249,488	279,064	314,073	338,820	383,286		
間勤	55	249,789	279,768	315,079	339,525	383,990		
務職	56	250,091	280,472	316,085	340,430	384,593		
員以								
外の	57	250,393	281,177	317,091	341,134	384,996		
職員	58	250,695	281,881	318,097	341,436	385,499		
	59	250,997	282,585	319,103	341,939	386,102		
	60	251,298	283,189	320,008	342,543	386,706		
	61	251,600	283,792	320,914	343,146	387,108		
	62	251,902	284,496	321,718	343,850	387,611		
	63	252,204	285,201	322,423	344,555	388,114		
	64	252,506	285,804	323,127	345,158	388,617		
	65	252,807	286,408	323,730	345,862	389,221		
	66	253,109	287,112	324,435	346,365	389,724		
	67	253,411	287,816	325,038	346,969	390,328		
	68	253,713	288,420	325,642	347,573	390,931		
	69	254,015	289,023	326,245	347,874	391,434		



70	254,316	289,728	326,447	348,478	391,937
71	254,618	290,432	326,950	348,981	392,440
72	254,819	291,035	327,453	349,484	392,943
73	255,021	291,639	328,056	349,987	393,245
74	255,322	292,142	328,559	350,490	393,748
75	255,624	292,544	329,062	350,993	394,150
76	255,825	292,947	329,465	351,395	394,553
77	256,027	293,349	330,068	351,697	394,955
78	256,328	293,651	330,571	351,999	395,458
79	256,630	293,953	330,974	352,200	395,861
80	256,831	294,255	331,477	352,502	396,263
81	257,033	294,556	331,980	353,005	396,665
82	257,334	294,858	332,382	353,307	397,168
83	257,636	295,160	332,583	353,609	397,571
84	257,837	295,462	332,885	353,910	397,973
85	258,039	295,663	333,287	354,313	398,376
86		295,864	333,690	354,615	
87		296,065	333,992	354,916	
88		296,267	334,293	355,218	
89		296,669	334,595	355,621	
90		296,870	334,796	355,922	
91		297,071	335,199	356,224	
92		297,273	335,501	356,526	
93		297,675	335,702	356,828	
94		297,876	336,004	357,230	
95		298,077	336,305	357,633	
96		298,379	336,607	358,035	
97		298,681	336,808	358,538	
98		298,882	337,110	358,940	
99		299,083	337,412	359,343	
100		299,385	337,613	359,745	
101		299,687	337,814	360,248	
102		299,888	338,016		
103		300,089	338,418		
104		300,391	338,619		
105		300,693	338,820		

	106			339,223				
	107			339,625				
	108			340,028				
	109			340,229				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		194,158	220,917	249,588	263,270	289,023	330,370	373,226

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	208,946	242,043	283,490	296,971	321,215	364,172	418,797
	2	210,857	244,256	283,993	297,574	322,221	365,882	421,011
	3	212,668	246,470	284,496	298,178	323,227	367,592	423,224
	4	214,378	248,683	284,999	298,681	324,233	369,302	425,336
	5	216,088	250,896	285,502	299,184	325,239	371,113	427,248
	6	218,000	251,902	286,005	299,788	326,447	373,125	429,159
	7	219,811	252,807	286,508	300,391	327,654	375,137	430,970
	8	221,521	253,713	287,011	300,894	328,861	377,149	432,881
	9	223,231	254,618	287,514	301,397	329,968	378,859	434,592
	10	225,243	255,825	288,017	302,001	331,175	380,972	436,201
	11	227,154	256,932	288,520	302,604	332,281	383,084	437,911
	12	229,066	257,837	289,023	303,107	333,388	385,096	439,521
	13	230,977	258,642	289,526	303,610	334,495	387,008	440,829
	14	232,989	259,346	290,029	304,315	335,702	388,617	442,137
	15	235,001	260,051	290,532	305,019	336,808	390,428	443,746
	16	237,013	260,956	291,035	305,723	337,915	392,239	445,255
	17	239,025	262,063	291,538	306,427	339,022	393,949	446,965
	18	241,037	263,169	292,041	307,333	340,229	395,659	448,575
	19	243,150	264,276	292,544	308,238	341,335	397,571	449,983
	20	245,162	265,382	293,047	309,143	342,442	399,281	451,392
	21	247,073	266,489	293,550	309,948	343,549	400,991	452,498
	22	248,280	267,596	294,053	310,854	344,756	402,701	453,806
	23	249,488	268,702	294,556	311,759	345,862	404,512	455,114
	24	250,594	269,809	295,059	312,664	346,969	406,222	456,522
	25	251,701	270,815	295,562	313,469	348,076	407,832	457,528
	26	252,606	271,921	296,166	314,375	349,383	409,542	458,233
	27	253,512	273,028	296,971	315,280	350,691	411,353	459,037
	28	254,417	274,034	297,776	316,185	351,999	413,164	459,641
	29	255,222	275,040	298,480	316,990	353,206	414,673	460,546
	30	256,027	275,744	299,285	318,097	354,715	416,182	461,251
	31	256,731	276,448	300,089	319,203	356,224	417,691	462,055
	32	257,435	277,153	300,894	320,310	357,733	418,999	462,860
	33	258,240	277,857	301,598	321,417	358,940	420,105	463,564

34	259,045	278,460	302,403	322,523	360,449	421,212	464,269
35	259,849	278,963	303,208	323,630	361,858	422,318	464,973
36	260,554	279,466	303,912	324,736	363,266	423,526	465,778
37	261,258	279,969	304,717	325,843	364,675	424,833	466,582
38	262,163	280,573	305,522	327,050	365,681	425,940	467,387
39	263,069	281,076	306,327	328,157	367,089	427,147	468,091
40	263,873	281,579	307,131	329,263	368,397	428,254	468,796
41	264,678	281,981	307,836	330,068	369,705	429,461	469,600
42	265,584	282,484	308,842	331,175	371,113	430,467	
43	266,388	282,987	309,848	332,281	372,421	431,574	
44	267,193	283,490	310,753	333,287	373,729	432,680	
45	267,998	283,993	311,658	334,293	375,238	433,686	
46	268,702	284,496	312,664	335,299	376,445	434,189	
47	269,406	284,999	313,670	336,305	377,551	434,793	
48	270,010	285,502	314,576	337,311	378,759	435,195	
49	270,614	286,005	315,481	338,519	379,865	435,799	
50	271,117	286,508	316,487	339,826	380,771	436,302	
51	271,620	287,011	317,493	341,034	381,777	436,704	
52	272,022	287,514	318,499	342,241	382,682	437,207	
53	272,424	288,017	319,304	343,146	383,286	437,710	
54	272,927	288,520	320,310	344,353	384,090	438,113	
55	273,430	289,023	321,316	345,460	384,895	438,414	
56	273,833	289,526	322,221	346,768	385,700	438,716	
57	274,235	290,029	323,127	347,774	386,404	439,119	
58	274,638	290,834	324,133	348,679	387,108		
59	275,040	291,639	325,139	349,786	387,813		
60	275,442	292,343	326,044	350,993	388,416		
61	275,845	293,047	326,950	352,100	389,020		
62	276,247	293,953	328,157	353,307	389,623		
63	276,650	294,858	329,364	354,514	390,328		
64	277,052	295,663	330,571	355,520	390,931		
65	277,454	296,468	331,275	356,526	391,635		
66	277,857	297,373	332,382	357,532	392,138		
67	278,259	298,178	333,489	358,639	392,742		
68	278,662	298,983	334,394	359,745	393,245		
69	279,064	299,788	335,501	360,550	393,647		

	70	279,567	300,693	336,205	361,657	394,251
	71	280,070	301,598	337,311	362,763	394,754
	72	280,472	302,504	338,418	363,769	395,056
	73	280,875	303,409	339,525	364,473	395,358
	74	281,478	304,315	340,732	365,278	395,861
	75	282,082	305,220	341,838	366,083	396,263
	76	282,585	306,125	342,945	366,787	396,565
	77	283,088	306,930	344,052	367,391	396,867
	78	283,692	307,936	345,158	367,894	397,370
	79	284,295	308,942	346,164	368,397	397,873
	80	284,798	309,848	347,271	368,900	398,275
定年	81	285,301	310,351	348,176	369,503	398,577
前再	82	285,804	311,256	349,182	370,006	398,979
任用	83	286,307	312,161	350,088	370,509	399,482
短時	84	286,810	312,966	351,094	371,012	399,885
間勤						
務職	85	287,313	313,771	351,999	371,415	400,287
員以	86	287,816	314,777	352,804	371,817	400,689
外の	87	288,319	315,783	353,609	372,421	401,192
職員	88	288,822	316,789	354,413	372,924	401,595
	89	289,325	317,694	355,017	373,226	401,997
	90	289,828	318,801	355,621	373,729	402,400
	91	290,331	319,807	356,224	374,131	402,903
	92	290,834	320,813	356,828	374,433	403,305
	93	291,337	321,618	357,230	375,036	403,707
	94	291,941	322,322	357,633	375,539	
	95	292,544	323,026	358,136	376,042	
	96	293,148	323,630	358,538	376,545	
	97	293,752	324,133	359,041	377,149	
	98	294,255	324,435	359,443	377,652	
	99	294,758	325,038	359,946	378,155	
	100	295,261	325,642	360,349	378,557	
	101	295,764	326,044	360,651	379,161	
	102	296,267	326,648	361,154	379,664	
	103	296,770	327,251	361,556	380,167	
	104	297,172	327,754	361,858	380,670	
	105	297,574	328,157	362,260	381,274	

106	298,077	328,660	362,763	381,676
107	298,580	329,163	363,266	382,179
108	298,882	329,666	363,769	382,682
109	299,083	330,068	364,272	383,286
110	299,385	330,471	364,775	
111	299,586	330,772	365,278	
112	299,888	331,074	365,681	
113	300,190	331,376	366,083	
114	300,391	331,778	366,485	
115	300,693	332,080	366,988	
116	300,894	332,382	367,491	
117	301,196	332,583	367,894	
118	301,498	332,885	368,397	
119	301,800	333,187	368,900	
120	302,101	333,388	369,403	
121	302,403	333,589	369,705	
122	302,806	333,891		
123	303,107	334,193		
124	303,409	334,495		
125	303,610	334,696		
126	303,812	334,998		
127	304,113	335,400		
128	304,516	335,601		
129	304,717	335,802		
130	305,019	336,004		
131	305,421	336,406		
132	305,824	336,607		
133	306,025	336,909		
134	306,327	337,311		
135	306,628	337,714		
136	306,930	338,116		
137	307,131	338,418		
138	307,433	338,820		
139	307,735	339,223		
140	308,037	339,625		
141	308,238	339,927		

142	308,640	340,329					
143	309,043	340,631					
144	309,345	341,034					
145	309,546	341,335					
146	309,747	341,738					
147	310,049	342,140					
148	310,451	342,543					
149	310,652	342,844					
150	310,854	343,247					
151	311,155	343,649					
152	311,457	344,052					
153	311,860	344,353					
154	312,061						
155	312,262						
156	312,564						
157	312,866						
158	313,167						
159	313,469						
160	313,771						
161	314,173						
162	314,475						
163	314,777						
164	315,079						
165	315,481						
166	315,783						
167	316,085						
168	316,387						
169	316,789						
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	241,138	261,761	269,105	279,567	296,065	333,891	378,859

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p><b>第3条</b> 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当(第12条の3に規定する手当を含む。第18条において同じ。)、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。第18条において同じ。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、定時制通信教育手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(昇給)</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2 前項の規定により教育職員(次項に規定する教育職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教育職員の昇給の号給数を4号給_____とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3~6 省略</p> <p>(給料の支給)</p> <p><b>第9条</b> 教育職員の給料の計算期間その他給料の支給については、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の職員(以下「一般職員」という。)の例による。</p> <p><b>第11条の2</b> 省略</p> <p>(在宅勤務等手当)</p> <p><b>第11条の3</b> 教育職員の在宅勤務等手当については、一般職員の例による。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p><b>第17条の2</b> 次条第1項の規定により管理職手当を支給される教育職員(以下「管理職手当受給教育職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により教育職員勤務時間等条例第11条第2項及び第3項の規定に基づく週休日又は休日等(以下「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該教育職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職手当受給教育職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該教育職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額_____</p>	<p>(給料)</p> <p><b>第3条</b> 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、へき地手当(第12条の3に規定する手当を含む。第18条において同じ。)、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。第18条において同じ。)、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、定時制通信教育手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(昇給)</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2 前項の規定により教育職員(次項に規定する教育職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教育職員の昇給の号給数を4号給(その職務の級が職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の7級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める教育職員にあつては、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3~6 省略</p> <p>(給料の支給)</p> <p><b>第9条</b> 教育職員の給料の計算期間その他給料の支給については、職員の給与に関する条例_____の職員(以下「一般職員」という。)の例による。</p> <p><b>第11条の2</b> 省略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p><b>第17条の2</b> 次条第1項の規定により管理職手当を支給される教育職員(以下「管理職手当受給教育職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により教育職員勤務時間等条例第11条第2項及び第3項の規定に基づく週休日又は休日等(以下「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該教育職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職手当受給教育職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間_____であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教育職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額_____とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務</p>





別表第1 (第4条関係)

中学校・小学校教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,099	222,024	321,618	350,792	438,314
	2	203,413	224,438	323,429	352,301	439,622
	3	205,727	226,853	325,239	353,810	440,829
	4	207,940	229,267	326,950	355,319	442,137
	5	210,153	231,681	328,559	356,727	443,243
	6	212,467	234,096	330,471	358,136	444,350
	7	214,680	236,510	332,382	359,544	445,557
	8	216,893	238,925	334,293	360,952	446,764
	9	219,106	241,339	336,104	362,361	448,072
	10	221,320	242,949	338,116	363,669	449,279
	11	223,533	244,558	339,927	364,976	450,285
	12	225,746	246,168	341,738	366,284	451,392
	13	227,959	247,777	343,448	367,491	452,599
	14	230,072	249,286	345,158	368,799	453,404
	15	232,184	250,695	346,768	370,006	454,209
	16	234,297	252,103	348,377	371,214	455,114
	17	236,410	253,512	349,987	372,421	456,019
	18	238,220	254,719	351,295	373,628	456,522
	19	239,931	255,926	352,502	374,835	457,025
	20	241,641	257,133	353,709	375,942	457,528
	21	243,351	258,542	355,017	377,048	458,031
	22	244,659	259,749	356,425	378,256	
	23	245,967	261,057	357,834	379,463	
	24	247,274	262,364	359,142	380,569	
	25	248,482	263,672	360,449	381,676	
	26	249,588	265,584	361,858	382,883	
	27	250,695	267,394	363,266	384,090	
	28	251,801	269,205	364,574	385,197	
	29	253,009	270,915	365,882	386,304	
	30	254,316	273,129	367,290	387,511	
	31	255,524	275,342	368,598	388,718	
	32	256,731	277,555	369,906	389,825	

33	257,837	279,768	371,214	390,931
34	259,045	281,981	372,421	392,138
35	260,252	284,195	373,628	393,346
36	261,459	286,307	374,835	394,553
37	262,666	288,319	376,042	395,760
38	263,873	290,231	377,250	397,068
39	265,081	292,142	378,457	398,275
40	266,288	293,953	379,664	399,482
41	267,495	295,764	380,771	400,689
42	268,602	297,675	381,978	401,997
43	269,708	299,486	383,185	403,003
44	270,815	301,196	384,392	404,110
45	271,821	302,906	385,499	405,317
46	272,626	304,717	386,807	406,524
47	273,430	306,427	388,114	407,731
48	274,235	308,037	389,322	408,939
49	274,939	309,646	390,227	410,045
50	275,744	311,357	391,434	411,051
51	276,448	313,167	392,440	412,359
52	277,153	314,878	393,547	413,566
53	277,957	316,185	394,352	414,773
54	278,762	318,097	395,458	415,880
55	279,567	319,908	396,464	416,987
56	280,271	321,618	397,470	418,093
57	280,975	323,328	398,577	419,099
58	281,780	325,239	399,583	420,306
59	282,585	326,950	400,689	421,514
60	283,289	328,660	401,796	422,721
61	283,893	330,370	402,802	423,324
62	284,597	332,181	403,909	424,129
63	285,301	333,992	405,015	424,833
64	285,905	335,702	406,021	425,336
65	286,609	337,412	406,927	425,638
66	287,313	338,720	407,832	425,940
67	288,017	340,028	408,838	426,342
68	288,722	341,335	409,844	426,745

	69	289,426	342,844	410,649	427,047
	70	290,231	344,353	411,454	427,449
	71	290,935	345,862	412,158	427,751
	72	291,639	347,371	412,963	428,053
	73	292,142	348,780	413,667	428,354
	74	292,846	350,289	414,270	428,757
定年	75	293,550	351,798	414,975	429,059
前再	76	294,154	353,307	415,679	429,360
任用	77	294,758	354,715	416,282	429,662
短時	78	295,462	356,224	416,987	429,964
間勤	79	296,065	357,733	417,490	430,266
務教	80	296,669	359,242	418,093	430,467
育職	81	297,273	360,651	418,496	430,668
員以	82	297,876	361,958	418,898	430,970
外の	83	298,480	363,266	419,200	431,272
教育	84	299,083	364,473	419,502	431,473
職員	85	299,586	365,681	419,703	431,674
	86	300,089	366,888	420,005	431,976
	87	300,592	368,095	420,306	432,278
	88	301,095	369,202	420,508	432,479
	89	301,498	370,308	420,709	432,680
	90	302,101	371,415	421,011	
	91	302,604	372,521	421,312	
	92	303,107	373,628	421,514	
	93	303,409	374,735	421,715	
	94	303,912	375,942	422,017	
	95	304,415	377,048	422,318	
	96	304,818	378,155	422,520	
	97	305,220	379,161	422,721	
	98	305,723	380,167	423,023	
	99	306,226	381,072	423,324	
	100	306,628	381,978	423,526	
	101	307,031	382,783	423,727	
	102	307,433	383,789	424,029	
	103	307,836	384,694	424,330	
	104	308,137	385,599	424,532	

105	308,339	386,404	424,733
106	308,640	387,310	
107	308,942	388,215	
108	309,143	389,120	
109	309,345	389,925	
110	309,546	390,931	
111	309,848	391,837	
112	310,149	392,742	
113	310,351	393,346	
114	310,552	394,251	
115	310,753	395,156	
116	311,055	396,062	
117	311,357	396,867	
118	311,558	397,571	
119	311,860	398,376	
120	312,161	399,180	
121	312,363	399,784	
122	312,564	400,488	
123	312,765	401,192	
124	313,067	401,796	
125	313,369	402,400	
126		403,104	
127		403,607	
128		404,210	
129		404,814	
130		405,418	
131		405,921	
132		406,424	
133		406,725	
134		407,027	
135		407,329	
136		407,631	
137		407,933	
138		408,234	
139		408,536	
140		408,838	

	141		409,140			
	142		409,442			
	143		409,743			
	144		410,045			
	145		410,246			
	146		410,548			
	147		410,850			
	148		411,051			
	149		411,252			
	150		411,554			
	151		411,856			
	152		412,057			
	153		412,258			
	154		412,560			
	155		412,862			
	156		413,063			
	157		413,264			
定年前再 任用 短時 間勤 務教 育職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		231,078	277,656	305,220	331,980	414,371

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,545円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第2(第4条関係)

## 高等学校等教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,099	247,777	321,618	379,060	454,611
	2	203,413	249,286	323,429	380,569	456,422
	3	205,727	250,695	325,239	381,978	458,233
	4	207,940	252,103	326,950	383,386	460,043
	5	210,153	253,512	328,559	384,795	461,653
	6	212,467	254,719	330,471	386,304	463,363
	7	214,680	255,926	332,382	387,813	465,275
	8	216,893	257,133	334,293	389,221	466,985
	9	219,106	258,542	336,104	390,529	468,695
	10	221,320	259,749	338,116	392,038	470,305
	11	223,533	261,057	339,927	393,547	471,814
	12	225,746	262,364	341,738	395,056	473,323
	13	227,959	263,672	343,448	396,464	474,832
	14	230,072	265,584	345,158	397,973	476,139
	15	232,184	267,394	346,768	399,482	477,447
	16	234,297	269,205	348,377	400,991	478,755
	17	236,410	270,915	349,987	402,400	479,962
	18	238,220	273,129	351,295	404,009	480,666
	19	239,931	275,342	352,502	405,619	481,371
	20	241,641	277,555	353,709	407,128	482,075
	21	243,351	279,768	355,017	408,335	482,678
	22	244,659	281,981	356,627	409,743	
	23	245,967	284,195	358,236	411,152	
	24	247,274	286,307	359,745	412,460	
	25	248,482	288,319	361,254	414,069	
	26	249,689	290,231	362,864	415,478	
	27	250,896	292,142	364,473	416,785	
	28	252,103	293,953	365,982	418,194	
	29	253,210	295,764	367,491	419,602	
	30	254,417	297,675	369,101	420,910	
	31	255,624	299,486	370,711	422,419	
	32	256,831	301,196	372,220	423,928	

33	257,938	302,906	373,729	425,538
34	259,246	304,717	375,338	426,946
35	260,554	306,427	376,948	428,556
36	261,861	308,037	378,457	430,065
37	263,270	309,646	379,966	431,775
38	264,678	311,357	381,475	433,284
39	265,986	313,167	382,984	434,893
40	267,294	314,878	384,392	436,503
41	268,602	316,185	385,801	438,012
42	269,608	318,097	387,310	439,521
43	270,614	319,908	388,718	440,728
44	271,519	321,618	390,126	441,935
45	272,223	323,328	391,635	443,143
46	273,028	325,239	393,245	444,450
47	273,833	326,950	394,855	445,658
48	274,638	328,660	396,263	446,865
49	275,442	330,370	397,470	447,971
50	276,247	332,181	398,879	449,179
51	276,951	333,992	400,287	450,386
52	277,756	335,702	401,595	451,593
53	278,561	337,412	402,802	452,800
54	279,366	338,720	404,009	454,007
55	280,171	340,028	405,317	455,215
56	280,975	341,335	406,625	456,422
57	281,680	342,844	407,933	457,528
58	282,283	344,454	409,240	458,132
59	283,088	345,963	410,649	458,635
60	283,993	347,573	411,856	459,138
61	284,798	349,082	413,063	459,641
62	285,402	350,691	414,472	
63	286,207	352,301	415,880	
64	286,911	353,810	417,188	
65	287,917	355,319	418,395	
66	288,722	356,928	419,602	
67	289,526	358,538	420,910	
68	290,231	360,047	422,318	



	69	290,935	361,556	423,626	
	70	291,740	363,166	424,833	
	71	292,544	364,775	425,839	
	72	293,249	366,284	427,047	
定年					
前再	73	293,953	367,793	428,254	
任用	74	294,657	369,403	429,360	
短時	75	295,361	371,012	430,568	
間勤	76	295,965	372,521	431,574	
務教					
育職	77	296,568	374,030	432,680	
員以	78	297,273	375,439	433,686	
外の	79	297,977	376,847	434,692	
教育	80	298,580	378,155	435,698	
職員					
	81	299,184	379,463	436,604	
	82	299,888	380,871	437,408	
	83	300,592	382,280	438,213	
	84	301,297	383,587	439,018	
	85	302,001	384,694	439,722	
	86	302,806	386,102	440,125	
	87	303,510	387,410	440,527	
	88	304,214	388,718	440,929	
	89	304,918	389,925	441,332	
	90	305,824	391,233	441,634	
	91	306,628	392,340	441,935	
	92	307,433	393,547	442,137	
	93	307,936	394,754	442,438	
	94	308,741	395,861	442,740	
	95	309,546	397,068	443,042	
	96	310,351	398,275	443,243	
	97	311,055	399,683	443,444	
	98	311,860	400,689	443,746	
	99	312,664	401,695	444,048	
	100	313,369	402,701	444,249	
	101	314,173	403,607	444,450	
	102	315,079	404,613	444,752	
	103	315,984	405,719	445,054	
	104	316,789	406,826	445,255	

105	317,393	407,530	445,456
106	318,197	408,436	
107	319,002	409,341	
108	319,807	410,246	
109	320,511	411,051	
110	320,914	411,856	
111	321,316	412,661	
112	321,819	413,466	
113	322,322	414,069	
114	322,724	414,773	
115	323,227	415,478	
116	323,630	416,182	
117	324,133	416,785	
118	324,636	417,288	
119	325,038	417,691	
120	325,541	417,993	
121	326,044	418,294	
122	326,447	418,596	
123	326,950	418,898	
124	327,453	419,099	
125	328,056	419,300	
126	328,358	419,602	
127	328,660	419,904	
128	328,962	420,105	
129	329,163	420,306	
130	329,465	420,608	
131	329,766	420,910	
132	329,968	421,111	
133	330,169	421,312	
134	330,370	421,614	
135	330,571	421,916	
136	330,873	422,117	
137	331,175	422,318	
138	331,376	422,620	
139	331,678	422,922	
140	331,980	423,123	

	141	332,181	423,324			
	142	332,382	423,626			
	143	332,684	423,928			
	144	332,885	424,129			
	145	333,187	424,330			
	146	333,388				
	147	333,690				
	148	333,992				
	149	334,193				
	150	334,394				
	151	334,696				
	152	334,998				
	153	335,199				
定年前再任用短時間勤務教育職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		239,931	280,774	310,049	338,619	424,431

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,746円をそれぞれ加算した額とする。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

**第3条** 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特定の職員についての適用除外)	(特定の職員についての適用除外)
<p><b>第14条の2</b> 省略</p> <p>2 第4条 _____ 及び前条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。</p>	<p><b>第14条の2</b> 省略</p> <p>2 第4条、第4条の3、第6条の2及び前条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。</p>

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第4条** 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与の種類)	(給与の種類)
<p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(第9条第2項に規定する手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 扶養親族は、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(住居手当)</p> <p><b>第6条の3</b> 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p> <p><b>第7条の2</b> 省略</p> <p>(在宅勤務等手当)</p> <p><b>第7条の3</b> 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p>	<p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当 _____、特殊勤務手当、特勤勤務手当(第9条第2項に規定する手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 扶養親族は、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(住居手当)</p> <p><b>第6条の3</b> 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 _____ が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p> <p><b>第7条の2</b> 省略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p>

**第13条の2** 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間を割り振らない日又は休日等に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の \_\_\_\_\_ 午前5時までの間（勤務時間を割り振らない日又は休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に、当該職員に対して支給する。

（特定の職員についての適用除外）

**第21条** 第5条、第6条、第6条の2（医師に係る部分に限る。 \_\_\_\_\_ ）、第6条の3、第7条の2、第9条及び第16条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

2 第5条、第6条 \_\_\_\_\_ 及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。

**第13条の2** 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間を割り振らない日又は休日等に勤務した \_\_\_\_\_ 場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間を割り振らない日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間 \_\_\_\_\_ であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した \_\_\_\_\_ 場合に、当該職員に対して支給する。

（特定の職員についての適用除外）

**第21条** 第5条、第6条、第6条の2（医師に係る部分に限る。次項において同じ。）、第6条の3、第7条の2、第9条及び第16条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

2 第5条、第6条、第6条の2、第6条の3、第9条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

**第5条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第6条</b> 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条、<u>第8条</u> _____、第9条の5、第18条の2、第18条の4及び第19条の4の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 第1号任期付研究員に対する給与条例第17条の2第1項及び<u>第2項並びに第18条の3の規定の適用については、給与条例第17条の2第1項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</u></p> <p>3 省略</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p><b>第6条</b> 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から<u>第9条まで</u>、第9条の5、第18条の2、第18条の4及び第19条の4の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 第1号任期付研究員に対する給与条例第17条の2第1項及び _____ 第18条の3の規定の適用については、<u>同項</u> _____ 中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、<u>同条</u> _____ 中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> <p>3 省略</p>

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

**第6条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

( 特定任期付職員の給与に関する特例 )

第7条 省略

2～4 省略

5 第2項の規定による号給の決定及び第3項の規定による給料月額  
額の決定

は、予算の範囲内で行わなければならない。

( 職員の給与に関する条例等の適用除外等 )

第8条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第3条、第4条、第7条、第8条、第9条の5、第18条の2及び第18条の4の規定、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第4条から第7条まで、第7条の2第1項、第8条、第10条、第10条の2及び第17条の3から第17条の6まで  
の規定並びに農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例(昭和33年愛媛県条例第2号)の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第19条の4第2項第1号の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給職員」という。)及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同条例第19条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第2項、第19条第2項並びに第19条の4第2項第1号の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条第2項中「管理職手当受給教育職員」とあるのは「管理職手当受給教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同条例第19条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と

( 特定任期付職員の給与に関する特例 )

第7条 省略

2～4 省略

5 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

6 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額  
額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

( 職員の給与に関する条例等の適用除外等 )

第8条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の5、第18条の2、第18条の4及び第19条の4の規定、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第4条から第7条まで、第7条の2第1項、第8条、第10条、第10条の2、第17条の3から第17条の6まで及び第19条の4の規定並びに農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例(昭和33年愛媛県条例第2号)の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給職員」という。)及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と

、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と

とする。

3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と

、同条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と

と

する。

4 省略

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)

第9条 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)第3条から第6条まで、第6条の3及び第10条から第12条まで...の規定は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員には、適用しない。

2 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員に対する愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の2...及び第18条の規定の適用については...

、同条例第13条の2第1項中「(以下「管理職手当受給職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給職員」という。)&及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第2項中「管理職手当受給職員」とあるのは「管理職手当受給職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第18条中「及び愛媛県職員退職手当条例」とあるのは「愛媛県職員退職手当条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

第10条 省略

する。

4 省略

(特定任期付企業職員の特定任期付職員業績手当)

第9条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された企業職員(以下「特定任期付企業職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外等)

第10条 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)第3条から第6条まで、第6条の3、第10条...から第12条まで及び第15条の規定は、特定任期付企業職員...には、適用しない。

2 特定任期付企業職員...に対する愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第3項、第13条の2第1項及び第18条の規定の適用については、同条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、同条例第13条の2第1項中「(以下「管理職手当受給職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給職員」という。)&及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と...

、同条例第18条中「及び愛媛県職員退職手当条例」とあるのは「愛媛県職員退職手当条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

第11条 省略

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (Revised) and 改正前 (Original). It details changes to Article 2 regarding salary and benefits for fiscal year appointees, such as adding 'In-home work allowance' and 'Special work allowance' to the list of allowances.

用職員の在宅勤務等手当に相当する報酬について準用する。この場合において、同条中「在宅勤務等手当」とあるのは「在宅勤務等手当に相当する報酬」と、同条第1項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第4条の2の規定により読み替えられた前2項」と読み替えるものとする。

（第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出）

**第10条** 第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 基本報酬の額が月額で定められている場合において、1月当たりの勤務時間数が定められているとき 基本報酬の額に地域手当、在宅勤務等手当及び初任給調整手当に相当する報酬額を加えた額（以下この条において「算定基礎額」という。）に12を乗じた額を、当該定められた1月当たりの勤務時間数に12を乗じて得た数から人事委員会規則で定める時間数を減じた数で除して得た額

(2)～(4) 省略

（第2号会計年度任用職員の地域手当等）

**第16条** 第20条及び第22条に定めるもののほか、第2号会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、宿直手当、日直手当、初任給調整手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当（地域手当及び初任給調整手当にあつては、前条第2項の規定により給料の額が定められた職員に係るものを除く。）については、職員給与条例及び教育職員給与条例の規定によりこれらの手当の支給を受ける職員及び教育職員の例による。

2～5 省略

（給与の支給）

**第20条** 省略

2 給与は、毎月1回、その計算期間内の人事委員会規則で定める日に、当該計算期間に係る全額を支給する。ただし、第1号会計年度任用職員の基本報酬（月額で定められたものを除く。）、地域手当及び在宅勤務等手当に相当する報酬（基本報酬の額が月額で定められた者に係るものを除く。）、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当及び日直手当に相当する報酬並びに初任給調整手当に相当する報酬（基本報酬の額が月額で定められた者に係るものを除く。）並びに第2号会計年度任用職員の特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当及び日直手当は、毎月1回、その計算期間の翌月の人事委員会規則で定める日に、当該計算期間に係る全額を支給する。

3 省略

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

**第8条** 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b> （暫定再任用職員についての適用除外） 32 職員の給与に関する条例第8条</p>	<p><b>附 則</b> （暫定再任用職員についての適用除外） 32 職員の給与に関する条例第8条、第9条、第9条の3、第9条</p>



\_\_\_\_及び第18条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(暫定再任用教育職員についての適用除外)

39 教育職員の給与に関する条例\_\_\_\_第17条の5の規定は、暫定再任用教育職員には適用しない。

(初任給調整手当等を支給しない企業職員)

44 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条\_\_\_\_

\_\_\_\_及び第16条の規定は、暫定再任用職員で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員であるものには適用しない。

(職員の派遣の特例)

45 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。次項において同じ。)は、第14条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の職員には含まれないものとして、同条例の規定を適用する。この場合において、同条例第4条第1項中「期末手当」とあるのは「期末手当(暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号)附則第14項に規定する暫定再任用職員(同条例附則第24項に規定する暫定再任用短時間勤務職員及び同条例附則第34項に規定する暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。))をいう。以下同じ。))にあつては、給料、地域手当\_\_\_\_

\_\_\_\_及び期末手当)」と、同条例第8条中「期末手当」とあるのは「期末手当(暫定再任用職員にあつては、給料、地域手当\_\_\_\_及び期末手当)」と読み替えるものとする。

の5、第11条の2、第11条の3及び第18条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(暫定再任用教育職員についての適用除外)

39 教育職員の給与に関する条例第12条の2、第12条の3及び第17条の5の規定は、暫定再任用教育職員には適用しない。

(初任給調整手当等を支給しない企業職員)

44 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第6条の2(医師に係る部分に限る。)、第6条の3、第9条及び第16条の規定は、暫定再任用職員で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員であるものには適用しない。

(職員の派遣の特例)

45 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。次項において同じ。)は、第14条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の職員には含まれないものとして、同条例の規定を適用する。この場合において、同条例第4条第1項中「期末手当」とあるのは「期末手当(暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号)附則第14項に規定する暫定再任用職員(同条例附則第24項に規定する暫定再任用短時間勤務職員及び同条例附則第34項に規定する暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。))をいう。以下同じ。))にあつては、給料、地域手当(職員

の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第9条の3に規定する地域手当を除く。))及び期末手当)」と、同条例第8条中「期末手当」とあるのは「期末手当(暫定再任用職員にあつては、給料、地域手当(医師に係るものを除く。))及び期末手当)」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(以下「職員給与条例」という。)別表第1から別表第4までの給料表又は教育職員の給与に関する条例別表第1若しくは別表第2の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員給与条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)第8条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」

の(5) 重度心身障害者

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは

(6) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))

「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

5 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の職員給与条例第9条の2第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事

委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

6 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

7 切替日から令和10年3月31日までの間における職員給与条例第9条の3の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第4号）附則第5項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

8 切替日以後に新たに職員給与条例第4条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第14項に規定する暫定再任用職員（教育職員である者を除く。以下「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる職員給与条例第11条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（再任用教育職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

9 切替日以後に新たに教育職員の給与に関する条例第7条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第34項に規定する暫定再任用教育職員（以下「再任用教育職員」という。）に対して適用されることとなる教育職員の給与に関する条例第12条の3の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用教育職員又は切替日以後に同項に規定する学校の移転があった再任用教育職員について適用する。

（令和10年3月31日までの間における第1号会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬に関する経過措置）

10 附則第5項及び第6項の規定は、会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬について準用する。この場合において、これらの項中「地域手当」とあるのは「地域手当に相当する報酬」と、附則第5項中「の月額、」とあるのは「の額は、会計年度任用職員の給与等に関する条例第4条の規定により読み替えられた」と、「給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第2項の基本報酬の額」と読み替えるものとする。

11 切替日から令和10年3月31日までの間における会計年度任用職員の給与等に関する条例第4条の規定により読み替えられた職員給与条例第9条の3の規定の適用については、会計年度任用職員の給与等に関する条例第4条の規定により読み替えられた職員給与条例第9条の3中「前条の規定により」とあるのは「前条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第4号）附則第10項の規定により読み替えられた同条例附則第5項の規定により」と、「同条例」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例」と、「前条の規定にかかわらず」とあるのは「前条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第10項の規定により読み替えられた同条例附則第5項の規定にかかわらず」とする。

（人事委員会規則への委任）

12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

13 職員の修学部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（修学部分休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 修学部分休業をしている職員に対する職員給与条例第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」と総称する。）」とあるのは「<u>修学部分休業（職員の修学部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第2号）第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。）</u>をしている職員」と、「並びに」とあるのは「及び」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（修学部分休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 修学部分休業をしている職員に対する職員給与条例第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」と総称する。）」とあるのは、「修学部分休業（職員の修学部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第2号）第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。）<u>を</u>している職員」とする。</p>

（職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

14 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7

41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			

85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86					
95	91	87					
96	92	88					
97	93	89					
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4

41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		



85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94	90				
99	95	91				
100	96	92				
101	97	93				
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ウ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6

41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		

85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

工 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2

41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	

85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

オ 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24



41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		

85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

カ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24

41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		

85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		
97	93	93	89		
98	94	94	90		
99	95	95	91		
100	96	96	92		
101	97	97	93		
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

キ 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	

41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	

85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		



ク 高等学校等教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	

41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		

85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

○愛媛県条例第5号

職員の特務手当等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の特務手当等に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p><b>第15条</b> 児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当は、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 子ども療育センターに勤務する職員が従事する重症心身障害児等若しくは精神疾患を有する入院患者の診療、看護、検査、生活指導、保育指導、心理指導及び訓練の作業又は結核性の重症心身障害児等若しくは精神疾患を有する入院患者に直接接する作業</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>（県警察に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p><b>第19条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 第1項第26号の作業は、次に掲げる作業</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>とする。</p> <p>(1) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業</p> <p>(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業</p> <p>(3) 前2号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業</p> <p><b>第20条</b> 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。</p> <p>(1)～(19) 省略</p> <p>(20) 前条第1項第26号の作業 作業1日につき <u>1,080円</u></p> <p>(21) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前条第6項第1号及び第3号の作業が夜間において行われた場合又は同項第2号の作業が深夜において行われた場合にあっては第1項第20号の規定により支給する手当の額にその100分の50に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を、同条第6項第1号及び第3号の作業のうち、著しく危険であると人事委員会が認めるもの又は人事委員会が著しく危険であると認める区域で行うものに従事した場合にあっては作業1日につき第1項第20号の規定により支給する手当の額にその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。</p>	<p>（児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p><b>第15条</b> 児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当は、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 子ども療育センターに勤務する職員が従事する重症心身障害児等_____の診療、看護、検査、生活指導、保育指導、心理指導及び訓練の作業又は結核性の重症心身障害児等_____に直接接する作業</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>（県警察に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p><b>第19条</b> 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 第1項第26号の作業は、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものとする。</p> <p><b>第20条</b> 前条に規定する手当の額は、次の各号に定める額を超えて支給してはならない。</p> <p>(1)～(19) 省略</p> <p>(20) 前条第1項第26号の作業 作業1日につき <u>840円</u></p> <p>(21) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前条第1項第26号</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____の作業のうち、著しく危険であると人事委員会が認めるもの又は人事委員会が著しく危険であると認める区域で行うものに従事した場合は、_____作業1日につき第1項第20号の規定により支給する手当の額にその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。</p>



7 当分の間、東日本大震災に対処するため第61条各号に掲げる

作業に引き続き5日以上従事した場合は、第62条第1項の規定により支給する手当の額にその作業に従事した日1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

(東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するための県警察に勤務する職員の特殊勤務手当の特例)

8 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて当該非常災害に係る災害対策基本法

第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。以下「特定大規模災害」という。)に対処するため、第19条第1項第26号の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合は、第20条第1項第20号の規定により支給する手当の額にその作業1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

(東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための災害応急作業等手当の特例)

9 第61条及び附則第4項

に定めるもののほか、災害応急作業等手当は、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合において、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1)・(2) 省略

10 省略

11 附則第9項第2号の作業のうち心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事した場合においては、前項第2号の規定により支給する手当の額にその作業1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

12 同一の日において附則第10項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの(その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当)以外の手当は、支給しない。

13 特定大規模災害に対処するため第61条各号に掲げる

状況の調査

ア 河川の堤防等

イ 道路法第46条第1項第1号の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

ウ 港湾施設

(2) 前号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業

8 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき730円を超えて支給してはならない。

9 附則第7項の作業が夜間において行われた場合にあつては前項の規定により支給する手当の額にその作業に従事した日1日につきその100分の50に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を、附則第7項の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合又は同項の作業に引き続き5日以上従事した場合にあつては前項の規定により支給する手当の額にその作業に従事した日1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

(東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するための県警察に勤務する職員の特殊勤務手当の特例)

10 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。以下「特定大規模災害」という。)に対処するため、第19条第1項第26号の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合は、第20条第1項第20号の規定により支給する手当の額にその作業1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

(東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための災害応急作業等手当の特例)

11 第61条並びに附則第4項、第7項及び第15項に定めるもののほか、災害応急作業等手当は、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合において、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1)・(2) 省略

12 省略

13 附則第11項第2号の作業のうち心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事した場合においては、前項第2号の規定により支給する手当の額にその作業1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

14 同一の日において附則第12項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの(その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当)以外の手当は、支給しない。

15 第61条並びに附則第4項、第7項及び第11項に定めるもののほか、災害応急作業等手当は、職員が特定大規模災害に対処するため附則第7項各号の作業に従事したときに支給する。この場合においては、同条に規定する手当は、支給しない。

16 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日1日につき730円を超えて支給してはならない。

17 附則第15項の作業が夜間において行われた場合にあつては前項

作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合は、第62条第1項の規定により支給する手当の額にその作業に従事した日1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

- 14 省略
- 15 省略

の規定により支給する手当の額にその作業に従事した日1日につきその100分の50に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を、附則第15項の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合又は同項の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合は前項の規定により支給する手当の額にその作業に従事した日1日につきその100分の100に相当する額の範囲内で人事委員会が定める額を加算することができる。

- 18 省略
- 19 省略

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の特殊勤務手当等に関する条例第15条の規定は、令和6年11月25日から適用する。

○愛媛県条例第6号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

( 職員の給与に関する条例の一部改正 )

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第19条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p><b>第19条の3</b> 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、</p>	<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第19条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p><b>第19条の3</b> 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、</p>

次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) 省略

4～6 省略

次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) 省略

4～6 省略

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

**第2条** 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p><b>第19条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教育職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p><b>第19条の3</b> 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた教育職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第19条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教育職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p><b>第19条の3</b> 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた教育職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p>



(2)・(3) 省略  
4～6 省略

(2)・(3) 省略  
4～6 省略

(愛媛県港湾管理条例の一部改正)

**第3条** 愛媛県港湾管理条例(昭和28年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p><b>第14条</b> 次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、2年以下の<u>拘禁刑</u> _____、10万円以下の罰金又は料料に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第14条</b> 次の各号の<u>一</u> _____に該当するときは、2年以下の<u>懲役若しくは禁錮</u>、10万円以下の罰金又は料料に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

(愛媛県職員退職手当条例の一部改正)

**第4条** 愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p><b>第13条</b> 退職をした者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合( <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 省略</p> <p>6～10 省略</p> <p>(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p><b>第14条</b> 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職を</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p><b>第13条</b> 退職をした者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合( <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 省略</p> <p>6～10 省略</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p><b>第14条</b> 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職を</p>

した者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合)にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 省略

2～6 省略

(退職をした者の退職手当の返納)

**第15条** 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 省略

2～6 省略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

**第17条** 省略

2・3 省略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合)にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 省略

した者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合)にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 省略

2～6 省略

(退職をした者の退職手当の返納)

**第15条** 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 省略

2～6 省略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

**第17条** 省略

2・3 省略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合)にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 省略

(愛媛県恩給条例の一部改正)

**第5条** 愛媛県恩給条例(昭和32年愛媛県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年金恩給権の一般的消滅原因)</p> <p><b>第10条</b> 年金である恩給(第2号又は第3号の場合にあつては通算退隠料を除く。)を受ける権利を有する者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、その権利は消滅する。</p> <p>(1) 省略</p>	<p>(年金恩給権の一般的消滅原因)</p> <p><b>第10条</b> 年金である恩給(第2号又は第3号の場合にあつては通算退隠料を除く。)を受ける権利を有する者が次の各号の<u>一</u>に該当するときは、その権利は消滅する。</p> <p>(1) 省略</p>

(2) 死刑又は無期若しくは3年を超える拘禁刑 \_\_\_\_\_ に処せられたとき。

(3) 省略

2 省略

(扶助料の停止)

第57条 扶助料を受ける者が3年以下の拘禁刑 \_\_\_\_\_ に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた月まで扶助料を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときはこれを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月まで、これを停止する。

2 前項の規定は、拘禁刑以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前にある者に扶助料を給すべき事由の発生した場合についても準用する。

3 刑法(明治40年法律第45号)第27条第3項(第2号に係る部分に限る。)及び第27条の7第3項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、前2項の規定の適用に関しては、これを適用しない。

(2) 死刑又は無期若しくは3年をこえる懲役若しくは禁錮<sup>ニ</sup>の刑に処せられたとき。

(3) 省略

2 省略

(扶助料の停止)

第57条 扶助料を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮<sup>ニ</sup>の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた月まで扶助料を停止する。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときはこれを停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときはその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた月の翌月以降はこれを停止しない。これらの言渡しを猶予の期間中に取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた月まで、これを停止する。

2 前項の規定は、禁錮<sup>ニ</sup>以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前にある者に扶助料を給すべき事由の発生した場合についても準用する。

(愛媛県立自然公園条例の一部改正)

第6条 愛媛県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定認定機関)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、この条例若しくは愛媛県自然環境保全条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>4~6 省略</p> <p>第8章 罰則</p> <p>第56条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>第57条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>第58条 第27条第1項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(指定認定機関)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 禁錮<sup>ニ</sup>以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、この条例若しくは愛媛県自然環境保全条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>4~6 省略</p> <p>第8章 罰則</p> <p>第56条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役<sup>ニ</sup>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>第57条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役<sup>ニ</sup>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>第58条 第27条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役<sup>ニ</sup>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(愛媛県迷惑行為防止条例の一部改正)

第7条 愛媛県迷惑行為防止条例(昭和38年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p><b>第16条</b> 第4条第1項第4号、第2項第2号又は第3項の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第17条</b> 第4条第1項(第4号を除く。)若しくは第2項第1号若しくは第12条の規定に違反した者又は第14条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者(第14条の規定による命令に違反した者を除く。)は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第18条</b> 省略</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第19条</b> 省略</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第16条</b> 第4条第1項第4号、第2項第2号又は第3項の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第17条</b> 第4条第1項(第4号を除く。)若しくは第2項第1号若しくは第12条の規定に違反した者又は第14条の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者(第14条の規定による命令に違反した者を除く。)は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第18条</b> 省略</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第19条</b> 省略</p> <p>2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(愛媛県屋外広告物条例の一部改正)

**第8条** 愛媛県屋外広告物条例(昭和39年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第7章 罰則</p> <p><b>第51条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)~(3) 省略</p>	<p>第7章 罰則</p> <p><b>第51条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)~(3) 省略</p>

(愛媛県青少年保護条例の一部改正)

**第9条** 愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p><b>第18条</b> 第9条の2の規定に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第10条の規定に違反して不純な性行為、わいせつな行為、暴行若しくは催眠剤、<u>覚醒剤</u>等若しくは有害薬品類の不健全な使用が青少年に対してなされ、又はこれらの行為若しくは<u>賭博</u>を青少年がなすことを知つて場所を提供し、又は周旋した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第11条の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>4~7 省略</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第18条</b> 第9条の2の規定に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第10条の規定に違反して不純な性行為、わいせつな行為、暴行若しくは催眠剤、<u>覚せい剤</u>等若しくは有害薬品類の不健全な使用が青少年に対してなされ、又はこれらの行為若しくは<u>とばく</u>を青少年がなすことを知つて場所を提供し、又は周旋した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第11条の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>4~7 省略</p>

(愛媛県公害防止条例の一部改正)

**第10条** 愛媛県公害防止条例(昭和44年愛媛県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 6 章 罰 則</p> <p><b>第88条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><b>第89条</b> 第66条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第90条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第91条</b> 第16条第1項、第18条第1項、第36条又は第38条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 罰 則</p> <p><b>第88条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><b>第89条</b> 第66条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第90条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の<u>禁錮</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第91条</b> 第16条第1項、第18条第1項、第36条又は第38条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p>

(愛媛県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

**第11条** 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(年金の支給停止)</p> <p><b>第12条</b> 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める期間年金の支給を停止する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) 省略</p>	<p style="text-align: center;">(年金の支給停止)</p> <p><b>第12条</b> 年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める期間年金の支給を停止する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>懲役又は禁錮</u>の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) 省略</p>

(愛媛県自然環境保全条例の一部改正)

**第12条** 愛媛県自然環境保全条例(昭和48年愛媛県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 7 章 罰 則</p> <p><b>第39条</b> 第24条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第40条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 罰 則</p> <p><b>第39条</b> 第24条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第40条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

(愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正)

**第13条** 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和60年愛媛県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(罰則)</p> <p><b>第20条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p style="text-align: center;">(罰則)</p> <p><b>第20条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

(愛媛県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

**第14条** 愛媛県拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成6年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p><b>第10条</b> 第6条第1項の規定による警察官の命令又は同条第2項の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 省略</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第10条</b> 第6条第1項の規定による警察官の命令又は同条第2項の規定による警察署長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県情報公開条例の一部改正)

**第15条** 愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p><b>第39条</b> 第23条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第39条</b> 第23条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例の一部改正)

**第16条** 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の基準)</p> <p><b>第12条</b> 知事は、第9条の許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ～チ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第6章 罰則</p> <p><b>第30条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><b>第30条の2</b> 第22条の2の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(許可の基準)</p> <p><b>第12条</b> 知事は、第9条の許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ～チ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第6章 罰則</p> <p><b>第30条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><b>第30条の2</b> 第22条の2の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>

(愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

**第17条** 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第6章 罰則</p> <p><b>第25条</b> 第18条第3項の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第6章 罰則</p> <p><b>第25条</b> 第18条第3項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p>

(愛媛県砂防指定地管理条例の一部改正)

**第18条** 愛媛県砂防指定地管理条例(平成15年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p><b>第20条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(7) 省略</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第20条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役若しくは禁錮</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(7) 省略</p>

(愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部改正)

**第19条** 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 7 章 罰 則</p> <p><b>第43条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><b>第44条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 罰 則</p> <p><b>第43条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><b>第44条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

(愛媛県統計調査条例の一部改正)

**第20条** 愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p><b>第14条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>第15条</b> 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第16条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第14条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>第15条</b> 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第16条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

(愛媛県暴力団排除条例の一部改正)

**第21条** 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第11章 罰 則</p> <p><b>第30条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 第14条第1項又は第4項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p style="text-align: center;">第11章 罰 則</p> <p><b>第30条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 第14条第1項又は第4項の規定による命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

**第22条** 愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 6 章 罰 則</p> <p><b>第27条</b> 第13条第1号の規定に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第28条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><b>第29条</b> 第13条第3号の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 罰 則</p> <p><b>第27条</b> 第13条第1号の規定に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第28条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><b>第29条</b> 第13条第3号の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。</p>

(愛媛県行政不服審査会条例の一部改正)

**第23条** 愛媛県行政不服審査会条例(平成28年愛媛県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p><b>第9条</b> 第3条第6項(第5条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p><b>第9条</b> 第3条第6項(第5条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(愛媛県消費生活条例及び愛媛県情報公開条例の一部を改正する等の条例の一部改正)

**第24条** 愛媛県消費生活条例及び愛媛県情報公開条例の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>5 附則第2項又は第3項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第54条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 附則第2項又は第3項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第55条に規定する公文書に記録されている個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>5 附則第2項又は第3項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第54条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>6 附則第2項又は第3項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第55条に規定する公文書に記録されている個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

**第25条** 愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 6 章 罰 則</p> <p><b>第54条</b> 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 罰 則</p> <p><b>第54条</b> 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その</p>



<p>全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第55条</b> 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報<sup>（一）</sup>を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第56条</b> 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第55条</b> 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報<sup>（一）</sup>を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第56条</b> 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
---	--

(愛媛県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正)

**第26条** 愛媛県風俗案内業の規制に関する条例(令和6年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(欠格事由)</p> <p><b>第4条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を行ってはならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 1年以上の拘禁刑 _____ に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して1年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>(3)～(10) 省略</p> <p>(罰則)</p> <p><b>第18条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(欠格事由)</p> <p><b>第4条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を行ってはならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>(3)～(10) 省略</p> <p>(罰則)</p> <p><b>第18条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p>

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。 )又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第19条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（愛媛県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

7 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の愛媛県職員退職手当条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに愛媛県職員退職手当条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

○愛媛県条例第7号

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（退職手当の支給）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 職員以外の者（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則（以下この項において「<u>条例等</u>」という。）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日及び条例等により、4週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。）が18日（1月間の日数（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気（以下「<u>傷病</u>」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p><b>第10条 省略</b></p> <p>2～10 省略</p> <p>11 第1項、第2項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第36条、第37条及び第56条の3から第59条までの規定に準じて人事委員会規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> については、就業促進手当</p>	<p>（退職手当の支給）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 職員以外の者（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則 _____ により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日 _____ を _____ 含む。）が18日（1月間の日数（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気（以下「<u>傷病</u>」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p><b>第10条 省略</b></p> <p>2～10 省略</p> <p>11 第1項、第2項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第36条、第37条及び第56条の3から第59条までの規定に準じて人事委員会規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) _____ 職業に就いたものについては、就業促進手当</p>

(5)・(6) 省略

12・13 省略

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第2項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

15・16 省略

附 則

4 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間並びに同年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

16 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

(5)・(6) 省略

12・13 省略

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第2項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める

\_\_\_\_\_日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15・16 省略

附 則

4 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間並びに同年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

16 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第32条各号に掲げる者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として、公共職業安定所長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは

準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県職員退職手当条例第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第12項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した愛媛県職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第8号

愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例

（愛媛県手数料条例の一部改正）

第1条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条 第4条、第7条関係）			別表（第2条 第4条、第7条関係）		
1 省略			1 省略		
2 保健福祉関係事務手数料			2 保健福祉関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～4	省略		1～4	省略	
5	大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の登録事項の変更	<u>3,700円</u>	5	大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の登録事項の変更	<u>3,600円</u>
6	大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許証の再交付	<u>3,700円</u>	6	大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許証の再交付	<u>3,600円</u>
7	温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土	<u>122,100円</u>	7	温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土	<u>121,000円</u>

地の掘削の許可の申請に対する審査			地の掘削の許可の申請に対する審査		
7の2～7の4 省略			7の2～7の4 省略		
8 温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査	ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料	115,900円	8 温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査	ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料	115,000円
8の2～8の5 省略			8の2～8の5 省略		
8の6 温泉法第14条の3第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	温泉採取許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料	7,600円	8の6 温泉法第14条の3第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	温泉採取許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請手数料	7,500円
8の7 温泉法第14条の4第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた者の相続承認の申請に対する審査	温泉採取許可を受けた者の相続承認申請手数料	7,600円	8の7 温泉法第14条の4第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた者の相続承認の申請に対する審査	温泉採取許可を受けた者の相続承認申請手数料	7,500円
8の8 温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度の確認の申請に対する審査	可燃性天然ガス濃度確認申請手数料	7,600円	8の8 温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度の確認の申請に対する審査	可燃性天然ガス濃度確認申請手数料	7,500円
8の9～9の3 省略			8の9～9の3 省略		
9の4 温泉法第19条第1項の規定に基づく温泉成分分析機関の登録の申請に対する審査	温泉成分分析機関登録申請手数料	50,700円	9の4 温泉法第19条第1項の規定に基づく温泉成分分析機関の登録の申請に対する審査	温泉成分分析機関登録申請手数料	50,300円

10 省略			10 省略		
10の2 保健師助産師看護師法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施	准看護師再教育研修受講手数料	(1) 保健師助産師看護師法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた者に対する再教育研修 <u>49,100円</u> (2) 保健師助産師看護師法第14条第2項第2号に掲げる処分を受けた者又は同条第3項の規定に基づき再免許を受けようとする者に対する再教育研修 <u>89,400円</u>	10の2 保健師助産師看護師法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施	准看護師再教育研修受講手数料	(1) 保健師助産師看護師法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた者に対する再教育研修 <u>49,000円</u> (2) 保健師助産師看護師法第14条第2項第2号に掲げる処分を受けた者又は同条第3項の規定に基づき再免許を受けようとする者に対する再教育研修 <u>89,000円</u>
10の3～26 省略			10の3～26 省略		
27 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査	クリーニング所検査手数料	<u>16,200円</u>	27 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条の2の規定に基づくクリーニング所の検査	クリーニング所検査手数料	<u>16,000円</u>
28 省略			28 省略		
29 クリーニング業法第7条第1項の規定に基づくクリーニング師試験の実施	クリーニング師試験手数料	<u>8,200円</u>	29 クリーニング業法第7条第1項の規定に基づくクリーニング師試験の実施	クリーニング師試験手数料	<u>8,100円</u>
30～34 省略			30～34 省略		
35 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	<u>29,500円</u>	35 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	<u>28,900円</u>
36 省略			36 省略		
37 毒物及び劇物取締法第4条第3項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料	<u>10,800円</u>	37 毒物及び劇物取締法第4条第3項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料	<u>10,700円</u>

38 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録更新申請手数料の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業の登録更新申請手数料	6,600円	38 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録更新申請手数料の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業の登録更新申請手数料	6,500円
39 毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の実施	毒物劇物取扱者試験手数料	11,400円	39 毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の実施	毒物劇物取扱者試験手数料	11,200円
40 毒物及び劇物取締法第9条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料	5,600円	40 毒物及び劇物取締法第9条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料	5,500円
41～44 省略			41～44 省略		
45 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第3条第1項の規定に基づく覚醒剤施用機関の指定の申請に対する審査	覚醒剤施用機関指定申請手数料	4,200円	45 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第3条第1項の規定に基づく覚醒剤施用機関の指定の申請に対する審査	覚醒剤施用機関指定申請手数料	4,100円
46 覚醒剤取締法第3条第1項の規定に基づく覚醒剤研究者の指定の申請に対する審査	覚醒剤研究者指定申請手数料	4,200円	46 覚醒剤取締法第3条第1項の規定に基づく覚醒剤研究者の指定の申請に対する審査	覚醒剤研究者指定申請手数料	4,100円
47 省略			47 省略		
48 覚醒剤取締法第30条の2の規定に基づく覚醒剤原料研究者の指定の申請に対する審査	覚醒剤原料研究者指定申請手数料	4,200円	48 覚醒剤取締法第30条の2の規定に基づく覚醒剤原料研究者の指定の申請に対する審査	覚醒剤原料研究者指定申請手数料	4,100円

49 覚醒剤取締法第11条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付	覚醒剤施用機関等の指定証再交付手数料	2,900円	49 覚醒剤取締法第11条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付	覚醒剤施用機関等の指定証再交付手数料	2,800円
50～52 省略			50～52 省略		
53 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	4,200円	53 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	4,100円
54 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬施用者の免許の申請に対する審査	麻薬施用者免許申請手数料	4,200円	54 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬施用者の免許の申請に対する審査	麻薬施用者免許申請手数料	4,100円
55 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬管理者の免許の申請に対する審査	麻薬管理者免許申請手数料	4,200円	55 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬管理者の免許の申請に対する審査	麻薬管理者免許申請手数料	4,100円
56 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬研究者の免許の申請に対する審査	麻薬研究者免許申請手数料	4,200円	56 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬研究者の免許の申請に対する審査	麻薬研究者免許申請手数料	4,100円
57 省略			57 省略		
58 麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定に基づく向精神薬小	向精神薬小売業者免許申請手数料	4,200円	58 麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定に基づく向精神薬小	向精神薬小売業者免許申請手数料	4,100円



売業者の免許の申請に対する審査			売業者の免許の申請に対する審査		
59 麻薬及び向精神薬取締法第50条の5第1項の規定に基づく向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に対する審査（都道府県知事の登録に係るものに限る。）	向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料	4,200円	59 麻薬及び向精神薬取締法第50条の5第1項の規定に基づく向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に対する審査（都道府県知事の登録に係るものに限る。）	向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料	4,100円
60 麻薬及び向精神薬取締法第10条第1項（同法第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定に基づく免許証又は登録証の再交付	麻薬卸売業者等の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者登録証の再交付手数料	2,900円	60 麻薬及び向精神薬取締法第10条第1項（同法第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定に基づく免許証又は登録証の再交付	麻薬卸売業者等の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者登録証の再交付手数料	2,800円
61～72 省略			61～72 省略		
72の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	12,100円	72の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	12,000円
72の3～73 省略			72の3～73 省略		
73の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく医薬品（体外	医薬品等製造販売業許可申請手数料	次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品製造販売業許可 153,300円 (2) 第二種医薬品製造販売業許可（(3)に掲げるものを除く。73の3の項において同じ。） 134,700円 (3) 省略	73の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく医薬品（体外	医薬品等製造販売業許可申請手数料	次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品製造販売業許可 151,500円 (2) 第二種医薬品製造販売業許可（(3)に掲げるものを除く。73の3の項において同じ。） 133,900円 (3) 省略

<p>診断用医薬品を除く。73の4の項から73の14の項まで及び83の項において同じ。)、医薬部外品又は化粧品(73の3の項から73の8の項まで、87の3の項及び87の4の項において「医薬品等」という。)の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>		<p>(4) 医薬部外品製造販売業許可次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>134,700円</u> イ ア以外の場合 <u>61,000円</u> (5) 化粧品製造販売業許可 <u>61,000円</u></p>	<p>診断用医薬品を除く。73の4の項から73の14の項まで及び83の項において同じ。)、医薬部外品又は化粧品(73の3の項から73の8の項まで、87の3の項及び87の4の項において「医薬品等」という。)の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>		<p>(4) 医薬部外品製造販売業許可次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>133,900円</u> イ ア以外の場合 <u>60,600円</u> (5) 化粧品製造販売業許可 <u>60,600円</u></p>
<p>73の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第4項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品製造販売業許可の更新 <u>138,700円</u> (2) 第二種医薬品製造販売業許可の更新 <u>120,900円</u> (3) 省略 (4) 医薬部外品製造販売業許可の更新 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>120,900円</u> イ ア以外の場合 <u>49,700円</u> (5) 化粧品製造販売業許可の更新 <u>49,700円</u></p>	<p>73の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第4項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品製造販売業許可の更新 <u>138,200円</u> (2) 第二種医薬品製造販売業許可の更新 <u>120,600円</u> (3) 省略 (4) 医薬部外品製造販売業許可の更新 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>120,600円</u> イ ア以外の場合 <u>48,800円</u> (5) 化粧品製造販売業許可の更新 <u>48,800円</u></p>
<p>73の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医薬品(無菌)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第25条第1項第3号の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) <u>92,600円</u> (2) 医薬品(一般)(同条第1項</p>	<p>73の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医薬品(無菌)(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第25条第1項第3号の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) <u>92,000円</u> (2) 医薬品(一般)(同条第1項</p>

	<p>第4号の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) (4)に掲げるものを除く。) <u>86,900円</u></p> <p>(3) 医薬品(包装等)(同条第1項第5号の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) <u>48,900円</u></p> <p>(4) 薬局製造販売医薬品 <u>12,000円</u></p> <p>(5) 医薬部外品(無菌)(同条第2項第1号の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) <u>86,900円</u></p> <p>(6) 医薬部外品(一般)(同条第2項第2号の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) <u>41,600円</u></p> <p>(7) 医薬部外品(包装等)(同条第2項第3号の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) <u>34,300円</u></p> <p>(8) 化粧品(一般)(同条第3項第1号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) <u>41,600円</u></p> <p>(9) 化粧品(包装等)(同条第3項第2号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) <u>34,300円</u></p>		<p>第4号の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) (4)に掲げるものを除く。) <u>86,200円</u></p> <p>(3) 医薬品(包装等)(同条第1項第5号の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) <u>48,100円</u></p> <p>(4) 薬局製造販売医薬品 <u>11,900円</u></p> <p>(5) 医薬部外品(無菌)(同条第2項第1号の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) <u>86,200円</u></p> <p>(6) 医薬部外品(一般)(同条第2項第2号の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) <u>40,600円</u></p> <p>(7) 医薬部外品(包装等)(同条第2項第3号の区分をいう。73の5の項、73の6の項、73の10の項、73の11の項、73の14の項及び83の項において同じ。) <u>34,000円</u></p> <p>(8) 化粧品(一般)(同条第3項第1号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) <u>40,600円</u></p> <p>(9) 化粧品(包装等)(同条第3項第2号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) <u>34,000円</u></p>
<p>73の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業</p>	<p>医薬品等製造業許可更新申請手数料</p> <p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品(無菌) <u>53,800円</u></p> <p>(2) 医薬品(一般)(4)に掲げるものを除く。) <u>50,500円</u></p> <p>(3) 医薬品(包装等) <u>25,400円</u></p> <p>(4) 薬局製造販売医薬品 <u>6,000円</u></p> <p>(5) 医薬部外品(無菌) <u>50,500円</u></p> <p>(6) 医薬部外品(一般) <u>27,000円</u></p> <p>(7) 医薬部外品(包装等) <u>25,400円</u></p>	<p>73の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造業</p>	<p>医薬品等製造業許可更新申請手数料</p> <p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品(無菌) <u>53,200円</u></p> <p>(2) 医薬品(一般)(4)に掲げるものを除く。) <u>50,100円</u></p> <p>(3) 医薬品(包装等) <u>24,600円</u></p> <p>(4) 薬局製造販売医薬品 <u>5,900円</u></p> <p>(5) 医薬部外品(無菌) <u>50,100円</u></p> <p>(6) 医薬部外品(一般) <u>26,100円</u></p> <p>(7) 医薬部外品(包装等) <u>24,600円</u></p>

<p>の許可の更新 の申請に対する 審査</p>		<p>(8) 化粧品（一般） <u>27,000円</u> (9) 化粧品（包装等） <u>25,400円</u></p>	<p>の許可の更新 の申請に対する 審査</p>		<p>(8) 化粧品（一般） <u>26,100円</u> (9) 化粧品（包装等） <u>24,600円</u></p>
<p>73の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第8項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分の変更又は追加に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医薬品（無菌） <u>84,500円</u> (2) 医薬品（一般） <u>79,600円</u> (3) 医薬品（包装等） <u>42,400円</u> (4) 医薬部外品（無菌） <u>84,500円</u> (5) 医薬部外品（一般） <u>36,800円</u> (6) 医薬部外品（包装等） <u>32,700円</u> (7) 化粧品（一般） <u>36,800円</u> (8) 化粧品（包装等） <u>32,700円</u></p>	<p>73の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第8項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分の変更又は追加に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医薬品（無菌） <u>83,900円</u> (2) 医薬品（一般） <u>78,900円</u> (3) 医薬品（包装等） <u>41,500円</u> (4) 医薬部外品（無菌） <u>83,900円</u> (5) 医薬部外品（一般） <u>36,300円</u> (6) 医薬部外品（包装等） <u>31,800円</u> (7) 化粧品（一般） <u>36,300円</u> (8) 化粧品（包装等） <u>31,800円</u></p>
<p>73の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の規定に基づく医薬品等の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等の保管のみを行う製造所登録申請手数料</p>	<p>次に掲げる登録の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医薬品 <u>40,000円</u> (2) 医薬部外品 <u>31,100円</u> (3) 化粧品 <u>31,100円</u></p>	<p>73の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の規定に基づく医薬品等の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等の保管のみを行う製造所登録申請手数料</p>	<p>次に掲げる登録の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医薬品 <u>39,600円</u> (2) 医薬部外品 <u>30,700円</u> (3) 化粧品 <u>30,700円</u></p>
<p>73の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第4項の規定に基づく医薬品等の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等の保管のみを行う製造所登録更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる登録の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医薬品 <u>25,000円</u> (2) 医薬部外品 <u>22,600円</u> (3) 化粧品 <u>22,600円</u></p>	<p>73の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第4項の規定に基づく医薬品等の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等の保管のみを行う製造所登録更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる登録の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医薬品 <u>24,700円</u> (2) 医薬部外品 <u>22,200円</u> (3) 化粧品 <u>22,200円</u></p>
<p>73の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項の</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請手数料</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医療用医薬品（(2)及び(3)に掲げるものを除く。） 1品目につき <u>220,100円</u> (2) 日本薬局方に収められている医薬品（(3)に掲げるものを除</p>	<p>73の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項の</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請手数料</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 医療用医薬品（(2)及び(3)に掲げるものを除く。） 1品目につき <u>219,300円</u> (2) 日本薬局方に収められている医薬品（(3)に掲げるものを除</p>

<p>規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査</p>	<p>料</p>	<p>く。) 1品目につき<u>54,500円</u>                  (3) 省略                  (4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき<u>90,100円</u>                  (5) 医薬部外品 1品目につき<u>54,500円</u></p>	<p>規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査</p>	<p>料</p>	<p>く。) 1品目につき<u>53,900円</u>                  (3) 省略                  (4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき<u>89,800円</u>                  (5) 医薬部外品 1品目につき<u>53,900円</u></p>
<p>73の10 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項(同条第15項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (1) 製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査(2)及び(3)に掲げる調査を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品(無菌) <u>75,700円</u>                  イ 医薬品(一般) <u>44,600円</u>                  ウ 医薬品(包装等) <u>22,600円</u>                  エ 医薬部外品(無菌) <u>51,000円</u>                  オ 医薬部外品(一般) <u>30,800円</u>                  カ 医薬部外品(包装等) <u>15,300円</u>                  (2) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品 <u>22,600円</u>                  イ 医薬部外品 <u>15,300円</u>                  (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の登録を受けた製造所における製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品 <u>22,600円</u>                  イ 医薬部外品 <u>15,300円</u>                  (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第21条で定める期間を経過することにより受ける調査(5)及び(6)に掲げる調査を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>73の10 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項(同条第15項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (1) 製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査(2)及び(3)に掲げる調査を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品(無菌) <u>75,200円</u>                  イ 医薬品(一般) <u>44,000円</u>                  ウ 医薬品(包装等) <u>22,200円</u>                  エ 医薬部外品(無菌) <u>50,200円</u>                  オ 医薬部外品(一般) <u>29,700円</u>                  カ 医薬部外品(包装等) <u>14,900円</u>                  (2) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品 <u>22,200円</u>                  イ 医薬部外品 <u>14,900円</u>                  (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の登録を受けた製造所における製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品 <u>22,200円</u>                  イ 医薬部外品 <u>14,900円</u>                  (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第21条で定める期間を経過することにより受ける調査(5)及び(6)に掲げる調査を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

	<p>ア 医薬品（無菌） <u>155,900円</u> に1品目につき3,100円を加算した額</p> <p>イ 医薬品（一般） <u>109,800円</u> に1品目につき1,800円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品（包装等） <u>57,100円</u> に1品目につき800円を加算した額</p> <p>エ 医薬部外品（無菌） <u>109,300円</u> に1品目につき2,200円を加算した額</p> <p>オ 医薬部外品（一般） <u>76,900円</u> に1品目につき1,100円を加算した額</p> <p>カ 医薬部外品（包装等） <u>40,800円</u> に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(5) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における同条で定める期間を経過することに受ける調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 <u>57,100円</u> に1品目につき800円を加算した額</p> <p>イ 医薬部外品 <u>40,800円</u> に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(6) 同項の登録を受けた製造所における同条で定める期間を経過することに受ける調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 <u>57,100円</u> に1品目につき800円を加算した額</p> <p>イ 医薬部外品 <u>40,800円</u> に1品目につき600円を加算した額</p>		<p>ア 医薬品（無菌） <u>155,200円</u> に1品目につき3,100円を加算した額</p> <p>イ 医薬品（一般） <u>109,100円</u> に1品目につき1,800円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品（包装等） <u>56,600円</u> に1品目につき800円を加算した額</p> <p>エ 医薬部外品（無菌） <u>108,200円</u> に1品目につき2,200円を加算した額</p> <p>オ 医薬部外品（一般） <u>76,000円</u> に1品目につき1,100円を加算した額</p> <p>カ 医薬部外品（包装等） <u>39,900円</u> に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(5) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における同条で定める期間を経過することに受ける調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 <u>56,600円</u> に1品目につき800円を加算した額</p> <p>イ 医薬部外品 <u>39,700円</u> に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(6) 同項の登録を受けた製造所における同条で定める期間を経過することに受ける調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 <u>56,600円</u> に1品目につき800円を加算した額</p> <p>イ 医薬部外品 <u>39,900円</u> に1品目につき600円を加算した額</p>
<p>73の11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項の規定に基づく同法第14条の2第3項の基準確認の交付を受けているときの医薬</p>	<p>基準確認の交付を受けているときの医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の</p> <p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 <u>57,100円</u> に1品目につき800円を加算した額</p> <p>イ 医薬部外品 <u>40,800円</u> に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、</p>	<p>73の11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項の規定に基づく同法第14条の2第3項の基準確認の交付を受けているときの医薬</p>	<p>基準確認の交付を受けているときの医薬品又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の</p> <p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 <u>56,600円</u> に1品目につき800円を加算した額</p> <p>イ 医薬部外品 <u>39,700円</u> に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、</p>

<p>品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>基準適合性調査申請手数料</p>	<p>有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の登録を受けた製造所における調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品 <u>57,100円</u>に1品目につき800円を加算した額                  イ 医薬部外品 <u>40,800円</u>に1品目につき600円を加算した額                  (3) その他の調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品(無菌) <u>155,900円</u>に1品目につき3,100円を加算した額                  イ 医薬品(一般) <u>109,800円</u>に1品目につき1,800円を加算した額                  ウ 医薬品(包装等) <u>57,100円</u>に1品目につき800円を加算した額                  エ 医薬部外品(無菌) <u>109,300円</u>に1品目につき2,200円を加算した額                  オ 医薬部外品(一般) <u>76,900円</u>に1品目につき1,100円を加算した額                  カ 医薬部外品(包装等) <u>40,800円</u>に1品目につき600円を加算した額</p>	<p>品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>基準適合性調査申請手数料</p>	<p>有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の登録を受けた製造所における調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品 <u>56,600円</u>に1品目につき800円を加算した額                  イ 医薬部外品 <u>39,900円</u>に1品目につき600円を加算した額                  (3) その他の調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品(無菌) <u>155,200円</u>に1品目につき3,100円を加算した額                  イ 医薬品(一般) <u>109,100円</u>に1品目につき1,800円を加算した額                  ウ 医薬品(包装等) <u>56,600円</u>に1品目につき800円を加算した額                  エ 医薬部外品(無菌) <u>108,200円</u>に1品目につき2,200円を加算した額                  オ 医薬部外品(一般) <u>76,000円</u>に1品目につき1,100円を加算した額                  カ 医薬部外品(包装等) <u>39,900円</u>に1品目につき600円を加算した額</p>
<p>73の12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (1) 医療用医薬品(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき<u>108,500円</u>                  (2) 日本薬局方に収められている医薬品(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき<u>30,200円</u>                  (3) 省略                  (4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき<u>36,700円</u>                  (5) 医薬部外品 1品目につき<u>27,800円</u></p>	<p>73の12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (1) 医療用医薬品(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき<u>107,600円</u>                  (2) 日本薬局方に収められている医薬品(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき<u>29,700円</u>                  (3) 省略                  (4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき<u>36,300円</u>                  (5) 医薬部外品 1品目につき<u>27,500円</u></p>
<p>73の13 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第1</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの</p>	<p>次に掲げる確認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令(令和</p>	<p>73の13 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の2第1</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの</p>	<p>次に掲げる確認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令(令和</p>

<p>項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性確認の申請に対する審査</p>	<p>製造管理及び品質管理の適合性確認申請手数料</p>	<p>3年厚生労働省令第17号)第2条第3号の医薬品の製造工程 <u>155,900円</u>に、3,100円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び9,900円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(2) 同号の医薬部外品の製造工程 <u>109,300円</u>に、2,200円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び7,400円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(3) 同条第4号の医薬品の製造工程 <u>109,800円</u>に、1,800円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び9,900円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(4) 同号の医薬部外品の製造工程 <u>76,900円</u>に、1,100円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び7,400円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(5) 同条第5号の医薬品の製造工程 <u>57,100円</u>に、800円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び9,900円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(6) 同号の医薬部外品の製造工程 <u>40,800円</u>に、600円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び7,400円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(7) 同条第6号の医薬品の製造工程 <u>57,100円</u>に、800円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び9,900円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(8) 同号の医薬部外品の製造工程 <u>40,800円</u>に、600円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び7,400円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性確認の申請に対する審査</p>	<p>製造管理及び品質管理の適合性確認申請手数料</p>	<p>3年厚生労働省令第17号)第2条第3号の医薬品の製造工程 <u>155,200円</u>に、3,100円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び9,900円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(2) 同号の医薬部外品の製造工程 <u>108,200円</u>に、2,200円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び7,400円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(3) 同条第4号の医薬品の製造工程 <u>109,100円</u>に、1,800円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び9,900円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(4) 同号の医薬部外品の製造工程 <u>76,000円</u>に、1,100円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び7,400円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(5) 同条第5号の医薬品の製造工程 <u>56,600円</u>に、800円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び9,900円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(6) 同号の医薬部外品の製造工程 <u>39,900円</u>に、600円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び7,400円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(7) 同条第6号の医薬品の製造工程 <u>56,600円</u>に、800円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び9,900円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(8) 同号の医薬部外品の製造工程 <u>39,900円</u>に、600円に当該確認に係る品目数を乗じて得た額及び7,400円に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>73の14 医薬品、医療機器等の品質、有</p>	<p>変更を行う医薬品又</p>	<p>次に掲げる確認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品又は医薬部外品の試験</p>	<p>73の14 医薬品、医療機器等の品質、有</p>	<p>変更を行う医薬品又</p>	<p>次に掲げる確認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品又は医薬部外品の試験</p>



<p>効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の7の2第3項の規定に基づく変更を行う医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性確認の申請に対する審査</p>	<p>は医薬部外品の製造管理及び品質管理の適合性確認申請手数料</p>	<p>検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における確認次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品 <u>22,600円</u>                  イ 医薬部外品 <u>15,300円</u>                  (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の登録を受けた製造所における確認次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品 <u>22,600円</u>                  イ 医薬部外品 <u>15,300円</u>                  (3) その他の確認次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品（無菌） <u>75,700円</u>                  イ 医薬品（一般） <u>44,600円</u>                  ウ 医薬品（包装等） <u>22,600円</u>                  エ 医薬部外品（無菌） <u>51,000円</u>                  オ 医薬部外品（一般） <u>30,800円</u>                  カ 医薬部外品（包装等） <u>15,300円</u></p>	<p>効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の7の2第3項の規定に基づく変更を行う医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性確認の申請に対する審査</p>	<p>は医薬部外品の製造管理及び品質管理の適合性確認申請手数料</p>	<p>検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における確認次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品 <u>22,200円</u>                  イ 医薬部外品 <u>14,900円</u>                  (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の登録を受けた製造所における確認次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品 <u>22,200円</u>                  イ 医薬部外品 <u>14,900円</u>                  (3) その他の確認次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品（無菌） <u>75,200円</u>                  イ 医薬品（一般） <u>44,000円</u>                  ウ 医薬品（包装等） <u>22,200円</u>                  エ 医薬部外品（無菌） <u>50,200円</u>                  オ 医薬部外品（一般） <u>29,700円</u>                  カ 医薬部外品（包装等） <u>14,900円</u></p>
<p>73の15 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品（73の16の項から73の18の項まで、87の3の項及び87の4の項において「医療機器等」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医療機器等製造販売業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (1) 第一種医療機器製造販売業許可 <u>153,300円</u>                  (2) 第二種医療機器製造販売業許可 <u>134,700円</u>                  (3) 第三種医療機器製造販売業許可 <u>97,500円</u>                  (4) 体外診断用医薬品製造販売業許可 <u>134,700円</u></p>	<p>73の15 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品（73の16の項から73の18の項まで、87の3の項及び87の4の項において「医療機器等」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医療機器等製造販売業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  (1) 第一種医療機器製造販売業許可 <u>151,500円</u>                  (2) 第二種医療機器製造販売業許可 <u>133,900円</u>                  (3) 第三種医療機器製造販売業許可 <u>97,200円</u>                  (4) 体外診断用医薬品製造販売業許可 <u>133,900円</u></p>
<p>73の16 医薬品、医療機器</p>	<p>医療機器等製</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>73の16 医薬品、医療機器</p>	<p>医療機器等製</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

<p>等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第4項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>(1) 第一種医療機器製造販売業許可の更新 <u>141,100円</u>                  (2) 第二種医療機器製造販売業許可の更新 <u>124,100円</u>                  (3) 第三種医療機器製造販売業許可の更新 <u>73,200円</u>                  (4) 体外診断用医薬品製造販売業許可の更新 <u>124,100円</u></p>	<p>等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第4項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>(1) 第一種医療機器製造販売業許可の更新 <u>140,500円</u>                  (2) 第二種医療機器製造販売業許可の更新 <u>122,900円</u>                  (3) 第三種医療機器製造販売業許可の更新 <u>72,200円</u>                  (4) 体外診断用医薬品製造販売業許可の更新 <u>122,900円</u></p>
<p>73の17 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第1項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の申請に対する審査</p>	<p>医療機器等製造業登録申請手数料</p>	<p><u>39,100円</u></p>	<p>73の17 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第1項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の申請に対する審査</p>	<p>医療機器等製造業登録申請手数料</p>	<p><u>38,500円</u></p>
<p>73の18 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第3項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>医療機器等製造業登録更新申請手数料</p>	<p><u>27,800円</u></p>	<p>73の18 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第3項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>医療機器等製造業登録更新申請手数料</p>	<p><u>27,500円</u></p>
<p>73の19 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可申請手数料</p>	<p><u>153,300円</u></p>	<p>73の19 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可申請手数料</p>	<p><u>151,500円</u></p>
<p>73の20 医薬品、医療機器</p>	<p>再生医療等製</p>	<p><u>138,700円</u></p>	<p>73の20 医薬品、医療機器</p>	<p>再生医療等製</p>	<p><u>138,200円</u></p>

等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第4項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	品製造 販売業 許可更新申請 手数料		等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第4項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	品製造 販売業 許可更新申請 手数料	
74 省略			74 省略		
75 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品 販売業 許可更新申請 手数料	<u>12,100円</u>	75 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品 販売業 許可更新申請 手数料	<u>12,000円</u>
76 省略			76 省略		
77 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付	配置販売従事者身分証明書 交付手数料	<u>7,500円</u>	77 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付	配置販売従事者身分証明書 交付手数料	<u>7,400円</u>
78 省略			78 省略		
79 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する	配置販売従事者身分証明書 再交付 手数料	<u>3,100円</u>	79 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する	配置販売従事者身分証明書 再交付 手数料	<u>3,000円</u>

配置販売従事者の身分証明書の再交付			配置販売従事者の身分証明書の再交付		
79の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施	登録販売者試験手数料	15,200円	79の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施	登録販売者試験手数料	15,000円
79の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第2項の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第4号に規定する販売従事登録の申請に対する審査	販売従事登録申請手数料	8,700円	79の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第2項の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第4号に規定する販売従事登録の申請に対する審査	販売従事登録申請手数料	8,600円
79の4 省略			79の4 省略		
79の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	12,100円	79の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	12,000円
80 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する	医療機器修理業許可申請手数料	74,700円	80 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する	医療機器修理業許可申請手数料	74,400円

<p>法律第40条の2第1項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の申請に対する審査</p>			<p>法律第40条の2第1項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の申請に対する審査</p>		
<p>81 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医療機器修理業許可更新申請手数料</p>	<p>50,500円</p>	<p>81 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医療機器修理業許可更新申請手数料</p>	<p>50,100円</p>
<p>82 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第7項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>医療機器修理業の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料</p>	<p>19,200円</p>	<p>82 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第7項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>医療機器修理業の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料</p>	<p>18,600円</p>
<p>82の2 省略</p>			<p>82の2 省略</p>		
<p>82の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>再生医療等製品販売業許可更新申請手数料</p>	<p>12,100円</p>	<p>82の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>再生医療等製品販売業許可更新申請手数料</p>	<p>12,000円</p>

<p>83 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条第1項の規定に基づく輸出入の医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>輸出入 医薬品 又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 製造をしようとするときに受ける調査（(2)及び(3)に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） <u>75,700円</u></p> <p>イ 医薬品（一般） <u>44,600円</u></p> <p>ウ 医薬品（包装等） <u>22,600円</u></p> <p>エ 医薬部外品（無菌） <u>51,000円</u></p> <p>オ 医薬部外品（一般） <u>30,800円</u></p> <p>カ 医薬部外品（包装等） <u>15,300円</u></p> <p>(2) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における製造をしようとするときに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 <u>22,600円</u></p> <p>イ 医薬部外品 <u>15,300円</u></p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の登録を受けた製造所における製造をしようとするときに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 <u>22,600円</u></p> <p>イ 医薬部外品 <u>15,300円</u></p> <p>(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第71条で定める期間を経過することによる調査（(5)及び(6)に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） <u>155,900円</u> に1品目につき3,100円を加算した額</p> <p>イ 医薬品（一般） <u>109,800円</u> に1品目につき1,800円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品（包装等） <u>57,100円</u> に1品目につき800円を加算した額</p> <p>エ 医薬部外品（無菌） <u>109,300円</u> に1品目につき2,200円を</p>	<p>83 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条第1項の規定に基づく輸出入の医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>輸出入 医薬品 又は医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 製造をしようとするときに受ける調査（(2)及び(3)に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） <u>75,200円</u></p> <p>イ 医薬品（一般） <u>44,000円</u></p> <p>ウ 医薬品（包装等） <u>22,200円</u></p> <p>エ 医薬部外品（無菌） <u>50,200円</u></p> <p>オ 医薬部外品（一般） <u>29,700円</u></p> <p>カ 医薬部外品（包装等） <u>14,900円</u></p> <p>(2) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における製造をしようとするときに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 <u>22,200円</u></p> <p>イ 医薬部外品 <u>14,900円</u></p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項の登録を受けた製造所における製造をしようとするときに受ける調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品 <u>22,200円</u></p> <p>イ 医薬部外品 <u>14,900円</u></p> <p>(4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第71条で定める期間を経過することによる調査（(5)及び(6)に掲げる調査を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） <u>155,200円</u> に1品目につき3,100円を加算した額</p> <p>イ 医薬品（一般） <u>109,100円</u> に1品目につき1,800円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品（包装等） <u>56,600円</u> に1品目につき800円を加算した額</p> <p>エ 医薬部外品（無菌） <u>108,200円</u> に1品目につき2,200円を</p>
--	--	--	--	--	--

	<p>加算した額                  オ 医薬部外品（一般） <u>76,900</u>円に1品目につき1,100円を加算した額                  カ 医薬部外品（包装等） <u>40,800</u>円に1品目につき600円を加算した額                  (5) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における同条で定める期間を経過することに受ける調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品 <u>57,100</u>円に1品目につき800円を加算した額                  イ 医薬部外品 <u>40,800</u>円に1品目につき600円を加算した額                  (6) 同項の登録を受けた製造所における同条で定める期間を経過することに受ける調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品 <u>57,100</u>円に1品目につき800円を加算した額                  イ 医薬部外品 <u>40,800</u>円に1品目につき600円を加算した額</p>		<p>加算した額                  オ 医薬部外品（一般） <u>76,000</u>円に1品目につき1,100円を加算した額                  カ 医薬部外品（包装等） <u>39,900</u>円に1品目につき600円を加算した額                  (5) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における同条で定める期間を経過することに受ける調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品 <u>56,600</u>円に1品目につき800円を加算した額                  イ 医薬部外品 <u>39,700</u>円に1品目につき600円を加算した額                  (6) 同項の登録を受けた製造所における同条で定める期間を経過することに受ける調査次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  ア 医薬品 <u>56,600</u>円に1品目につき800円を加算した額                  イ 医薬部外品 <u>39,900</u>円に1品目につき600円を加算した額</p>
<p>84～86の2 省略</p>		<p>84～86の2 省略</p>	
<p>86の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第1項又は第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付</p>	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の再交付手数料</p> <p><u>3,100</u>円</p>	<p>86の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第1項又は第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付</p> <p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の再交付手数料</p> <p><u>3,000</u>円</p>	

86の4 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の再交付	医薬品販売業許可証の再交付手数料	<u>3,100円</u>	86の4 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）附則第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の再交付	医薬品販売業許可証の再交付手数料	<u>3,000円</u>
87～101 省略			87～101 省略		
101の2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第3号の養成施設の登録	食鳥処理衛生管理者養成施設登録手数料	<u>151,000円</u>	101の2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第3号の養成施設の登録	食鳥処理衛生管理者養成施設登録手数料	<u>150,000円</u>
101の3 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号の講習会の登録	食鳥処理衛生管理者講習会登録手数料	<u>90,500円</u>	101の3 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号の講習会の登録	食鳥処理衛生管理者講習会登録手数料	<u>90,000円</u>
102～104の3 省略			102～104の3 省略		
104の4 介護保険法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	介護支援専門員実務研修受講手数料	<u>51,000円</u>	104の4 介護保険法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施	介護支援専門員実務研修受講手数料	<u>58,000円</u>
104の5～104の7 省略			104の5～104の7 省略		
104の8 介護保険法第69条の7第2項の	介護支援専門員再研	<u>32,000円</u>	104の8 介護保険法第69条の7第2項の	介護支援専門員再研	<u>45,000円</u>



規定に基づく 介護支援専門 員再研修の実 施	修受講 手数料	
104の9 省略		
104の10 介 護 保険法第69条 の8第2項の 規定に基づく 介護支援専門 員更新研修の 実施	介護支 援専門 員更新 研修受 講手数 料	(1) 介護支援専門員証の交付を受 けてから、その有効期間が満了 するまでに介護支援専門員とし て実務に従事した経験を有しな い者に対する更新研修 <u>32,000</u> 円 (2) 介護支援専門員証の有効期間 中に、介護支援専門員の業務に 従事しているか又は従事してい た経験を有する者に対する更新 研修 <u>50,000</u> 円（介護支援専門 員証の有効期間の更新が2回目 以降の場合にあっては、 <u>21,000</u> 円）
105～113 省略		
備考 省略		

3 計量関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 計量法（平 成4年法律第 51号）第16条 第1項第2号 イの規定に基 づく特定計量 器の検定	特定計 量器検 定手数 料	(1) 計量法第84条第1項（同法第 89条第4項において準用する場 合を含む。）の表示が付された 特定計量器（計量法施行令（平 成5年政令第329号）第12条で定 める特定計量器であって同法第 84条第1項の表示が付されてか ら同法第71条第2項の経済産業 省令で定める期間を経過したも のにあっては、同法第50条第1 項の表示が付され、かつ、同項 の表示が付されてから同法第71 条第2項の経済産業省令で定め る期間を経過していないものに 限る。）に係る検定 次に掲げ る特定計量器の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 ア 質量計 次に掲げる質量計 の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額（非自動はかりの うち最小の目量（隣接する目 盛標識のそれぞれが表す物象 の状態の量の差をいう。以下 この表において同じ。）又は 表記された感量（質量計が反 応することができる質量の最 小の変化をいう。以下この表 において同じ。）がひょう量

規定に基づく 介護支援専門 員再研修の実 施	修受講 手数料	
104の9 省略		
104の10 介 護 保険法第69条 の8第2項の 規定に基づく 介護支援専門 員更新研修の 実施	介護支 援専門 員更新 研修受 講手数 料	(1) 介護支援専門員証の交付を受 けてから、その有効期間が満了 するまでに介護支援専門員とし て実務に従事した経験を有しな い者に対する更新研修 <u>45,000</u> 円 (2) 介護支援専門員証の有効期間 中に、介護支援専門員の業務に 従事しているか又は従事してい た経験を有する者に対する更新 研修 <u>68,000</u> 円（介護支援専門 員証の有効期間の更新が2回目 以降の場合にあっては、 <u>25,000</u> 円）
105～113 省略		
備考 省略		

3 計量関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 計量法（平 成4年法律第 51号）第16条 第1項第2号 イの規定に基 づく特定計量 器の検定	特定計 量器検 定手数 料	(1) 計量法第84条第1項（同法第 89条第4項において準用する場 合を含む。）の表示が付された 特定計量器（計量法施行令（平 成5年政令第329号）第12条で定 める特定計量器であって同法第 84条第1項の表示が付されてか ら同法第71条第2項の経済産業 省令で定める期間を経過したも のにあっては、同法第50条第1 項の表示が付され、かつ、同項 の表示が付されてから同法第71 条第2項の経済産業省令で定め る期間を経過していないものに 限る。）に係る検定 次に掲げ る特定計量器の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 ア 質量計 次に掲げる質量計 の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額（非自動はかりの うち最小の目量（隣接する目 盛標識のそれぞれが表す物象 の状態の量の差をいう。以下 この表において同じ。）又は 表記された感量（質量計が反 応することができる質量の最 小の変化をいう。以下この表 において同じ。）がひょう量

の10,000分の1未満のものにあっては、(ア)から(ウ)までに掲げる金額の2倍の金額)

(ア) 非自動はかりで検出部が電気式又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a・b 省略

c ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき 1,850円

d ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき 2,250円

e ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき 2,600円

(イ) 非自動はかりであって、棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b ひょう量が10キログラムを超えるもの 1個につき 210円

(ウ) 非自動はかりであって(ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～d 省略

e ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき 570円

f ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき 990円

g ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき 1,700円

h ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき 2,700円

i ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1

の10,000分の1未満のものにあっては、(ア)から(ウ)までに掲げる金額の2倍の金額)

(ア) 非自動はかりで検出部が電気式又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a・b 省略

c ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき 1,800円

d ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき 2,200円

e ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき 2,550円

(イ) 非自動はかりであって、棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b ひょう量が10キログラムを超えるもの 1個につき 200円

(ウ) 非自動はかりであって(ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a～d 省略

e ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき 560円

f ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき 970円

g ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき 1,650円

h ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき 2,650円

i ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1

	<p>個につき<u>6,800円</u></p> <p>j ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1</p> <p>個につき<u>8,600円</u></p> <p>k ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1</p> <p>個につき<u>12,500円</u></p> <p>l ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1</p> <p>個につき<u>15,500円</u></p> <p>m ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1</p> <p>個につき<u>20,600円</u></p> <p>n ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1</p> <p>個につき<u>23,100円</u></p> <p>o ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき<u>40,700円</u></p> <p>(エ) 分銅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 省略</p> <p>b 表す質量が200グラムを超えるもの 1個につき<u>250円</u></p> <p>(オ) 省略</p> <p>イ 体積計 次に掲げる体積計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 燃料油メーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの 1個につき<u>660円</u></p> <p>b 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの（aに掲げるものを除く。） 1個につき<u>1,750円</u></p> <p>c a又はbに掲げるもの以外のもの 1個につき<u>2,250円</u></p> <p>(ウ) 液化石油ガスメーター 1個につき<u>7,100円</u></p> <p>(エ) ガスメーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a・b 省略</p> <p>c 使用最大流量が65立方メートル毎時を超え160立</p>		<p>個につき<u>6,700円</u></p> <p>j ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1</p> <p>個につき<u>8,500円</u></p> <p>k ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1</p> <p>個につき<u>12,300円</u></p> <p>l ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1</p> <p>個につき<u>15,300円</u></p> <p>m ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1</p> <p>個につき<u>20,300円</u></p> <p>n ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1</p> <p>個につき<u>22,800円</u></p> <p>o ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき<u>40,200円</u></p> <p>(エ) 分銅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 省略</p> <p>b 表す質量が200グラムを超えるもの 1個につき<u>240円</u></p> <p>(オ) 省略</p> <p>イ 体積計 次に掲げる体積計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 燃料油メーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの 1個につき<u>650円</u></p> <p>b 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの（aに掲げるものを除く。） 1個につき<u>1,700円</u></p> <p>c a又はbに掲げるもの以外のもの 1個につき<u>2,200円</u></p> <p>(ウ) 液化石油ガスメーター 1個につき<u>7,000円</u></p> <p>(エ) ガスメーター 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a・b 省略</p> <p>c 使用最大流量が65立方メートル毎時を超え160立</p>
--	---	--	---

	<p>方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>660円</u></p> <p>d 省略</p> <p>e 使用最大流量が400立方メートル毎時を超え1,000立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>2,550円</u></p> <p>f 使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの 1個につき<u>6,100円</u></p> <p>ウ アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 計ることのできる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの 1個につき<u>110円</u></p> <p>(イ) 省略</p> <p>(2) (1)に掲げる特定計量器以外の特定計量器であって、次に掲げる質量計であるものに係る検定次に掲げる質量計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（非自動はかりのうち最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあつては、2倍の金額）</p> <p>ア 非自動はかり（ばね式指示はかり及び検出部が電気式のものを除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ひょう量が5キログラム以下のもの 1個につき<u>190円</u></p> <p>(イ) ひょう量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの 1個につき<u>220円</u></p> <p>(ウ) ひょう量が20キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき<u>300円</u></p> <p>(エ) ひょう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき<u>400円</u></p> <p>(オ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき<u>620円</u></p> <p>(カ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>1,100円</u></p> <p>(キ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの</p>		<p>方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>650円</u></p> <p>d 省略</p> <p>e 使用最大流量が400立方メートル毎時を超え1,000立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>2,500円</u></p> <p>f 使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの 1個につき<u>6,000円</u></p> <p>ウ アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 計ることのできる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの 1個につき<u>100円</u></p> <p>(イ) 省略</p> <p>(2) (1)に掲げる特定計量器以外の特定計量器であって、次に掲げる質量計であるものに係る検定次に掲げる質量計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（非自動はかりのうち最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあつては、2倍の金額）</p> <p>ア 非自動はかり（ばね式指示はかり及び検出部が電気式のものを除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ひょう量が5キログラム以下のもの 1個につき<u>180円</u></p> <p>(イ) ひょう量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの 1個につき<u>210円</u></p> <p>(ウ) ひょう量が20キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき<u>290円</u></p> <p>(エ) ひょう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個につき<u>390円</u></p> <p>(オ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき<u>610円</u></p> <p>(カ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>1,050円</u></p> <p>(キ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの</p>
--	---	--	---

- 1 個につき 1,900円
- (ク) ひょう量が1トンを超え  
2トン以下のもの 1個に  
つき 3,200円
- (ケ) ひょう量が2トンを超え  
5トン以下のもの 1個に  
つき 7,300円
- (コ) ひょう量が5トンを超え  
10トン以下のもの 1個に  
つき 9,200円
- (サ) ひょう量が10トンを超え  
20トン以下のもの 1個に  
つき 13,600円
- (シ) ひょう量が20トンを超え  
30トン以下のもの 1個に  
つき 16,600円
- (ス) ひょう量が30トンを超え  
40トン以下のもの 1個に  
つき 21,700円
- (セ) ひょう量が40トンを超え  
50トン以下のもの 1個に  
つき 24,300円
- (ソ) ひょう量が50トンを超え  
るもの 1個につき 41,900  
円

イ 分銅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 省略
- (イ) 表す質量が200グラムを超えるもの 1個につき 260円

ウ おもり 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 省略
- (イ) 質量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの  
1個につき 120円
- (ウ) 省略

- (3) 計量法施行令附則第9条第1項から第3項までに規定する特定計量器の検定 次に掲げる特定計量器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 省略

イ 非自動はかりで計量法施行令附則別表第4第2号イ<sup>(1)</sup>又は八<sup>(1)</sup>に掲げるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) ひょう量が200キログラム以下のもの 1個につき 580円

(イ) 省略

- 1 個につき 1,850円
- (ク) ひょう量が1トンを超え  
2トン以下のもの 1個に  
つき 3,150円
- (ケ) ひょう量が2トンを超え  
5トン以下のもの 1個に  
つき 7,100円
- (コ) ひょう量が5トンを超え  
10トン以下のもの 1個に  
つき 9,100円
- (サ) ひょう量が10トンを超え  
20トン以下のもの 1個に  
つき 13,400円
- (シ) ひょう量が20トンを超え  
30トン以下のもの 1個に  
つき 16,300円
- (ス) ひょう量が30トンを超え  
40トン以下のもの 1個に  
つき 21,400円
- (セ) ひょう量が40トンを超え  
50トン以下のもの 1個に  
つき 24,000円
- (ソ) ひょう量が50トンを超え  
るもの 1個につき 41,400  
円

イ 分銅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 省略
- (イ) 表す質量が200グラムを超えるもの 1個につき 250円

ウ おもり 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 省略
- (イ) 質量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの  
1個につき 110円
- (ウ) 省略

- (3) 計量法施行令附則第9条第1項から第3項までに規定する特定計量器の検定 次に掲げる特定計量器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 省略

イ 非自動はかりで計量法施行令附則別表第4第2号イ<sup>(1)</sup>又は八<sup>(1)</sup>に掲げるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) ひょう量が200キログラム以下のもの 1個につき 570円

(イ) 省略

- (ウ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの  
1個につき1,650円
- (エ) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき2,950円
- (オ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき7,000円
- (カ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき9,100円
- (キ) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき13,000円
- (ク) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき16,300円
- (ケ) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき21,000円
- (コ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき23,400円
- (サ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき41,200円

ウ～オ 省略

カ 体積計で計量法施行令附則第9条第2項第3号に掲げる燃料油メーター 次に掲げる燃料油メーターの区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 積算式ガソリン量器 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの  
1個につき1,800円

b 表示機構の最大指示量が50リットルを超えるもの  
1個につき2,350円

(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 口径が30ミリメートル以下のもの 1個につき2,900円

b 口径が30ミリメートルを超えるもの 1個につき3,750円

キ 体積計で計量法施行令附則

- (ウ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの  
1個につき1,600円
- (エ) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個につき2,900円
- (オ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき6,800円
- (カ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき8,900円
- (キ) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき12,800円
- (ク) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき16,100円
- (ケ) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき20,700円
- (コ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき23,100円
- (サ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき40,700円

ウ～オ 省略

カ 体積計で計量法施行令附則第9条第2項第3号に掲げる燃料油メーター 次に掲げる燃料油メーターの区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 積算式ガソリン量器 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの  
1個につき1,750円

b 表示機構の最大指示量が50リットルを超えるもの  
1個につき2,300円

(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 口径が30ミリメートル以下のもの 1個につき2,850円

b 口径が30ミリメートルを超えるもの 1個につき3,700円

キ 体積計で計量法施行令附則

第9条第2項第4号に掲げる  
液化石油ガスメーター 1個  
につき7,000円

ク 体積計で計量法施行令附則  
第9条第3項第2号若しくは  
第3号又は附則別表第4第4  
号に掲げるガスメーター 次  
に掲げるガスメーターの区分  
に応じ、それぞれ次に定める  
金額

(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの  
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a・b 省略

c ガスの体積が6リットル  
を超え30リットル以下のもの 1個につき370円

d ガスの体積が30リットル  
を超えるもの 1個につき680円

(イ) 計量法施行令附則別表第  
4第4号口に掲げるもの  
次に掲げる区分に応じ、そ  
れぞれ次に定める金額

a 使用最大流量が5立方  
メートル毎時以下のもの  
1個につき490円

b 使用最大流量が5立方  
メートル毎時を超え20立  
方メートル毎時以下のもの 1個につき970円

c 省略

d 使用最大流量が100立方  
メートル毎時を超え500立  
方メートル毎時以下のもの 1個につき4,100円

e 使用最大流量が500立方  
メートル毎時を超え1,000  
立方メートル毎時以下のもの 1個につき5,600円

f 使用最大流量が1,000立  
方メートル毎時を超えるもの 10,700円

ケ 計量法施行令附則第9条第  
2項第5号に掲げるアネロイ  
ド型圧力計 次に掲げるアネ  
ロイド型圧力計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 計ることができる最大の  
圧力が50メガパスカル以下  
のもの 1個につき110円

(イ) 計ることができる最大の

第9条第2項第4号に掲げる  
液化石油ガスメーター 1個  
につき6,900円

ク 体積計で計量法施行令附則  
第9条第3項第2号若しくは  
第3号又は附則別表第4第4  
号に掲げるガスメーター 次  
に掲げるガスメーターの区分  
に応じ、それぞれ次に定める  
金額

(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの  
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a・b 省略

c ガスの体積が6リットル  
を超え30リットル以下のもの 1個につき360円

d ガスの体積が30リットル  
を超えるもの 1個につき670円

(イ) 計量法施行令附則別表第  
4第4号口に掲げるもの  
次に掲げる区分に応じ、そ  
れぞれ次に定める金額

a 使用最大流量が5立方  
メートル毎時以下のもの  
1個につき480円

b 使用最大流量が5立方  
メートル毎時を超え20立  
方メートル毎時以下のもの 1個につき950円

c 省略

d 使用最大流量が100立方  
メートル毎時を超え500立  
方メートル毎時以下のもの 1個につき4,000円

e 使用最大流量が500立方  
メートル毎時を超え1,000  
立方メートル毎時以下のもの 1個につき5,500円

f 使用最大流量が1,000立  
方メートル毎時を超えるもの 10,500円

ケ 計量法施行令附則第9条第  
2項第5号に掲げるアネロイ  
ド型圧力計 次に掲げるアネ  
ロイド型圧力計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 計ることができる最大の  
圧力が50メガパスカル以下  
のもの 1個につき100円

(イ) 計ることができる最大の

		圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの 1個につき520円			圧力が50メガパスカルを超え100メガパスカル以下のもの 1個につき510円
2 計量法施行令第41条第1項の規定に基づく計量法第17条第1項に規定する指定製造者の指定の申請に対する審査	指定製造者指定申請手数料	180,100円	2 計量法施行令第41条第1項の規定に基づく計量法第17条第1項に規定する指定製造者の指定の申請に対する審査	指定製造者指定申請手数料	177,200円
3 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査	特定計量器定期検査手数料	<p>(1) 非自動はかり 次に掲げる非自動はかりの区分に応じ、それぞれ次に定める金額（最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあっては、アからウまでに掲げる金額の2倍の金額）</p> <p>ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき1,550円</p> <p>(イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき2,000円</p> <p>(ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき2,450円</p> <p>(エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき3,400円</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき550円</p> <p>(イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき990円</p> <p>(ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき1,650円</p> <p>(エ) 省略</p> <p>(オ) ひょう量が1トンを超え</p>	3 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査	特定計量器定期検査手数料	<p>(1) 非自動はかり 次に掲げる非自動はかりの区分に応じ、それぞれ次に定める金額（最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあっては、アからウまでに掲げる金額の2倍の金額）</p> <p>ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき1,500円</p> <p>(イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき1,950円</p> <p>(ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき2,400円</p> <p>(エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個につき3,350円</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき540円</p> <p>(イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個につき970円</p> <p>(ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき1,600円</p> <p>(エ) 省略</p> <p>(オ) ひょう量が1トンを超え</p>



		2トン以下のもの 1個につき <u>4,100円</u> (カ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき <u>7,600円</u> (キ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき <u>11,800円</u> (ク) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき <u>16,500円</u> (ケ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき <u>20,800円</u> (コ) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき <u>23,500円</u> (サ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき <u>32,500円</u> (シ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき <u>55,700円</u> (2) 省略			2トン以下のもの 1個につき <u>4,050円</u> (カ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個につき <u>7,500円</u> (キ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個につき <u>11,600円</u> (ク) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個につき <u>16,200円</u> (ケ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個につき <u>20,600円</u> (コ) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個につき <u>23,200円</u> (サ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個につき <u>32,000円</u> (シ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき <u>55,000円</u> (2) 省略	
4 計量法第75条第1項の規定に基づく装置検査	車両等装置用計量器装置検査手数料	1個につき <u>770円</u>		4 計量法第75条第1項の規定に基づく装置検査	車両等装置用計量器装置検査手数料	1個につき <u>760円</u>
5 計量法第91条第2項の規定に基づく指定製造事業者の指定に係る検査	指定製造事業者の指定に係る品質管理の方法の検査手数料	<u>472,400円</u>		5 計量法第91条第2項の規定に基づく指定製造事業者の指定に係る検査	指定製造事業者の指定に係る品質管理の方法の検査手数料	<u>464,800円</u>
6 計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査	基準器検査手数料	(1) タクシーメーター装置検査用基準器 1個につき <u>14,900円</u> (2) 質量基準器 次に掲げる質量基準器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 基準手動天びんで感量が1ミリグラムを超え又はひょう量の20,000分の1を超えるもの 1個につき <u>5,400円</u> イ 基準台手動はかり 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) ひょう量が1キログラム		6 計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査	基準器検査手数料	(1) タクシーメーター装置検査用基準器 1個につき <u>14,600円</u> (2) 質量基準器 次に掲げる質量基準器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 基準手動天びんで感量が1ミリグラムを超え又はひょう量の20,000分の1を超えるもの 1個につき <u>5,300円</u> イ 基準台手動はかり 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) ひょう量が1キログラム

	<p>以下のもの 1個につき <u>3,750円</u></p> <p>(イ) ひょう量が1キログラムを超え10キログラム以下のもの 1個につき<u>5,900円</u></p> <p>(ウ) ひょう量が10キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき<u>8,600円</u></p> <p>(エ) ひょう量が50キログラムを超え200キログラム以下のもの 1個につき<u>11,600円</u></p> <p>(オ) ひょう量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>15,500円</u></p> <p>(カ) ひょう量が500キログラムを超えるもの <u>15,500円</u>に、500キログラムまでを増すごとに<u>8,100円</u>を加えた金額</p> <p>ウ 基準直示天びんで感量(感量の表記のないものにあつては、最小の目量)が1ミリグラムを超え又はひょう量の20,000分の1を超えるもの 1個につき<u>8,800円</u></p> <p>エ 基準分銅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 表す質量が200グラム以下のもの 1個につき<u>3,550円</u></p> <p>b 表す質量が200グラムを超えるもの 1個につき<u>8,800円</u></p> <p>(イ) 2級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき<u>710円</u></p> <p>b 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき<u>860円</u></p> <p>c 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき<u>9,700円</u></p> <p>(ウ) 3級である旨の表記のあるもの</p>		<p>以下のもの 1個につき <u>3,650円</u></p> <p>(イ) ひょう量が1キログラムを超え10キログラム以下のもの 1個につき<u>5,800円</u></p> <p>(ウ) ひょう量が10キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき<u>8,500円</u></p> <p>(エ) ひょう量が50キログラムを超え200キログラム以下のもの 1個につき<u>11,400円</u></p> <p>(オ) ひょう量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個につき<u>15,300円</u></p> <p>(カ) ひょう量が500キログラムを超えるもの <u>15,300円</u>に、500キログラムまでを増すごとに<u>7,800円</u>を加えた金額</p> <p>ウ 基準直示天びんで感量(感量の表記のないものにあつては、最小の目量)が1ミリグラムを超え又はひょう量の20,000分の1を超えるもの 1個につき<u>8,600円</u></p> <p>エ 基準分銅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 表す質量が200グラム以下のもの 1個につき<u>3,500円</u></p> <p>b 表す質量が200グラムを超えるもの 1個につき<u>8,600円</u></p> <p>(イ) 2級である旨の表記のあるもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき<u>700円</u></p> <p>b 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき<u>850円</u></p> <p>c 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき<u>9,600円</u></p> <p>(ウ) 3級である旨の表記のあるもの</p>
--	--	--	--

		<p>るもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき530円</p> <p>b 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき720円</p> <p>c 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき7,800円</p> <p>(3) 基準タンク 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額(2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあっては、ゲージグラスが1増すごとに、次に定める金額の5割の額を加えた金額)</p> <p>ア 全量が0.25立方メートル以下のもの 1個につき15,000円</p> <p>イ 全量が0.25立方メートルを超え1立方メートル未満のもの 1個につき37,700円</p>			<p>るもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき520円</p> <p>b 表す質量が5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個につき710円</p> <p>c 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき7,700円</p> <p>(3) 基準タンク 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額(2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあっては、ゲージグラスが1増すごとに、次に定める金額の5割の額を加えた金額)</p> <p>ア 全量が0.25立方メートル以下のもの 1個につき14,800円</p> <p>イ 全量が0.25立方メートルを超え1立方メートル未満のもの 1個につき37,100円</p>
7 計量法第107条の規定に基づく計量証明事業登録	計量証明事業登録手数料	59,600円	7 計量法第107条の規定に基づく計量証明事業登録	計量証明事業登録手数料	58,600円
8 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録証の訂正又は再交付	計量証明事業登録証の訂正又は再交付手数料	1,950円	8 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録証の訂正又は再交付	計量証明事業登録証の訂正又は再交付手数料	1,900円
9 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業登録簿の謄本の交付	計量証明事業登録簿の謄本の交付手数料	1枚につき850円	9 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業登録簿の謄本の交付	計量証明事業登録簿の謄本の交付手数料	1枚につき830円
10 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業登録簿の閲覧の請求	計量証明事業登録簿の閲覧の請求手数料	1回につき410円	10 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業登録簿の閲覧の請求	計量証明事業登録簿の閲覧の請求手数料	1回につき400円
11 計量法第116条第1項の規定に基づく	計量証明検査手数料	(1) 省略 (2) 騒音計 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額	11 計量法第116条第1項の規定に基づく	計量証明検査手数料	(1) 省略 (2) 騒音計 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

く計量証明検査

- ア 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの 1個につき 24,000円
- イ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの 1個につき 40,000円
- (3) 振動レベル計 1個につき 34,200円
- (4) 濃度計 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - ア ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計 1個につき 97,800円
  - イ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 1個につき 130,700円
  - ウ 紫外線式二酸化硫黄濃度計 1個につき 97,300円
  - エ 紫外線式窒素酸化物濃度計 1個につき 109,500円
  - オ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 1個につき 103,400円
  - カ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 1個につき 119,700円
  - キ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 1個につき 104,400円
  - ク 化学発光式窒素酸化物濃度計 1個につき 111,700円
  - ケ ガラス電極式水素イオン濃度指示計 1個につき 26,800円

備考

- 1 ウに掲げる濃度計とエに掲げる濃度計とが構造上一体となっているものにあつては、ウに掲げる金額とエに掲げる金額とを合算して得た額から 51,000円を減額するものとする。
- 2 省略
- 3 ウからクまでに掲げる濃度計で4以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が3を超えて1増すごとに、ウからクまでに掲げる金額に 22,700円を加算するものとする。

く計量証明検査

- ア 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの 1個につき 23,800円
- イ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの 1個につき 39,500円
- (3) 振動レベル計 1個につき 33,900円
- (4) 濃度計 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - ア ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計 1個につき 97,000円
  - イ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計 1個につき 129,500円
  - ウ 紫外線式二酸化硫黄濃度計 1個につき 96,500円
  - エ 紫外線式窒素酸化物濃度計 1個につき 108,600円
  - オ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計 1個につき 102,600円
  - カ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計 1個につき 118,700円
  - キ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計 1個につき 103,500円
  - ク 化学発光式窒素酸化物濃度計 1個につき 110,700円
  - ケ ガラス電極式水素イオン濃度指示計 1個につき 26,500円

備考

- 1 ウに掲げる濃度計とエに掲げる濃度計とが構造上一体となっているものにあつては、ウに掲げる金額とエに掲げる金額とを合算して得た額から 50,900円を減額するものとする。
- 2 省略
- 3 ウからクまでに掲げる濃度計で4以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が3を超えて1増すごとに、ウからクまでに掲げる金額に 22,600円を加算するものとする。

12 計量法施行令第41条第2項の規定に基づく計量法第127条第1項に規定する適正計量管理事業所の指定の申請に対する審査	適正計量管理事業所指定申請手数料	2,850円
13 計量法第127条第3項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料	適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料	8,200円
備考 省略		

4 農林水産関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の規定に基づく家畜商の免許	家畜商免許手数料	(1) 家畜の取引の業務（家畜商法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。）に従事する使用人その他の従業者（(2)において「従業者」という。）の数が5人以上である場合 2,900円 (2) 従業者の数が1人以上4人以下である場合 2,300円 (3) その他の場合 1,900円
2 家畜商法第3条第2項第1号の規定に基づく講習会の開催	家畜商講習会受講手数料	3,400円
3 家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第5条の規定に基づく家畜商免許証の書換え交付	家畜商免許証書換え交付手数料	1,300円
4 家畜商法施行令第6条の規定に基づく家畜商免許証の再交付	家畜商免許証再交付手数料	1,400円
5 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項又は	5トン以上の漁船を使用し	3,100円

12 計量法施行令第41条第2項の規定に基づく計量法第127条第1項に規定する適正計量管理事業所の指定の申請に対する審査	適正計量管理事業所指定申請手数料	2,800円
13 計量法第127条第3項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料	適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料	8,100円
備考 省略		

4 農林水産関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の規定に基づく家畜商の免許	家畜商免許手数料	(1) 家畜の取引の業務（家畜商法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。）に従事する使用人その他の従業者（(2)において「従業者」という。）の数が5人以上である場合 2,800円 (2) 従業者の数が1人以上4人以下である場合 2,100円 (3) その他の場合 1,800円
2 家畜商法第3条第2項第1号の規定に基づく講習会の開催	家畜商講習会受講手数料	3,300円
3 家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第5条の規定に基づく家畜商免許証の書換え交付	家畜商免許証書換え交付手数料	1,200円
4 家畜商法施行令第6条の規定に基づく家畜商免許証の再交付	家畜商免許証再交付手数料	1,300円
5 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項又は	5トン以上の漁船を使用し	3,000円

第119条 第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	て行う漁業に係る漁業許可申請手数料		第119条 第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	て行う漁業に係る漁業許可申請手数料	
6 省略			6 省略		
7 漁業法第69条第1項の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	漁業権免許申請手数料	3,900円	7 漁業法第69条第1項の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	漁業権免許申請手数料	3,800円
8 漁業法第72条第6項の規定に基づく団体漁業権の共有認可の申請に対する審査	団体漁業権共有認可申請手数料	3,900円	8 漁業法第72条第6項の規定に基づく団体漁業権の共有認可の申請に対する審査	団体漁業権共有認可申請手数料	3,800円
9～12 省略			9～12 省略		
13 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条第1項又は第3項の規定に基づく肥料の登録	肥料登録手数料	(1) 省略 (2) 同項第7号の肥料の登録 36,000円	13 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条第1項又は第3項の規定に基づく肥料の登録	肥料登録手数料	(1) 省略 (2) 同項第7号の肥料の登録 35,900円
14・15 省略			14・15 省略		
16 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査	漁船登録申請手数料	(1) 無動力漁船 1隻につき4,800円 (2) 総トン数20トン未満の動力漁船 1隻につき7,100円 (3) 総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船 1隻につき7,600円 (4) 総トン数100トン以上の動力漁船 1隻につき8,100円	16 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査	漁船登録申請手数料	(1) 無動力漁船 1隻につき4,700円 (2) 総トン数20トン未満の動力漁船 1隻につき7,000円 (3) 総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船 1隻につき7,500円 (4) 総トン数100トン以上の動力漁船 1隻につき8,000円
17・18 省略			17・18 省略		
19 漁船法第17条第1項の規定に基づく漁船の変更の登録の申請に対する審査	漁船登録変更申請手数料	(1) 省略 (2) 総トン数20トン未満の動力漁船 1隻につき3,600円 (3) 省略 (4) 総トン数100トン以上の動力漁船 1隻につき4,200円	19 漁船法第17条第1項の規定に基づく漁船の変更の登録の申請に対する審査	漁船登録変更申請手数料	(1) 省略 (2) 総トン数20トン未満の動力漁船 1隻につき3,500円 (3) 省略 (4) 総トン数100トン以上の動力漁船 1隻につき4,100円
20 漁船法第21条の規定に基	漁船登録謄本	用紙1枚につき500円	20 漁船法第21条の規定に基	漁船登録謄本	用紙1枚につき450円

づく漁船の登録簿本の交付	交付手数料		づく漁船の登録簿本の交付	交付手数料	
21 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第10条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付	種畜証明書書換え交付手数料	890円	21 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第10条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付	種畜証明書書換え交付手数料	820円
22 家畜改良増殖法第10条の規定に基づく種畜証明書の再交付	種畜証明書再交付手数料	890円	22 家畜改良増殖法第10条の規定に基づく種畜証明書の再交付	種畜証明書再交付手数料	820円
23 家畜改良増殖法第16条第1項の規定に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査	家畜人工授精師免許申請手数料	2,070円	23 家畜改良増殖法第16条第1項の規定に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査	家畜人工授精師免許申請手数料	1,990円
24 家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	1,910円	24 家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	1,830円
25 家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付	家畜人工授精師免許証再交付手数料	1,910円	25 家畜改良増殖法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付	家畜人工授精師免許証再交付手数料	1,830円
26 家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	家畜人工授精所開設許可申請手数料	6,480円	26 家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	家畜人工授精所開設許可申請手数料	6,360円
26の2 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付	家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	2,750円	26の2 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付	家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	2,640円

26の3 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付	家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	2,750円	26の3 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付	家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	2,640円
26の4～26の6 省略			26の4～26の6 省略		
27 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	家畜検査手数料	1頭、1羽又は1群につき2,860円を超えない範囲内において規則で定める金額	27 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	家畜検査手数料	1頭、1羽又は1群につき2,770円を超えない範囲内において規則で定める金額
28 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する投薬	家畜投薬手数料	1頭につき750円を超えない範囲内において規則で定める金額	28 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する投薬	家畜投薬手数料	1頭につき720円を超えない範囲内において規則で定める金額
29 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴	家畜注射又は家畜薬浴の手数料	1頭又は1羽につき1,550円を超えない範囲内において規則で定める金額	29 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴	家畜注射又は家畜薬浴の手数料	1頭又は1羽につき1,470円を超えない範囲内において規則で定める金額
30～33 省略			30～33 省略		
34 家畜取引法（昭和31年法律第123号）第3条の規定に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査	家畜市場登録申請手数料	19,300円	34 家畜取引法（昭和31年法律第123号）第3条の規定に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査	家畜市場登録申請手数料	19,100円



35 家畜取引法 第9条第1項 の規定に基づ く家畜市場登 録証の書換え 交付	家畜市 場登録 証書換 え交付 手数料	4,400円	35 家畜取引法 第9条第1項 の規定に基づ く家畜市場登 録証の書換え 交付	家畜市 場登録 証書換 え交付 手数料	4,300円
36 家畜取引法 第9条第2項 の規定に基づ く家畜市場登 録証の再交付	家畜市 場登録 証再交 付手数 料	7,300円	36 家畜取引法 第9条第2項 の規定に基づ く家畜市場登 録証の再交付	家畜市 場登録 証再交 付手数 料	7,200円
37 養鶏振興法 (昭和35年法 律第49号)第 5条第1項の 規定に基づく 標準鶏の認定 の申請に対す る審査	標準鶏 認定申 請手数 料	1羽につき60円	37 養鶏振興法 (昭和35年法 律第49号)第 5条第1項の 規定に基づく 標準鶏の認定 の申請に対す る審査	標準鶏 認定申 請手数 料	1羽につき50円
38 養鶏振興法 第7条第1項 の規定に基づ くふ化業者の 登録の申請に 対する審査	ふ化業 者登録 申請手 数料	9,000円	38 養鶏振興法 第7条第1項 の規定に基づ くふ化業者の 登録の申請に 対する審査	ふ化業 者登録 申請手 数料	8,900円
39 養鶏振興法 第7条第2項 又は第8条第 1項の規定に 基づくふ化場 の確認の申請 に対する審査	ふ化場 確認申 請手数 料	9,000円	39 養鶏振興法 第7条第2項 又は第8条第 1項の規定に 基づくふ化場 の確認の申請 に対する審査	ふ化場 確認申 請手数 料	8,900円
40～49 省略			40～49 省略		
50 畜舎等の建 築等及び利用 の特例に関す る法律(令和 3年法律第34 号)第3条第 1項の規定に 基づく畜舎建 築利用計画の 認定の申請に 対する審査	畜舎建 築利用 計画認 定申請 手数料	次に掲げる額(②に掲げる額にあ っては、備考に規定するところ により算定した床面積の合計が3,000 平方メートルを超える場合に限 る。)を合算した金額 (1) 省略 (2) 畜舎建築利用計画に係る畜舎 等の床面積の合計の区分に応 じ、それぞれ次に定める額 ア 3,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内 <u>211,</u> <u>000円</u> イ 10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内 <u>355,</u> <u>000円</u> ウ 50,000平方メートル超 <u>687,</u> <u>000円</u> (備考 省略)	50 畜舎等の建 築等及び利用 の特例に関す る法律(令和 3年法律第34 号)第3条第 1項の規定に 基づく畜舎建 築利用計画の 認定の申請に 対する審査	畜舎建 築利用 計画認 定申請 手数料	次に掲げる額(②に掲げる額にあ っては、備考に規定するところ により算定した床面積の合計が3,000 平方メートルを超える場合に限 る。)を合算した金額 (1) 省略 (2) 畜舎建築利用計画に係る畜舎 等の床面積の合計の区分に応 じ、それぞれ次に定める額 ア 3,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内 <u>209,</u> <u>000円</u> イ 10,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内 <u>353,</u> <u>000円</u> ウ 50,000平方メートル超 <u>683,</u> <u>000円</u> (備考 省略)

51 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査	畜舎建築利用計画変更認定申請手数料	次に掲げる額(2)に掲げる額にあつては、備考に規定するところにより算定した床面積の合計が0を超える場合に限る。)を合算した金額 (1) 省略 (2) 畜舎建築利用計画に係る畜舎等の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～カ 省略 キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 <u>211,000円</u> ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内 <u>355,000円</u> ケ 50,000平方メートル超 <u>687,000円</u> (備考 省略)
52～61 省略		
備考 省略		

5 土木関係事務手数料

事務	名称	金額
1～7 省略		
8 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等の確認の申請に対する審査(構造計算適合性判定に係る部分の審査を除く。)	建築物確認申請手数料	次に掲げる当該建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(6) 省略 (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>211,000円</u> (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>355,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>687,000円</u> (備考 省略)
8の2 省略		
9 建築基準法第6条第1項の規定による建築物の建築等の確認の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が	建築設備又は工作物確認申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一の建築設備を設置する場合(2)に掲げる場合を除く。) 13,000円(小荷物専用昇降機については、 <u>7,000円</u> ) (2)～(4) 省略

51 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査	畜舎建築利用計画変更認定申請手数料	次に掲げる額(2)に掲げる額にあつては、備考に規定するところにより算定した床面積の合計が0を超える場合に限る。)を合算した金額 (1) 省略 (2) 畜舎建築利用計画に係る畜舎等の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～カ 省略 キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 <u>209,000円</u> ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内 <u>353,000円</u> ケ 50,000平方メートル超 <u>683,000円</u> (備考 省略)
52～61 省略		
備考 省略		

5 土木関係事務手数料

事務	名称	金額
1～7 省略		
8 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等の確認の申請に対する審査(構造計算適合性判定に係る部分の審査を除く。)	建築物確認申請手数料	次に掲げる当該建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(6) 省略 (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>209,000円</u> (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>353,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>683,000円</u> (備考 省略)
8の2 省略		
9 建築基準法第6条第1項の規定による建築物の建築等の確認の申請に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が	建築設備又は工作物確認申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一の建築設備を設置する場合(2)に掲げる場合を除く。) 13,000円(小荷物専用昇降機については、 <u>6,000円</u> ) (2)～(4) 省略

<p>含まれる場合における同項の規定に基づく確認の申請の当該部分に対する審査、同条において準用する同項の規定に基づく建築設備の確認の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請に対する審査</p>		<p>含まれる場合における同項の規定に基づく確認の申請の当該部分に対する審査、同条において準用する同項の規定に基づく建築設備の確認の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確認の申請に対する審査</p>		
<p>10 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了の検査の申請に対する審査</p>	<p>建築物完了検査申請手数料</p> <p>次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>71,000円</u></p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>(備考 省略)</p>	<p>10 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了の検査の申請に対する審査</p> <p>建築物完了検査申請手数料</p> <p>次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>70,000円</u></p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>(備考 省略)</p>		
<p>11 省略</p>		<p>11 省略</p>		
<p>12 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。)の完了の検査の申請に対する審査</p>	<p>減額して定める建築物完了検査申請手数料</p> <p>次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>524,000円</u></p> <p>(備考 省略)</p>	<p>12 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。)の完了の検査の申請に対する審査</p> <p>減額して定める建築物完了検査申請手数料</p> <p>次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>523,000円</u></p> <p>(備考 省略)</p>		
<p>13 省略</p>		<p>13 省略</p>		
<p>14 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間の検査の申請に対する審査</p>	<p>建築物中間検査申請手数料</p> <p>次に掲げる中間検査を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>34,000円</u></p> <p>(5)・(6) 省略</p>	<p>14 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間の検査の申請に対する審査</p> <p>建築物中間検査申請手数料</p> <p>次に掲げる中間検査を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>33,000円</u></p> <p>(5)・(6) 省略</p>		

		(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>166,000円</u> (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>269,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>554,000円</u>			(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>165,000円</u> (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>268,000円</u> (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの <u>551,000円</u>
15～21	省略			15～21	省略
22	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(これらの規定を同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等許可申請手数料	201,000円(建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合にあっては132,000円、同項第2号に該当する場合にあっては <u>170,000円</u> )	22	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(これらの規定を同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査
23～69	省略			23～69	省略
70	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ	優良宅地造成認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 <u>140,000円</u> (2)～(7) 省略	70	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ

若しくは第62条の3第4項第14号八に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査			若しくは第62条の3第4項第14号八に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		
71～86 省略			71～86 省略		
87 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>8,900円</u> イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 <u>23,000円</u> ウ～ク 省略 (2)・(3) 省略	87 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>8,800円</u> イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 <u>22,000円</u> ウ～ク 省略 (2)・(3) 省略
88 省略			88 省略		
89 都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	<u>48,000円</u>	89 都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	<u>47,000円</u>
90 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	<u>27,000円</u>	90 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	<u>26,000円</u>
91 都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地に	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(4) 省略 (5) 敷地の面積が1ヘクタール以上の場合 <u>101,000円</u>	91 都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地に	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(4) 省略 (5) 敷地の面積が1ヘクタール以上の場合 <u>100,000円</u>

	おける 建築等 許可申 請手数料			おける 建築等 許可申 請手数料		
92～101の11 省略				92～101の11 省略		
101の12 建 築 物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第12条 第1項及び第13条第2項の 規定に基づく 建築物エネルギー消費性能 適合性判定	建築物 エネルギー消 費性能 適合性 判定手 数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令第1条第1項 第1号イに規定する一次エネル ギー消費量（以下この項におい て「一次エネルギー消費量」と いう。）の算定対象となる部分 を有する建築物 次に掲げる審 査の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額 ア 同号イに掲げる基準による 審査 次に掲げる主要な用途 の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額 (ア) 工場、倉庫その他知事が 定める用途（以下この項に おいて「工場等の用途」と いう。）非住宅部分（建 築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第11 条第1項に規定する非住宅 部分をいう。以下この項に おいて同じ。）の床面積の 合計について、次に掲げる 面積の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額 a 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 <u>52,300円</u> b 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 <u>123,500円</u> c～e 省略 (イ) その他の用途 非住宅部 分の床面積の合計につい て、次に掲げる面積の区分 に応じ、それぞれ次に定め る金額 a 省略 b 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 <u>635,700円</u> c 省略 d 10,000平方メートル以		101の12 建 築 物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第12条 第1項及び第13条第2項の 規定に基づく 建築物エネルギー消費性能 適合性判定	建築物 エネルギー消 費性能 適合性 判定手 数料	次に掲げる建築物の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令第1条第1項 第1号イに規定する一次エネル ギー消費量（以下この項におい て「一次エネルギー消費量」と いう。）の算定対象となる部分 を有する建築物 次に掲げる審 査の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額 ア 同号イに掲げる基準による 審査 次に掲げる主要な用途 の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額 (ア) 工場、倉庫その他知事が 定める用途（以下この項に おいて「工場等の用途」と いう。）非住宅部分（建 築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律第11 条第1項に規定する非住宅 部分をいう。以下この項に おいて同じ。）の床面積の 合計について、次に掲げる 面積の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額 a 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 <u>52,200円</u> b 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 <u>123,400円</u> c～e 省略 (イ) その他の用途 非住宅部 分の床面積の合計につい て、次に掲げる面積の区分 に応じ、それぞれ次に定め る金額 a 省略 b 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 <u>635,600円</u> c 省略 d 10,000平方メートル以

		<p>上25,000平方メートル未 満 <u>925,400円</u></p> <p>e 省略</p> <p>イ 同号口に掲げる基準による 審査 次に掲げる主要な用途 の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額</p> <p>(ア) 工場等の用途 非住宅部 分の床面積の合計につい て、次に掲げる面積の区分 に応じ、それぞれ次に定め る金額</p> <p>a 省略</p> <p>b 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未 満 <u>115,400円</u></p> <p>c ~ e 省略</p> <p>(イ) その他の用途 非住宅部 分の床面積の合計につい て、次に掲げる面積の区分 に応じ、それぞれ次に定め る金額</p> <p>a 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満 <u>176,900円</u></p> <p>b・c 省略</p> <p>d 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未 満 <u>448,800円</u></p> <p>e 省略</p> <p>(2) 省略</p>			<p>上25,000平方メートル未 満 <u>925,300円</u></p> <p>e 省略</p> <p>イ 同号口に掲げる基準による 審査 次に掲げる主要な用途 の区分に応じ、それぞれ次に 定める金額</p> <p>(ア) 工場等の用途 非住宅部 分の床面積の合計につい て、次に掲げる面積の区分 に応じ、それぞれ次に定め る金額</p> <p>a 省略</p> <p>b 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未 満 <u>115,300円</u></p> <p>c ~ e 省略</p> <p>(イ) その他の用途 非住宅部 分の床面積の合計につい て、次に掲げる面積の区分 に応じ、それぞれ次に定め る金額</p> <p>a 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満 <u>176,800円</u></p> <p>b・c 省略</p> <p>d 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未 満 <u>448,700円</u></p> <p>e 省略</p> <p>(2) 省略</p>
101の13・101の 14 省略			101の13・101の 14 省略		
101の15 建 築 物のエネルギー 消費性能の 向上等に関す る法律第34条 第1項の規定 に基づく建築 物エネルギー 消費性能向上 計画の認定の 申請に対する 審査	建築物 エネルギー消 費性能 向上計 画認定 申請手 数料	次に掲げる当該申請を行う者の区 分に応じ、それぞれ次に定める金 額	101の15 建 築 物のエネルギー 消費性能の 向上等に関す る法律第34条 第1項の規定 に基づく建築 物エネルギー 消費性能向上 計画の認定の 申請に対する 審査	建築物 エネルギー消 費性能 向上計 画認定 申請手 数料	次に掲げる当該申請を行う者の区 分に応じ、それぞれ次に定める金 額
		<p>(1) 建築物エネルギー消費性能向 上計画が建築基準法第6条第1 項に規定する建築基準関係規定 に適合するかどうかの審査を申 し出さない者 次に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ次に定め る金額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能 向上計画に建築物のエネルギ ー消費性能の向上等に関する 法律第34条第3項の他の建築 物に関する事項を記載しない 場合 次に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ次に定める 金額</p> <p>(ア) 同法第35条第1項に掲げ</p>			<p>(1) 建築物エネルギー消費性能向 上計画が建築基準法第6条第1 項に規定する建築基準関係規定 に適合するかどうかの審査を申 し出さない者 次に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ次に定め る金額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能 向上計画に建築物のエネルギ ー消費性能の向上等に関する 法律第34条第3項の他の建築 物に関する事項を記載しない 場合 次に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ次に定める 金額</p> <p>(ア) 同法第35条第1項に掲げ</p>

る基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

i・ii 省略

iii 5戸以上15戸以下  
25,000円

iv 16戸以上45戸以下  
55,400円

v 省略

(b) 省略

c 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。） 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a)・(b) 省略

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 97,600円

(d) 省略

(e) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル

る基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

i・ii 省略

iii 5戸以上15戸以下  
24,900円

iv 16戸以上45戸以下  
55,300円

v 省略

(b) 省略

c 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。） 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a)・(b) 省略

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 97,500円

(d) 省略

(e) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル



ル未満 194,700円

(f) 省略

d 省略

(イ) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 住戸 次に掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

i 同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査を受ける住戸申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) ~ (iii) 省略

(iv) 5戸以上15戸以下 139,900円

(v) 16戸以上45戸以下 238,300円

(vi) 省略

ii 同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査を受ける住戸申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) ~ (iii) 省略

(iv) 5戸以上15戸以下 69,500円

(v) 16戸以上45戸以下 125,800円

(vi) 省略

(b) 省略

c 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 同条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

i・ii 省略

ル未満 194,600円

(f) 省略

d 省略

(イ) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 省略

b 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 住戸 次に掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

i 同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査を受ける住戸申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) ~ (iii) 省略

(iv) 5戸以上15戸以下 139,800円

(v) 16戸以上45戸以下 238,200円

(vi) 省略

ii 同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査を受ける住戸申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) ~ (iii) 省略

(iv) 5戸以上15戸以下 69,400円

(v) 16戸以上45戸以下 125,700円

(vi) 省略

(b) 省略

c 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 同条第1号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

i・ii 省略

	<p>iii 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 <u>635,700円</u></p> <p>iv 省略</p> <p>v 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 <u>925,400円</u></p> <p>vi 省略</p> <p>(b) 同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>i 300平方メートル未満 <u>105,700円</u></p> <p>ii 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 <u>176,900円</u></p> <p>iii・iv 省略</p> <p>v 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 <u>448,800円</u></p> <p>vi 省略</p> <p>d 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 省略</p>		<p>iii 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 <u>635,600円</u></p> <p>iv 省略</p> <p>v 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 <u>925,300円</u></p> <p>vi 省略</p> <p>(b) 同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>i 300平方メートル未満 <u>105,600円</u></p> <p>ii 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 <u>176,800円</u></p> <p>iii・iv 省略</p> <p>v 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 <u>448,700円</u></p> <p>vi 省略</p> <p>d 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 省略</p>	
<p>101の16～102 省略</p>			<p>101の16～102 省略</p>	
<p>備考 省略</p>		<p>備考 省略</p>		

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	少額領収書等の写しの交付 手数料	次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略 (2) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項及び2の項において同じ。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき <u>60円</u> に少額領収書等の写し1

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	少額領収書等の写しの交付 手数料	次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略 (2) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項及び2の項において同じ。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき <u>40円</u> に少額領収書等の写し1

		<p>枚（少額領収書等の写しが用紙の両面に複写されている場合にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。）ごとに10円を加えた額</p> <p>(3) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき70円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p>			<p>枚（少額領収書等の写しが用紙の両面に複写されている場合にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。）ごとに10円を加えた額</p> <p>(3) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p>
2 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付	<p>収支報告書等の写しの交付手数料</p>	<p>次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき60円に収支報告書等1枚（収支報告書等が用紙の両面に記載されている場合にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。）ごとに10円を加えた額</p> <p>(3) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき70円に収支報告書等1枚ごとに10円を加えた額</p>	2 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付	<p>収支報告書等の写しの交付手数料</p>	<p>次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき40円に収支報告書等1枚（収支報告書等が用紙の両面に記載されている場合にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。）ごとに10円を加えた額</p> <p>(3) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に収支報告書等1枚ごとに10円を加えた額</p>
3～21 省略			3～21 省略		
22 旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）第5条第1項の規定に基づく旅行業法（昭和27年法律第239	<p>旅行業登録申請手数料</p>	<p>27,000円</p>	22 旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）第5条第1項の規定に基づく旅行業法（昭和27年法律第239	<p>旅行業登録申請手数料</p>	<p>26,000円</p>

号)第3条に規定する旅行業の登録の申請に対する審査			号)第3条に規定する旅行業の登録の申請に対する審査		
23 旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第3条に規定する旅行業者代理業の登録の申請に対する審査	旅行業者代理業登録申請手数料	17,000円	23 旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第3条に規定する旅行業者代理業の登録の申請に対する審査	旅行業者代理業登録申請手数料	16,000円
24・25 省略			24・25 省略		
25の2 旅行業法施行令第5条第2項の規定に基づく旅行業法第23条に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	旅行サービス手配業登録申請手数料	17,000円	25の2 旅行業法施行令第5条第2項の規定に基づく旅行業法第23条に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	旅行サービス手配業登録申請手数料	16,000円
25の3～66 省略			25の3～66 省略		
備考 省略			備考 省略		

( 公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部改正 )

第2条 公衆浴場設置等の基準等に関する条例(昭和25年愛媛県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき<u>22,300円</u>とする。</p> <p>3 省略</p>	<p><b>第8条 省略</b></p> <p>2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき<u>22,000円</u>とする。</p> <p>3 省略</p>

( 愛媛県立衛生環境研究所使用料条例の一部改正 )

第3条 愛媛県立衛生環境研究所使用料条例(昭和27年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>( 使用料の額 )</p> <p><b>第2条</b> 愛媛県立衛生環境研究所管理条例(昭和27年愛媛県条例第9号。以下「管理条例」という。)第2条第1項及び第2項の規定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事定める使用料を納めなければならない。ただし、急速に施行を必要とするものはその3倍額、特別の費用を要するものはその実費とする。</p>	<p>( 使用料の額 )</p> <p><b>第2条</b> 愛媛県立衛生環境研究所管理条例(昭和27年愛媛県条例第9号。以下「管理条例」という。)第2条第1項及び第2項の規定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事定める使用料を納めなければならない。ただし、急速に施行を必要とするものはその3倍額、特別の費用を要するものはその実費とする。</p>

(1) 鉱泉の分析 1件につき <u>81,120円</u>	(1) 鉱泉の分析 1件につき <u>72,420円</u>
(2) その他試験、検査料 1件につき <u>41,980円</u>	(2) その他試験、検査料 1件につき <u>41,340円</u>
(3) 省略	(3) 省略
2 省略	2 省略

(愛媛県ふぐの取扱いに関する条例の一部改正)

第4条 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例(昭和27年愛媛県条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第14条 取扱者の試験、免許又は免許証の再交付を受けようとする者は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 試験手数料 <u>11,100円</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(手数料)</p> <p>第14条 取扱者の試験、免許又は免許証の再交付を受けようとする者は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 試験手数料 <u>9,500円</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県港湾管理条例の一部改正)

第5条 愛媛県港湾管理条例(昭和28年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																																				
<p><b>別表第3</b>(第9条の2関係)</p> <p>土砂採取料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>28円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>58円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>73円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>73円</u></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p><b>別表第4</b>(第10条関係)</p> <p>1 係留施設占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷役機械その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル1年につき</td> <td><u>919.7円</u></td> <td><u>459.7円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電柱類の設置</td> <td>鉄塔 1平方メートル1年につき</td> <td><u>835.5円</u></td> <td><u>416.6円</u></td> </tr> <tr> <td>その他 1本1年につき</td> <td><u>556.6円</u></td> <td><u>313円</u></td> </tr> <tr> <td>管類の埋設置</td> <td>1メートル1年につき</td> <td><u>137.7円</u></td> <td><u>62.9円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 野積場占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上屋、倉庫その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル1年につき</td> <td><u>613.2円</u></td> <td><u>306.5円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電柱類の設置</td> <td>鉄塔 1平方メートル1年につき</td> <td><u>289.5円</u></td> <td><u>184.8円</u></td> </tr> <tr> <td>その他 1本1年につき</td> <td><u>184.8円</u></td> <td><u>127.1円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種目	単位	金額	摘要	土砂	1立方メートルにつき	<u>28円</u>		かき込砂利	1立方メートルにつき	<u>58円</u>		砂・砂利	1立方メートルにつき	<u>73円</u>		栗石・玉石	1立方メートルにつき	<u>73円</u>	省略	占用目的	単位	金額		重要港湾	地方港湾	荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	<u>919.7円</u>	<u>459.7円</u>	電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル1年につき	<u>835.5円</u>	<u>416.6円</u>	その他 1本1年につき	<u>556.6円</u>	<u>313円</u>	管類の埋設置	1メートル1年につき	<u>137.7円</u>	<u>62.9円</u>	占用目的	単位	金額		重要港湾	地方港湾	上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	<u>613.2円</u>	<u>306.5円</u>	電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル1年につき	<u>289.5円</u>	<u>184.8円</u>	その他 1本1年につき	<u>184.8円</u>	<u>127.1円</u>	<p><b>別表第3</b>(第9条の2関係)</p> <p>土砂採取料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>22円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>45円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>57円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>1立方メートルにつき</td> <td><u>57円</u></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p><b>別表第4</b>(第10条関係)</p> <p>1 係留施設占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷役機械その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル1年につき</td> <td><u>872円</u></td> <td><u>435.9円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電柱類の設置</td> <td>鉄塔 1平方メートル1年につき</td> <td><u>792.1円</u></td> <td><u>296.8円</u></td> </tr> <tr> <td>その他 1本1年につき</td> <td><u>527.7円</u></td> <td><u>296.8円</u></td> </tr> <tr> <td>管類の埋設置</td> <td>1メートル1年につき</td> <td><u>130.6円</u></td> <td><u>59.7円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 野積場占用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>重要港湾</th> <th>地方港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上屋、倉庫その他の工作物の設置</td> <td>1平方メートル1年につき</td> <td><u>581.4円</u></td> <td><u>290.6円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電柱類の設置</td> <td>鉄塔 1平方メートル1年につき</td> <td><u>274.5円</u></td> <td><u>175.2円</u></td> </tr> <tr> <td>その他 1本1年につき</td> <td><u>175.2円</u></td> <td><u>120.5円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種目	単位	金額	摘要	土砂	1立方メートルにつき	<u>22円</u>		かき込砂利	1立方メートルにつき	<u>45円</u>		砂・砂利	1立方メートルにつき	<u>57円</u>		栗石・玉石	1立方メートルにつき	<u>57円</u>	省略	占用目的	単位	金額		重要港湾	地方港湾	荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	<u>872円</u>	<u>435.9円</u>	電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル1年につき	<u>792.1円</u>	<u>296.8円</u>	その他 1本1年につき	<u>527.7円</u>	<u>296.8円</u>	管類の埋設置	1メートル1年につき	<u>130.6円</u>	<u>59.7円</u>	占用目的	単位	金額		重要港湾	地方港湾	上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	<u>581.4円</u>	<u>290.6円</u>	電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル1年につき	<u>274.5円</u>	<u>175.2円</u>	その他 1本1年につき	<u>175.2円</u>	<u>120.5円</u>
種目	単位	金額	摘要																																																																																																																		
土砂	1立方メートルにつき	<u>28円</u>																																																																																																																			
かき込砂利	1立方メートルにつき	<u>58円</u>																																																																																																																			
砂・砂利	1立方メートルにつき	<u>73円</u>																																																																																																																			
栗石・玉石	1立方メートルにつき	<u>73円</u>	省略																																																																																																																		
占用目的	単位	金額																																																																																																																			
		重要港湾	地方港湾																																																																																																																		
荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	<u>919.7円</u>	<u>459.7円</u>																																																																																																																		
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル1年につき	<u>835.5円</u>	<u>416.6円</u>																																																																																																																		
	その他 1本1年につき	<u>556.6円</u>	<u>313円</u>																																																																																																																		
管類の埋設置	1メートル1年につき	<u>137.7円</u>	<u>62.9円</u>																																																																																																																		
占用目的	単位	金額																																																																																																																			
		重要港湾	地方港湾																																																																																																																		
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	<u>613.2円</u>	<u>306.5円</u>																																																																																																																		
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル1年につき	<u>289.5円</u>	<u>184.8円</u>																																																																																																																		
	その他 1本1年につき	<u>184.8円</u>	<u>127.1円</u>																																																																																																																		
種目	単位	金額	摘要																																																																																																																		
土砂	1立方メートルにつき	<u>22円</u>																																																																																																																			
かき込砂利	1立方メートルにつき	<u>45円</u>																																																																																																																			
砂・砂利	1立方メートルにつき	<u>57円</u>																																																																																																																			
栗石・玉石	1立方メートルにつき	<u>57円</u>	省略																																																																																																																		
占用目的	単位	金額																																																																																																																			
		重要港湾	地方港湾																																																																																																																		
荷役機械その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	<u>872円</u>	<u>435.9円</u>																																																																																																																		
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル1年につき	<u>792.1円</u>	<u>296.8円</u>																																																																																																																		
	その他 1本1年につき	<u>527.7円</u>	<u>296.8円</u>																																																																																																																		
管類の埋設置	1メートル1年につき	<u>130.6円</u>	<u>59.7円</u>																																																																																																																		
占用目的	単位	金額																																																																																																																			
		重要港湾	地方港湾																																																																																																																		
上屋、倉庫その他の工作物の設置	1平方メートル1年につき	<u>581.4円</u>	<u>290.6円</u>																																																																																																																		
電柱類の設置	鉄塔 1平方メートル1年につき	<u>274.5円</u>	<u>175.2円</u>																																																																																																																		
	その他 1本1年につき	<u>175.2円</u>	<u>120.5円</u>																																																																																																																		

管類の埋設置	1メートル1年 につき	57.6円	34.1円
--------	----------------	-------	-------

3 その他の港湾施設占用料

占用目的	単 位	金 額	
		重要港湾	地方港湾
上屋、倉庫その他の 工作物の設置	1平方メートル 1年につき	1,149.9円	689.8円
荷役機械の設置	1平方メートル 1年につき	1,277.9円	830.3円
電柱類 の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	289.5円	184.8円
	その他 1本1年につき	184.8円	127.1円
管類の埋設置	1メートル1年 につき	57.6円	34.1円
貯炭場	1平方メートル 1年につき	574.8円	408.6円
貯木場	陸地 1平方メートル 1年につき	574.8円	408.6円
	海面 1平方メートル 1年につき	293.7円	236.1円

注 省略

別表第5（第10条関係）

1 係留施設使用料

種 別	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾
港 銭	旅客（13歳 以上のもの）	1人1回に つき	2.3円	2.3円
	省略			
	貨物	1トンにつ き	2.3円	2.3円
栈橋入場 料	13歳以上の 者	省略		
		1人1月に つき （月ぎめに 限る。）	766.7円	766.7円
	自動車	1台1回に つき	87円	87円
	自転車及び 乳母車	1台1回に つき	43.6円	43.6円
省略				
プレジャ ーボート 係留施設 使用料		1隻1月に つき	3,605.2円	3,605.2円

管類の埋設置	1メートル1年 につき	54.7円	32.4円
--------	----------------	-------	-------

3 その他の港湾施設占用料

占用目的	単 位	金 額	
		重要港湾	地方港湾
上屋、倉庫その他 の工作物の設置	1平方メートル 1年につき	1,090.2円	654円
荷役機械の設置	1平方メートル 1年につき	1,211.6円	787.2円
電柱類 の設置	鉄塔 1平方メートル 1年につき	274.5円	175.2円
	その他 1本1年につき	175.2円	120.5円
管類の埋設置	1メートル1年 につき	54.7円	32.4円
貯炭場	1平方メートル 1年につき	545円	387.4円
貯木場	陸地 1平方メートル 1年につき	545円	387.4円
	海面 1平方メートル 1年につき	278.5円	223.9円

注 省略

別表第5（第10条関係）

1 係留施設使用料

種 別	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾
港 銭	旅客（13歳 以上のもの）	1人1回に つき	2.2円	2.2円
	省略			
	貨物	1トンにつ き	2.2円	2.2円
栈橋入場 料	13歳以上の 者	省略		
		1人1月に つき （月ぎめに 限る。）	717.5円	717.5円
	自動車	1台1回に つき	81.5円	81.5円
	自転車及び 乳母車	1台1回に つき	40.8円	40.8円
省略				
プレジャ ーボート 係留施設 使用料		1隻1月に つき	3,373.5円	3,373.5円

可動橋使用料	省略			
	不定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	5.1円 (4.7円)	5.1円 (4.7円)
省略				
貨物通過料		1トンにつき	25.3円 (23.1円)	19円 (17.3円)

2 その他の港湾施設使用料

港湾施設	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾
野積場	舗装	1平方メートル1日につき	4.1円	2.3円
	未舗装	1平方メートル1日につき	3円	省略
上屋	旅客上屋 (専用利用の場合に限る。)	1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	427.5円	
		1平方メートル1日につき	36.6円	
	荷さばき上屋	1平方メートル1日につき	14.1円	
省略				
軌道走行式荷役機械	ガントリークレーン	30分までごとにつき	(1) 松山港 29,90 3.2円	
			(2) 三島川之江港 22,787.8 円	
移動式荷役機械	ホイールクレーン	30分までごとにつき	11,861.4円	
	トランスファークレーン	1時間までごとにつき	11,342.1円	
	コンテナ用リフト (最大荷重が10トンを超えるもの)	1時間までごとにつき	8,896.3円	

可動橋使用料	省略			
	不定期船	総トン数1トン1回24時間までごとにつき	4.8円 (4.4円)	4.8円 (4.4円)
省略				
貨物通過料		1トンにつき	23.7円 (21.7円)	17.8円 (16.2円)

2 その他の港湾施設使用料

港湾施設	区 分	単 位	金 額	
			重要港湾	地方港湾
野積場	舗装	1平方メートル1日につき	3.9円	2.2円
	未舗装	1平方メートル1日につき	2.9円	省略
上屋	旅客上屋 (専用利用の場合に限る。)	1平方メートル1月につき(月ぎめに限る。)	405.3円	
		1平方メートル1日につき	34.7円	
	荷さばき上屋	1平方メートル1日につき	13.4円	
省略				
軌道走行式荷役機械	ガントリークレーン	30分までごとにつき	(1) 松山港 28,34 9.7円	
			(2) 三島川之江港 21,604円 —	
移動式荷役機械	ホイールクレーン	30分までごとにつき	11,245.2円	
	トランスファークレーン	1時間までごとにつき	10,752.9円	
	コンテナ用リフト (最大荷重が10トンを超えるもの)	1時間までごとにつき	8,434.2円	

	コンテナ用 リフト (最大荷重 が10トン以 下のもの)	1時間まで ごとにつき	<u>4,770.4円</u>	
照明設備	コンテナヤ ード内照明 塔	1基1時間 までごに つき	<u>354.7円</u>	
電源設備	冷凍コンテ ナ用電源設 備	1キロワッ ト時までご とにつき	<u>44.7円</u>	
省略				
船舶給水 施設		1回1立方 メートルま でごにつ き	<u>650.3円</u>	<u>650.3円</u>
管理棟		1平方メー トル1月に つき(月ぎ めに限 る。)	<u>2,478.3円</u>	
駐車場	省略			
	専用利用以 外の場 合	駐車時 間6 時間 を超 え12 時間 以内 の場合	1台1回 につき	<u>790円</u>
		駐車時 間12 時間 を超 え24 時間 以内 の場合	1台1回 につき	<u>1,160円</u>
	専用利用の 場合	1台1月 につき(月 ぎめに 限る。)	<u>5,814.7円</u>	

注 省略

別表第6(第10条関係)

施 設	単 位	金 額
鉄骨貨物上屋	1平方メートル 1日につき	<u>6.6円</u>
鉄筋コンクリート貨物上屋	1平方メートル 1日につき	<u>10円</u>
松山港今出地区水面貯木場	1平方メートル 1月につき	<u>17.9円</u>

	コンテナ用 リフト (最大荷重 が10トン以 下のもの)	1時間まで ごとにつき	<u>4,522.6円</u>	
照明設備	コンテナヤ ード内照明 塔	1基1時間 までごに つき	<u>336.3円</u>	
電源設備	冷凍コンテ ナ用電源設 備	1キロワッ ト時までご とにつき	<u>42.4円</u>	
省略				
船舶給水 施設		1回1立方 メートルま でごにつ き	<u>616.6円</u>	<u>616.6円</u>
管理棟		1平方メー トル1月に つき(月ぎ めに限 る。)	<u>2,349.6円</u>	
駐車場	省略			
	専用利用以 外の場 合	駐車時 間6 時間 を超 え12 時間 以内 の場合	1台1回 につき	<u>750円</u>
		駐車時 間12 時間 を超 え24 時間 以内 の場合	1台1回 につき	<u>1,100円</u>
	専用利用の 場合	1台1月 につき(月 ぎめに 限る。)	<u>5,512.7円</u>	

注 省略

別表第6(第10条関係)

施 設	単 位	金 額
鉄骨貨物上屋	1平方メートル 1日につき	<u>6.3円</u>
鉄筋コンクリート貨物上屋	1平方メートル 1日につき	<u>9.5円</u>
松山港今出地区水面貯木場	1平方メートル 1月につき	<u>17円</u>



注 省略

注 省略

(愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部改正)

**第6条** 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第3条関係) 使用料				別表(第3条関係) 使用料			
区 分	種 別	単 位	金 額	区 分	種 別	単 位	金 額
技術開発関係	機械金属用機器	1時間	<u>1,760円</u>	技術開発関係	機械金属用機器	1時間	<u>2,860円</u>
	省略				省略		
食品産業関係	食品加工用機器	1時間	<u>2,970</u>	食品産業関係	食品加工用機器	1時間	<u>2,750</u>
	窯業関係	焼成窯及び炉	1回		窯業関係	焼成窯及び炉	1回
	省略				省略		
繊維産業関係	染織用機器	1時間	<u>1,980</u>	繊維産業関係	染織用機器	1時間	<u>7,150</u>
紙産業関係	共同研究室	1平方メー	<u>1,320</u>	紙産業関係	共同研究室	1平方メー	<u>1,220</u>
		トル				トル	
	省略				省略		
	製紙用機器	1時間	<u>13,750</u>		製紙用機器	1時間	<u>13,530</u>
	紙加工用機器	1時間	<u>8,800</u>		紙加工用機器	1時間	<u>8,690</u>
	省略				省略		
手数料				手数料			
区 分	種 別	単 位	金 額	区 分	種 別	単 位	金 額
省略				省略			
食品産業関係	試験	1件	<u>17,050</u>	食品産業関係	試験	1件	<u>15,620</u>
	窯業関係	省略			窯業関係	省略	
	はい土、ゆう薬顔	1件	<u>32,120</u>		はい土、ゆう薬顔	1件	<u>31,900</u>
	料等調整及び加工				料等調整及び加工		
	省略				省略		
繊維産業関係	省略			繊維産業関係	省略	1件	<u>33,110</u>
	図案調製	1件	<u>33,770</u>		図案調製		
省略				省略			

(旅館業法施行条例の一部改正)

**第7条** 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(手数料)		(手数料)	
<b>第6条</b> 省略		<b>第6条</b> 省略	
2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、次のとおりとする。		2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、次のとおりとする。	
(1) 法第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可申請手数料	1件につき <u>22,300円</u>	(1) 法第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可申請手数料	1件につき <u>22,000円</u>
(2) 省略		(2) 省略	
3 省略		3 省略	

(愛媛県漁港管理条例の一部改正)

**第8条** 愛媛県漁港管理条例(昭和33年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
<b>別表第1</b> （第13条、別表第2関係）					<b>別表第1</b> （第13条、別表第2関係）						
占 用 料					占 用 料						
施設の種別	占用種目	単 位		料 金	摘 要	施設の種別	占用種目	単 位		料 金	摘 要
		期 間	数 量					期 間	数 量		
漁港施設用地	電柱、支柱、支線	1箇年	1本	52	省略	漁港施設用地	電柱、支柱、支線	1箇年	1本	50	省略
漁具干場	鉄塔、H型柱	同	1基	105		漁具干場	鉄塔、H型柱	同	1基	100	
野積場	広告物設置	同	同	105		野積場	広告物設置	同	同	100	
	各種機械設置	同	同	31			各種機械設置	同	同	30	
	管類埋架設	同	1メートル	直径30センチメートル以内			管類埋架設	同	1メートル	直径30センチメートル以内	
	売店、露店	1日	1平方メートル	52			売店、露店	1日	1平方メートル	50	
	諸興行場	同	同	21			諸興行場	同	同	20	
	その他の工作物	1箇年	1平方メートル	31			その他の工作物	1箇年	1平方メートル	30	
	工作物を設けないもの	同	同	21			工作物を設けないもの	同	同	20	
	省略						省略				
注 省略					注 省略						
<b>別表第2</b> （第14条関係）					<b>別表第2</b> （第14条関係）						
土 砂 採 取 料 等					土 砂 採 取 料 等						
区 分	種 目	単 位		料 金	摘 要	区 分	種 目	単 位		料 金	摘 要
		期 間	数 量					期 間	数 量		
土砂採取料	土砂		1立方メートル	28	省略	土砂採取料	土砂		1立方メートル	22	省略
	かき込砂利	同	同	58			かき込砂利	同	同	45	
	砂・砂利	同	同	73			砂・砂利	同	同	57	
	栗石・玉石	同	同	73			栗石・玉石	同	同	57	
省略					省略						
注 省略					注 省略						

（愛媛県家畜種付等手数料条例の一部改正）

**第9条** 愛媛県家畜種付等手数料条例（昭和33年愛媛県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
（手数料の額）					（手数料の額）				
<b>第3条</b> 手数料は、次に掲げる金額を超えない範囲内において知事が定める額とする。					<b>第3条</b> 手数料は、次に掲げる金額を超えない範囲内において知事が定める額とする。				
畜種	精液料	注入料	受精卵移植料		畜種	精液料	注入料	受精卵移植料	

乳牛		1回につき <u>2,450円</u>	1回につき <u>10,400円</u>
和牛		1回につき <u>2,450円</u>	1回につき <u>10,400円</u>
馬		1回につき <u>2,450円</u>	
豚	1回につき <u>1,090円</u>	1回につき <u>2,450円</u>	
めん羊		1回につき <u>2,450円</u>	
山羊		1回につき <u>2,450円</u>	

乳牛		1回につき <u>1,670円</u>	1回につき <u>10,220円</u>
和牛		1回につき <u>1,670円</u>	1回につき <u>10,220円</u>
馬		1回につき <u>1,670円</u>	
豚	1回につき <u>1,060円</u>	1回につき <u>1,670円</u>	
めん羊		1回につき <u>1,670円</u>	
山羊		1回につき <u>1,670円</u>	

(愛媛県立都市公園条例の一部改正)

第10条 愛媛県立都市公園条例(昭和34年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利用料金の額)				(利用料金の額)			
<b>第15条の11 省略</b>				<b>第15条の11 省略</b>			
2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる管理公園の附属設備の利用料金の額は、当該各号に定める額とする。				2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる管理公園の附属設備の利用料金の額は、当該各号に定める額とする。			
(1)～(4) 省略				(1)～(4) 省略			
(5) シャワー、コインロッカーその他の附属設備 1回につき <u>5,810円</u> の範囲内で指定管理者が定める額				(5) シャワー、コインロッカーその他の附属設備 1回につき <u>5,490円</u> の範囲内で指定管理者が定める額			
3・4 省略				3・4 省略			
<b>別表1(第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係)</b>				<b>別表1(第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係)</b>			
有料公園施設の利用料金				有料公園施設の利用料金			
都市公園名	種 類	単 位	金 額	都市公園名	種 類	単 位	金 額
道後公園	球戯場	1時間につき	<u>320円</u>	道後公園	球戯場	1時間につき	<u>310円</u>
		終日	<u>1,740円</u>			終日	<u>1,650円</u>
	省略			省略			
総合運動公園	陸上競技場	1日につき	<u>44,040円</u>	総合運動公園	陸上競技場	1日につき	<u>41,590円</u>
	補助競技場	1日につき	<u>16,110円</u>		補助競技場	1日につき	<u>15,220円</u>
	体育館	1日につき	<u>46,600円</u>		体育館	1日につき	<u>44,010円</u>
	補助体育館	1日につき	<u>13,850円</u>		補助体育館	1日につき	<u>13,080円</u>
	屋根なしテニスコート	1面1日につき	<u>6,540円</u>		屋根なしテニスコート	1面1日につき	<u>6,180円</u>
	屋根付きテニスコート	1面1日につき	<u>13,090円</u>		屋根付きテニスコート	1面1日につき	<u>12,370円</u>
	球技場	1日につき	<u>11,200円</u>		球技場	1日につき	<u>10,580円</u>
	多目的広場	1日につき	<u>4,220円</u>		多目的広場	1日につき	<u>3,990円</u>
	自由広場	1日につき	<u>4,230円</u>		自由広場	1日につき	<u>4,000円</u>
	相撲場	1日につき	<u>6,340円</u>		相撲場	1日につき	<u>5,990円</u>
	弓道場	1日につき	<u>16,550円</u>		弓道場	1日につき	<u>15,630円</u>
	とべ動物園	入園料 1人1回につき	<u>600円</u>		とべ動物園	入園料 1人1回につき	<u>500円</u>
	省略				省略		

第1号南予レ クリエーショ ン都市公園	南楽園	入園料 1人1回につき	320円
	ローラースケ ート場	入場料 1人1回につき	500円
	イベント広場	1日につき	4,230円
	オートキャン プ場	1区画1回につき	10,990円
第3号南予レ クリエーショ ン都市公園	野球場	1日につき	16,550円
	テニスコート	1面1日につき	2,600円
	多目的広場	1日につき	8,510円
	屋内運動場	1日につき	7,950円
	球技広場	1日につき	8,510円
	キャンプ場	1人1回につき	320円
	省略		
第4号南予レ クリエーショ ン都市公園	ゴーカート場	レンタルゴーカート 1台1周につき	500円
		入場料 1人1回につき	6,960円
	テニスコート	1面1日につき	2,600円
第5号南予レ クリエーショ ン都市公園	御荘プール	1人1回につき	680円
第7号南予レ クリエーショ ン都市公園	ジャンボスラ イダー	1人1回につき	320円
	省略		

注 省略

別表2 (第12条関係)

公園施設の設置等に係る使用料

- 1 省略
- 2 都市公園を占用し、又は都市公園において行為をする場合

区 分	単 位	金 額	備 考
省略			
行商その他これに類する 行為をする場合	1人 1日につき	619円	
業として 写真を撮 影する場 合	球戯場以外 の有料公園 施設の区域	写真機1台 1月につき	248円
	その他の区 域	写真機1台 1年につき	372円 省略
興行その他これに類する 催しを行う場合	1平方メー トル 1日につき	11円	

注 省略

第1号南予レ クリエーショ ン都市公園	南楽園	入園料 1人1回につき	310円
	ローラースケ ート場	入場料 1人1回につき	480円
	イベント広場	1日につき	4,000円
	オートキャン プ場	1区画1回につき	10,380円
第3号南予レ クリエーショ ン都市公園	野球場	1日につき	15,630円
	テニスコート	1面1日につき	2,460円
	多目的広場	1日につき	8,040円
	屋内運動場	1日につき	7,510円
	球技広場	1日につき	8,040円
	キャンプ場	1人1回につき	310円
	省略		
第4号南予レ クリエーショ ン都市公園	ゴーカート場	レンタルゴーカート 1台1周につき	480円
		入場料 1人1回につき	6,580円
	テニスコート	1面1日につき	2,460円
第5号南予レ クリエーショ ン都市公園	御荘プール	1人1回につき	650円
第7号南予レ クリエーショ ン都市公園	ジャンボスラ イダー	1人1回につき	310円
	省略		

注 省略

別表2 (第12条関係)

公園施設の設置等に係る使用料

- 1 省略
- 2 都市公園を占用し、又は都市公園において行為をする場合

区 分	単 位	金 額	備 考
省略			
行商その他これに類する 行為をする場合	1人 1日につき	580円	
業として 写真を撮 影する場 合	球戯場以外 の有料公園 施設の区域	写真機1台 1月につき	232円
	その他の区 域	写真機1台 1年につき	348円 省略
興行その他これに類する 催しを行う場合	1平方メー トル 1日につき	10円	

注 省略

(愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部改正)

第11条 愛媛県農林水産研究所使用料条例(昭和38年愛媛県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表（第2条関係）</b>				<b>別表（第2条関係）</b>			
1 分析等に係る使用料				1 分析等に係る使用料			
区 分	種 別	単 位	金 額	区 分	種 別	単 位	金 額
農業関係	土壌の定量分析	1 件につき	4,900円	農業関係	土壌の定量分析	1 件につき	4,800円
	省略				省略		
林業関係	木材の材質試験	1 件につき	8,700円	林業関係	木材の材質試験	1 件につき	8,000円
	木材の強度試験	1 件につき	24,600円		木材の強度試験	1 件につき	23,900円
	木材の実大強度試験	1 件につき	12,100円		木材の実大強度試験	1 件につき	11,700円
水産関係	養殖水産動植物の伝染 性疾病検査	1 件につき	87,000円	水産関係	養殖水産動植物の伝染 性疾病検査	1 件につき	84,000円
	省略				省略		
2 省略				2 省略			

（愛媛県飼料検定条例の一部改正）

**第12条** 愛媛県飼料検定条例（昭和52年愛媛県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表（第4条関係）</b>		<b>別表（第4条関係）</b>	
飼料検定手数料		飼料検定手数料	
品 目	手数料の額	品 目	手数料の額
配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下「政令」という。）第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの	1 件につき <u>54,300円</u>	配合飼料で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号。以下「政令」という。）第1条第1号又は第2号に掲げる動物に使用されるもの	1 件につき <u>53,800円</u>
配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの	1 件につき <u>35,500円</u>	配合飼料で政令第1条第4号に掲げる動物に使用されるもの	1 件につき <u>35,100円</u>
とうもろこしと魚粉とを混合した飼料	1 件につき <u>18,100円</u>	とうもろこしと魚粉とを混合した飼料	1 件につき <u>18,000円</u>
フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料	1 件につき <u>42,300円</u>	フィッシュソリユブルをふすま、米ぬか等に吸着させた飼料	1 件につき <u>41,800円</u>
魚粉	1 件につき <u>26,900円</u>	魚粉	1 件につき <u>26,600円</u>
フェザーミール	1 件につき <u>32,700円</u>	フェザーミール	1 件につき <u>32,400円</u>
備考 省略		備考 省略	

（興行場の構造設備の基準等に関する条例の一部改正）

**第13条** 興行場の構造設備の基準等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>（手数料）</b>		<b>（手数料）</b>	
<b>第21条 省略</b>		<b>第21条 省略</b>	
2 前項に規定する手数料（以下「手数料」という。）の額は、次のとおりとする。		2 前項に規定する手数料（以下「手数料」という。）の額は、次のとおりとする。	
(1) 常設興行場に係る営業許可申請手数料	1 件につき <u>14,500円</u>	(1) 常設興行場に係る営業許可申請手数料	1 件につき <u>14,300円</u>
(2) 仮設興行場に係る営業許可申請手数料	1 件につき <u>7,200円</u>	(2) 仮設興行場に係る営業許可申請手数料	1 件につき <u>7,000円</u>

円 3 省略	円 3 省略
-----------	-----------

(化製場等の構造設備の基準等に関する条例の一部改正)

**第14条** 化製場等の構造設備の基準等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(手数料)</p> <p><b>第9条</b> 次の表の左欄に掲げる許可を受けようとする者は、当該右欄に掲げる額の手数料(以下「手数料」という。)を当該許可の申請の際に納付しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可</td> <td>1件につき <u>19,300円</u></td> </tr> <tr> <td>法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(同条に規定する施設を含む。)の設置の許可</td> <td>1件につき <u>12,100円</u></td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可	1件につき <u>19,300円</u>	法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(同条に規定する施設を含む。)の設置の許可	1件につき <u>12,100円</u>	<p>(手数料)</p> <p><b>第9条</b> 次の表の左欄に掲げる許可を受けようとする者は、当該右欄に掲げる額の手数料(以下「手数料」という。)を当該許可の申請の際に納付しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td>法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可</td> <td>1件につき <u>19,180円</u></td> </tr> <tr> <td>法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(同条に規定する施設を含む。)の設置の許可</td> <td>1件につき <u>12,090円</u></td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可	1件につき <u>19,180円</u>	法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(同条に規定する施設を含む。)の設置の許可	1件につき <u>12,090円</u>
法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可	1件につき <u>19,300円</u>								
法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(同条に規定する施設を含む。)の設置の許可	1件につき <u>12,100円</u>								
法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可	1件につき <u>19,180円</u>								
法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(同条に規定する施設を含む。)の設置の許可	1件につき <u>12,090円</u>								

(愛媛県の手を管理する条例の一部改正)

**第15条** 愛媛県の手を管理する条例(平成7年愛媛県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
<p><b>別表第2</b>(第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">土 石 採 取 料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>料 金</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>28円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>58円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>73円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>73円</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	種 目	単 位	料 金	摘 要	土砂	1立方メートル	<u>28円</u>		かき込砂利	1立方メートル	<u>58円</u>		砂・砂利	1立方メートル	<u>73円</u>		栗石・玉石	1立方メートル	<u>73円</u>	省略	省略				<p><b>別表第2</b>(第10条関係)</p> <p style="text-align: center;">土 石 採 取 料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>料 金</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>22円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かき込砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>45円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>砂・砂利</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>57円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗石・玉石</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>57円</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	種 目	単 位	料 金	摘 要	土砂	1立方メートル	<u>22円</u>		かき込砂利	1立方メートル	<u>45円</u>		砂・砂利	1立方メートル	<u>57円</u>		栗石・玉石	1立方メートル	<u>57円</u>	省略	省略			
種 目	単 位	料 金	摘 要																																														
土砂	1立方メートル	<u>28円</u>																																															
かき込砂利	1立方メートル	<u>58円</u>																																															
砂・砂利	1立方メートル	<u>73円</u>																																															
栗石・玉石	1立方メートル	<u>73円</u>	省略																																														
省略																																																	
種 目	単 位	料 金	摘 要																																														
土砂	1立方メートル	<u>22円</u>																																															
かき込砂利	1立方メートル	<u>45円</u>																																															
砂・砂利	1立方メートル	<u>57円</u>																																															
栗石・玉石	1立方メートル	<u>57円</u>	省略																																														
省略																																																	

(愛媛県美術館使用料条例の一部改正)

**第16条** 愛媛県美術館使用料条例(平成10年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																								
<p><b>別表</b>(第2条、第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">施設使用料</td> <td>展示室</td> <td>1室1日につき</td> <td><u>31,070円</u></td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>1日につき</td> <td><u>8,250円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1日につき</td> <td><u>4,930円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県民ギャラリー</td> <td>全室使用</td> <td>1日につき</td> <td><u>57,430円</u></td> </tr> <tr> <td>単室使用</td> <td>1室1日につき</td> <td><u>15,940円</u></td> </tr> <tr> <td>特別利用料</td> <td>1点1回につき</td> <td><u>5,800円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 別		単 位	金 額	省略				施設使用料	展示室	1室1日につき	<u>31,070円</u>	講堂	1日につき	<u>8,250円</u>	研修室	1日につき	<u>4,930円</u>	県民ギャラリー	全室使用	1日につき	<u>57,430円</u>	単室使用	1室1日につき	<u>15,940円</u>	特別利用料	1点1回につき	<u>5,800円</u>	<p><b>別表</b>(第2条、第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">施設使用料</td> <td>展示室</td> <td>1室1日につき</td> <td><u>29,450円</u></td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>1日につき</td> <td><u>7,830円</u></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1日につき</td> <td><u>4,680円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県民ギャラリー</td> <td>全室使用</td> <td>1日につき</td> <td><u>54,480円</u></td> </tr> <tr> <td>単室使用</td> <td>1室1日につき</td> <td><u>15,110円</u></td> </tr> <tr> <td>特別利用料</td> <td>1点1回につき</td> <td><u>5,500円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 別		単 位	金 額	省略				施設使用料	展示室	1室1日につき	<u>29,450円</u>	講堂	1日につき	<u>7,830円</u>	研修室	1日につき	<u>4,680円</u>	県民ギャラリー	全室使用	1日につき	<u>54,480円</u>	単室使用	1室1日につき	<u>15,110円</u>	特別利用料	1点1回につき	<u>5,500円</u>
種 別		単 位	金 額																																																						
省略																																																									
施設使用料	展示室	1室1日につき	<u>31,070円</u>																																																						
	講堂	1日につき	<u>8,250円</u>																																																						
	研修室	1日につき	<u>4,930円</u>																																																						
	県民ギャラリー	全室使用	1日につき	<u>57,430円</u>																																																					
		単室使用	1室1日につき	<u>15,940円</u>																																																					
特別利用料	1点1回につき	<u>5,800円</u>																																																							
種 別		単 位	金 額																																																						
省略																																																									
施設使用料	展示室	1室1日につき	<u>29,450円</u>																																																						
	講堂	1日につき	<u>7,830円</u>																																																						
	研修室	1日につき	<u>4,680円</u>																																																						
	県民ギャラリー	全室使用	1日につき	<u>54,480円</u>																																																					
		単室使用	1室1日につき	<u>15,110円</u>																																																					
特別利用料	1点1回につき	<u>5,500円</u>																																																							

(理容師法施行条例の一部改正)

**第17条** 理容師法施行条例(平成12年愛媛県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料) <b>第5条 省略</b> 2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき <u>16,200円</u> とする。 3 省略	(手数料) <b>第5条 省略</b> 2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき <u>16,000円</u> とする。 3 省略

(美容師法施行条例の一部改正)

**第18条** 美容師法施行条例(平成12年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料) <b>第5条 省略</b> 2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき <u>16,200円</u> とする。 3 省略	(手数料) <b>第5条 省略</b> 2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき <u>16,000円</u> とする。 3 省略

(食品衛生法施行条例の一部改正)

**第19条** 食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
別表(第5条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事 務</th> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 60%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第26条第1項の規定に基づく食品等の検査</td> <td>食品等検査手数料</td> <td>食品、添加物並びに器具及び容器包装の検査の項目ごとに<u>46,900円</u>を超えない範囲内において規則で定める金額</td> </tr> <tr> <td>2 法第48条第6項第3号の養成施設登録の登録</td> <td>食品衛生管理者養成施設登録手数料</td> <td><u>150,700円</u></td> </tr> <tr> <td>3 法第48条第6項第4号の講習会の登録</td> <td>食品衛生管理者講習会登録手数料</td> <td><u>90,500円</u></td> </tr> <tr> <td>4~35 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1 法第26条第1項の規定に基づく食品等の検査	食品等検査手数料	食品、添加物並びに器具及び容器包装の検査の項目ごとに <u>46,900円</u> を超えない範囲内において規則で定める金額	2 法第48条第6項第3号の養成施設登録の登録	食品衛生管理者養成施設登録手数料	<u>150,700円</u>	3 法第48条第6項第4号の講習会の登録	食品衛生管理者講習会登録手数料	<u>90,500円</u>	4~35 省略			備考 省略			別表(第5条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事 務</th> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 60%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第26条第1項の規定に基づく食品等の検査</td> <td>食品等検査手数料</td> <td>食品、添加物並びに器具及び容器包装の検査の項目ごとに<u>45,510円</u>を超えない範囲内において規則で定める金額</td> </tr> <tr> <td>2 法第48条第6項第3号の養成施設登録の登録</td> <td>食品衛生管理者養成施設登録手数料</td> <td><u>150,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3 法第48条第6項第4号の講習会の登録</td> <td>食品衛生管理者講習会登録手数料</td> <td><u>90,000円</u></td> </tr> <tr> <td>4~35 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1 法第26条第1項の規定に基づく食品等の検査	食品等検査手数料	食品、添加物並びに器具及び容器包装の検査の項目ごとに <u>45,510円</u> を超えない範囲内において規則で定める金額	2 法第48条第6項第3号の養成施設登録の登録	食品衛生管理者養成施設登録手数料	<u>150,000円</u>	3 法第48条第6項第4号の講習会の登録	食品衛生管理者講習会登録手数料	<u>90,000円</u>	4~35 省略			備考 省略		
事 務	名 称	金 額																																			
1 法第26条第1項の規定に基づく食品等の検査	食品等検査手数料	食品、添加物並びに器具及び容器包装の検査の項目ごとに <u>46,900円</u> を超えない範囲内において規則で定める金額																																			
2 法第48条第6項第3号の養成施設登録の登録	食品衛生管理者養成施設登録手数料	<u>150,700円</u>																																			
3 法第48条第6項第4号の講習会の登録	食品衛生管理者講習会登録手数料	<u>90,500円</u>																																			
4~35 省略																																					
備考 省略																																					
事 務	名 称	金 額																																			
1 法第26条第1項の規定に基づく食品等の検査	食品等検査手数料	食品、添加物並びに器具及び容器包装の検査の項目ごとに <u>45,510円</u> を超えない範囲内において規則で定める金額																																			
2 法第48条第6項第3号の養成施設登録の登録	食品衛生管理者養成施設登録手数料	<u>150,000円</u>																																			
3 法第48条第6項第4号の講習会の登録	食品衛生管理者講習会登録手数料	<u>90,000円</u>																																			
4~35 省略																																					
備考 省略																																					

(愛媛県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

**第20条** 愛媛県海岸占用料等徴収条例(平成12年愛媛県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
別表第2(第2条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">土 石 採 取 料</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">種 目</th> <th style="width: 15%;">単 位</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 35%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	土 石 採 取 料				種 目	単 位	金 額	摘 要					別表第2(第2条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">土 石 採 取 料</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">種 目</th> <th style="width: 15%;">単 位</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 35%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	土 石 採 取 料				種 目	単 位	金 額	摘 要				
土 石 採 取 料																									
種 目	単 位	金 額	摘 要																						
土 石 採 取 料																									
種 目	単 位	金 額	摘 要																						

土砂	1立方メートル	58円	
かき込砂利	1立方メートル	73円	
砂・砂利	1立方メートル	88円	
栗石・玉石	1立方メートル	152円	省略
転石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	2,263円	
	こう長60センチメートル以上のもの	4,527円	
省略			

備考 省略

土砂	1立方メートル	45円	
かき込砂利	1立方メートル	57円	
砂・砂利	1立方メートル	69円	
栗石・玉石	1立方メートル	118円	省略
転石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1,755円	
	こう長60センチメートル以上のもの	3,511円	
省略			

備考 省略

(愛媛県警察関係事務手数料条例の一部改正)

**第21条** 愛媛県警察関係事務手数料条例(平成12年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<b>別表(第2条、第3条、第6条、第7条関係)</b>				<b>別表(第2条、第3条、第6条、第7条関係)</b>			
事務	名称	金額		事務	名称	金額	
1~42 省略				1~42 省略			
43 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保の証明の申請に対する審査	保管場所証明手数料	2,300円		43 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保の証明の申請に対する審査	保管場所証明手数料	2,200円	
44~59 省略				44~59 省略			
備考 省略				備考 省略			

(愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

**第22条** 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<b>別表(第21条関係)</b>				<b>別表(第21条関係)</b>			
1 法第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査	1件につき	15,200円		1 法第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査	1件につき	15,000円	
2 省略				2 省略			
3 法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の更新の登録の申請に対する審査	1件につき	10,100円		3 法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の更新の登録の申請に対する審査	1件につき	10,000円	
4 省略				4 省略			
5 法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	1件につき	15,200円		5 法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	1件につき	15,000円	
6 省略				6 省略			



7 法第28条第1項の規定に基づく 変更の許可の申請に対する審査	1件につき <u>10,100円</u>
8・9 省略	

7 法第28条第1項の規定に基づく 変更の許可の申請に対する審査	1件につき <u>10,000円</u>
8・9 省略	

(愛媛県在宅介護研修センター使用料条例の一部改正)

**第23条** 愛媛県在宅介護研修センター使用料条例(平成16年愛媛県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表(第2条関係)</b>			<b>別表(第2条関係)</b>		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
研修室	1室1日につき	<u>4,230円</u>	研修室	1室1日につき	<u>4,000円</u>
和室	1室1日につき	<u>3,070円</u>	和室	1室1日につき	<u>2,900円</u>
備考 愛媛県在宅介護研修センター管理条例(平成15年愛媛県条例第63号)第4条第1項の利用時間以外の時間にセンターを使用する場合は、1室1時間につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める額を別表に定める額とする。			備考 愛媛県在宅介護研修センター管理条例(平成15年愛媛県条例第63号)第4条第1項の利用時間以外の時間にセンターを使用する場合は、1室1時間につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める額を別表に定める額とする。		
区 分	金 額		区 分	金 額	
研修室	<u>600円</u>		研修室	<u>570円</u>	
和室	<u>440円</u>		和室	<u>420円</u>	

(えひめこどもの城管理条例の一部改正)

**第24条** えひめこどもの城管理条例(平成17年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1(第6条、第9条、第13条関係)</b>			<b>別表第1(第6条、第9条、第13条関係)</b>		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
多目的ホール	1時間につき	<u>6,620円</u>	多目的ホール	1時間につき	<u>6,260円</u>
楽屋	1時間につき	<u>210円</u>	楽屋	1時間につき	<u>200円</u>
研修室	1時間につき	<u>2,520円</u>	研修室	1時間につき	<u>2,380円</u>
野外ステージ	1時間につき	<u>3,330円</u>	野外ステージ	1時間につき	<u>3,150円</u>

(愛媛県男女共同参画センター管理条例の一部改正)

**第25条** 愛媛県男女共同参画センター管理条例(平成17年愛媛県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表(第4条、第6条、第9条、第10条、第13条関係)</b>			<b>別表(第4条、第6条、第9条、第10条、第13条関係)</b>		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
多目的ホール	1時間につき	<u>6,940円</u>	多目的ホール	1時間につき	<u>6,560円</u>
研修室	1時間につき	<u>2,920円</u>	研修室	1時間につき	<u>2,760円</u>
視聴覚室	1時間につき	<u>1,550円</u>	視聴覚室	1時間につき	<u>1,470円</u>
円卓会議室	1時間につき	<u>1,240円</u>	円卓会議室	1時間につき	<u>1,180円</u>
第1会議室	1時間につき	<u>1,410円</u>	第1会議室	1時間につき	<u>1,340円</u>

第2会議室	1時間につき	860円
ワーキングルーム	1時間につき	1,410円
レクリエーション室	1時間につき	2,530円
和室	1時間につき	1,750円
茶室	1時間につき	560円
作業室	1時間につき	440円

備考 省略

第2会議室	1時間につき	820円
ワーキングルーム	1時間につき	1,340円
レクリエーション室	1時間につき	2,390円
和室	1時間につき	1,660円
茶室	1時間につき	530円
作業室	1時間につき	420円

備考 省略

(愛媛県総合社会福祉会館管理条例の一部改正)

**第26条** 愛媛県総合社会福祉会館管理条例(平成17年愛媛県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<b>別表第2</b> (第12条、第13条関係)			<b>別表第2</b> (第12条、第13条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
多目的ホール	1日につき	<u>23,490円</u>	多目的ホール	1日につき	22,190円
研修室	1日につき	<u>17,150円</u>	研修室	1日につき	16,200円
視聴覚室	1日につき	<u>11,430円</u>	視聴覚室	1日につき	10,800円
会議室	1室1日につき	<u>11,430円</u>	会議室	1室1日につき	10,800円
円卓会議室	1日につき	<u>8,350円</u>	円卓会議室	1日につき	7,890円

(ファミリーハウスあい管理条例の一部改正)

**第27条** ファミリーハウスあい管理条例(平成17年愛媛県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(利用料金の額)		(利用料金の額)	
<b>第11条</b> 利用料金の額は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。		<b>第11条</b> 利用料金の額は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。	
(1) 宿泊室の宿泊利用	1室1人1泊につき <u>2,500円</u>	(1) 宿泊室の宿泊利用	1室1人1泊につき <u>2,100円</u>
(2) 宿泊室の休憩利用	1室1人1回につき <u>1,250円</u>	(2) 宿泊室の休憩利用	1室1人1回につき <u>1,050円</u>
(3) プレイルームの専用利用	1回につき <u>1,250円</u>	(3) プレイルームの専用利用	1回につき <u>1,050円</u>
2~4 省略		2~4 省略	

(愛媛県障がい者更生センター管理条例の一部改正)

**第28条** 愛媛県障がい者更生センター管理条例(平成17年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
<b>別表</b> (第12条関係)				<b>別表</b> (第12条関係)					
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額			
		障害者及びその介助者	その他の者			障害者及びその介助者	その他の者		
宿 泊 室	宿泊利用	1室1人1泊につき	<u>7,000円</u>	<u>8,400円</u>	宿 泊 室	宿泊利用	1室1人1泊につき	3,900円	4,800円
	休憩利用	1室1人1回につき	900円	1,500円		休憩利用	1室1人1回につき	600円	1,000円
大広間		1回につき	<u>13,500円</u>	<u>27,000円</u>	大広間		1回につき	<u>9,000円</u>	<u>18,000円</u>
備考 省略				備考 省略					

(愛媛県視聴覚福祉センター管理条例の一部改正)

第29条 愛媛県視聴覚福祉センター管理条例(平成17年愛媛県条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第2</b> (第13条、第14条関係)			<b>別表第2</b> (第13条、第14条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
多目的ホール	1日につき	<u>34,900円</u>	多目的ホール	1日につき	<u>31,500円</u>
和室	1日につき	<u>23,260円</u>	和室	1日につき	<u>21,000円</u>
会議室	1日につき	<u>13,960円</u>	会議室	1日につき	<u>12,600円</u>
試写室	1日につき	<u>11,630円</u>	試写室	1日につき	<u>10,500円</u>

(愛媛国際貿易センター管理条例の一部改正)

第30条 愛媛国際貿易センター管理条例(平成17年愛媛県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1</b> (第7条、第8条、第11条関係)			<b>別表第1</b> (第7条、第8条、第11条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
大展示場	1日につき	<u>1,038,690円</u>	大展示場	1日につき	<u>981,750円</u>
小展示場	1日につき	<u>411,830円</u>	小展示場	1日につき	<u>389,260円</u>
屋外展示場	1日につき	<u>142,350円</u>	屋外展示場	1日につき	<u>134,550円</u>
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		

(テクノプラザ愛媛管理条例の一部改正)

第31条 テクノプラザ愛媛管理条例(平成17年愛媛県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1</b> (第4条、第6条、第8条、第12条関係)			<b>別表第1</b> (第4条、第6条、第8条、第12条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
テクノホール	1時間につき	<u>7,430円</u>	テクノホール	1時間につき	<u>7,030円</u>
研修室	1室1時間につき	<u>2,960円</u>	研修室	1室1時間につき	<u>2,800円</u>
会議室	1室1時間につき	<u>2,060円</u>	会議室	1室1時間につき	<u>1,950円</u>
コワーキング スペース	1月につき	<u>5,810円</u>	コワーキング スペース	1月につき	<u>5,500円</u>
ポスト	1個1月につき	<u>3,490円</u>	ポスト	1個1月につき	<u>3,300円</u>
ロッカー	1個1月につき	<u>1,160円</u>	ロッカー	1個1月につき	<u>1,100円</u>
備考 省略			備考 省略		
<b>別表第2</b> (第4条、第6条、第8条、第12条関係)			<b>別表第2</b> (第4条、第6条、第8条、第12条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
共同研究室	1平方メートル1月につき	<u>2,030円</u>	共同研究室	1平方メートル1月につき	<u>1,920円</u>
インキュベ ト・ルーム	1平方メートル1月につき	<u>2,030円</u>	インキュベ ト・ルーム	1平方メートル1月につき	<u>1,920円</u>
倉庫	1平方メートル1月につき	<u>670円</u>	倉庫	1平方メートル1月につき	<u>640円</u>

第2駐車場及び第4駐車場	1台1月につき	3,370円
--------------	---------	--------

備考 省略

第2駐車場及び第4駐車場	1台1月につき	3,190円
--------------	---------	--------

備考 省略

(愛媛県生活文化センター管理条例の一部改正)

第32条 愛媛県生活文化センター管理条例(平成17年愛媛県条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第8条、第12条関係)			別表(第8条、第12条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
大広間	1日につき	35,600円	大広間	1日につき	33,310円
洋室	1室1日につき	22,080円	洋室	1室1日につき	20,660円
和室	1室1日につき	4,590円	和室	1室1日につき	4,300円
備考1 第4条の開所時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。			備考1 第4条の開所時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。		
区 分	金 額		区 分	金 額	
大広間	4,040円		大広間	3,780円	
洋室	2,400円		洋室	2,250円	
和室	440円		和室	420円	
2 省略			2 省略		

(愛媛県民文化会館管理条例の一部改正)

第33条 愛媛県民文化会館管理条例(平成17年愛媛県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第8条、第12条関係)			別表(第8条、第12条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
メインホール	1日につき	664,900円	メインホール	1日につき	630,240円
サブホール	1日につき	291,970円	サブホール	1日につき	276,750円
多目的ホール	1日につき	997,360円	多目的ホール	1日につき	945,370円
リハーサル室	1室1日につき	21,400円	リハーサル室	1室1日につき	20,290円
楽屋	1室1日につき	2,740円	楽屋	1室1日につき	2,600円
会議室	1室1日につき	207,140円	会議室	1室1日につき	196,350円
備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。			備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。		
区 分	金 額		区 分	金 額	
メインホール	97,730円		メインホール	92,640円	
サブホール	42,890円		サブホール	40,660円	
多目的ホール	119,650円		多目的ホール	113,420円	
リハーサル室	3,120円		リハーサル室	2,960円	

楽屋	370円
会議室	29,800円

楽屋	360円
会議室	28,250円

(愛媛県武道館管理条例の一部改正)

**第34条** 愛媛県武道館管理条例(平成17年愛媛県条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<b>別表(第8条、第12条関係)</b>			<b>別表(第8条、第12条関係)</b>		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
主道場	1日につき	<u>1,027,930円</u>	主道場	1日につき	<u>974,350円</u>
柔道場	1日につき	<u>74,470円</u>	柔道場	1日につき	<u>70,590円</u>
剣道場	1日につき	<u>74,470円</u>	剣道場	1日につき	<u>70,590円</u>
副道場	1日につき	<u>40,550円</u>	副道場	1日につき	<u>38,440円</u>
会議室	1室1時間につき	<u>5,840円</u>	会議室	1室1時間につき	<u>5,500円</u>
トレーニング施設	1人1回につき	<u>300円</u>	トレーニング施設	1人1回につき	<u>1,560円</u>
備考1・2 省略			備考1・2 省略		
3 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。			3 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。		
区 分	金 額		区 分	金 額	
主道場	<u>96,650円</u>		主道場	<u>91,620円</u>	
柔道場	<u>7,440円</u>		柔道場	<u>7,060円</u>	
剣道場	<u>7,440円</u>		剣道場	<u>7,060円</u>	
副道場	<u>4,420円</u>		副道場	<u>4,190円</u>	

(愛媛県生涯学習センター管理条例の一部改正)

**第35条** 愛媛県生涯学習センター管理条例(平成20年愛媛県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<b>(特別利用料の額)</b>			<b>(特別利用料の額)</b>		
<b>第17条</b> 特別利用料の額は、センター資料1点の特別利用1回につき、 <u>5,800円</u> の範囲内で知事が定める額とする。			<b>第17条</b> 特別利用料の額は、センター資料1点の特別利用1回につき、 <u>5,500円</u> の範囲内で知事が定める額とする。		
<b>別表(第4条、第8条、第12条関係)</b>			<b>別表(第4条、第8条、第12条関係)</b>		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
パソコン演習室	1時間につき	<u>2,730円</u>	パソコン演習室	1時間につき	<u>2,590円</u>
展示室	1時間につき	<u>410円</u>	展示室	1時間につき	<u>390円</u>
研修室	1室1時間につき	<u>2,180円</u>	研修室	1室1時間につき	<u>2,070円</u>
演劇レッスン室	1時間につき	<u>1,450円</u>	演劇レッスン室	1時間につき	<u>1,380円</u>
音楽レッスン室	1時間につき	<u>1,420円</u>	音楽レッスン室	1時間につき	<u>1,350円</u>
ホール	1時間につき	<u>11,160円</u>	ホール	1時間につき	<u>10,580円</u>
楽屋	1室1時間につき	<u>500円</u>	楽屋	1室1時間につき	<u>480円</u>
リハーサル室	1時間につき	<u>1,280円</u>	リハーサル室	1時間につき	<u>1,220円</u>

会議室	1時間につき	700円
ミーティングルーム	1時間につき	860円

備考 省略

会議室	1時間につき	670円
ミーティングルーム	1時間につき	820円

備考 省略

(愛媛県総合科学博物館管理条例の一部改正)

**第36条** 愛媛県総合科学博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																														
<p>(特別利用料の額)</p> <p><b>第17条</b> 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、<u>5,800円</u>の範囲内で知事が定める額とする。</p> <p><b>別表第1</b>(第4条、第8条、第12条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td><u>3,270円</u></td> </tr> <tr> <td>2 控室</td> <td>1室1時間につき</td> <td><u>240円</u></td> </tr> <tr> <td>3 研修室</td> <td>1室1時間につき</td> <td><u>1,720円</u></td> </tr> <tr> <td>4 ミーティングルーム</td> <td>1時間につき</td> <td><u>950円</u></td> </tr> <tr> <td>5 会議室</td> <td>1時間につき</td> <td><u>880円</u></td> </tr> <tr> <td>6 オリエンテーションルーム</td> <td>1時間につき</td> <td><u>1,520円</u></td> </tr> <tr> <td>7 企画展示室</td> <td>1時間につき</td> <td><u>3,350円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p> <p><b>別表第2</b>(第12条、第13条関係)</p> <p>1 展示室観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>840円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 プラネタリウム観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>840円</u></td> </tr> <tr> <td>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>550円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	1 多目的ホール	1時間につき	<u>3,270円</u>	2 控室	1室1時間につき	<u>240円</u>	3 研修室	1室1時間につき	<u>1,720円</u>	4 ミーティングルーム	1時間につき	<u>950円</u>	5 会議室	1時間につき	<u>880円</u>	6 オリエンテーションルーム	1時間につき	<u>1,520円</u>	7 企画展示室	1時間につき	<u>3,350円</u>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>840円</u>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>840円</u>	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1回につき	<u>550円</u>	<p>(特別利用料の額)</p> <p><b>第17条</b> 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、<u>5,500円</u>の範囲内で知事が定める額とする。</p> <p><b>別表第1</b>(第4条、第8条、第12条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td><u>3,100円</u></td> </tr> <tr> <td>2 控室</td> <td>1室1時間につき</td> <td><u>230円</u></td> </tr> <tr> <td>3 研修室</td> <td>1室1時間につき</td> <td><u>1,630円</u></td> </tr> <tr> <td>4 ミーティングルーム</td> <td>1時間につき</td> <td><u>900円</u></td> </tr> <tr> <td>5 会議室</td> <td>1時間につき</td> <td><u>840円</u></td> </tr> <tr> <td>6 オリエンテーションルーム</td> <td>1時間につき</td> <td><u>1,440円</u></td> </tr> <tr> <td>7 企画展示室</td> <td>1時間につき</td> <td><u>3,180円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p> <p><b>別表第2</b>(第12条、第13条関係)</p> <p>1 展示室観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 プラネタリウム観覧料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>800円</u></td> </tr> <tr> <td>小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>530円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	1 多目的ホール	1時間につき	<u>3,100円</u>	2 控室	1室1時間につき	<u>230円</u>	3 研修室	1室1時間につき	<u>1,630円</u>	4 ミーティングルーム	1時間につき	<u>900円</u>	5 会議室	1時間につき	<u>840円</u>	6 オリエンテーションルーム	1時間につき	<u>1,440円</u>	7 企画展示室	1時間につき	<u>3,180円</u>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>800円</u>	区 分	単 位	金 額	15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>800円</u>	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1回につき	<u>530円</u>
区 分	単 位	金 額																																																																													
1 多目的ホール	1時間につき	<u>3,270円</u>																																																																													
2 控室	1室1時間につき	<u>240円</u>																																																																													
3 研修室	1室1時間につき	<u>1,720円</u>																																																																													
4 ミーティングルーム	1時間につき	<u>950円</u>																																																																													
5 会議室	1時間につき	<u>880円</u>																																																																													
6 オリエンテーションルーム	1時間につき	<u>1,520円</u>																																																																													
7 企画展示室	1時間につき	<u>3,350円</u>																																																																													
区 分	単 位	金 額																																																																													
15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>840円</u>																																																																													
区 分	単 位	金 額																																																																													
15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>840円</u>																																																																													
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1回につき	<u>550円</u>																																																																													
区 分	単 位	金 額																																																																													
1 多目的ホール	1時間につき	<u>3,100円</u>																																																																													
2 控室	1室1時間につき	<u>230円</u>																																																																													
3 研修室	1室1時間につき	<u>1,630円</u>																																																																													
4 ミーティングルーム	1時間につき	<u>900円</u>																																																																													
5 会議室	1時間につき	<u>840円</u>																																																																													
6 オリエンテーションルーム	1時間につき	<u>1,440円</u>																																																																													
7 企画展示室	1時間につき	<u>3,180円</u>																																																																													
区 分	単 位	金 額																																																																													
15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>800円</u>																																																																													
区 分	単 位	金 額																																																																													
15歳以上の者(中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき	<u>800円</u>																																																																													
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1回につき	<u>530円</u>																																																																													

(愛媛県歴史文化博物館管理条例の一部改正)

**第37条** 愛媛県歴史文化博物館管理条例(平成20年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別利用料の額)</p> <p><b>第17条</b> 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、<u>5,800円</u>の範囲内で知事が定める額とする。</p> <p><b>別表第1</b>(第4条、第8条、第12条関係)</p>	<p>(特別利用料の額)</p> <p><b>第17条</b> 特別利用料の額は、博物館資料1点の特別利用1回につき、<u>5,500円</u>の範囲内で知事が定める額とする。</p> <p><b>別表第1</b>(第4条、第8条、第12条関係)</p>

区 分	単 位	金 額
1 多目的ホール	1 時間につき	3,270円
2 控室	1 室 1 時間につき	390円
3 研修室	1 室 1 時間につき	890円
4 ミーティングルーム	1 時間につき	850円
5 会議室	1 時間につき	1,170円
6 企画展示室	1 時間につき	3,920円

備考 省略

別表第2（第12条、第13条関係）

展示室観覧料

区 分	単 位	金 額
15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1 人 1 回につき	840円

区 分	単 位	金 額
1 多目的ホール	1 時間につき	3,100円
2 控室	1 室 1 時間につき	370円
3 研修室	1 室 1 時間につき	850円
4 ミーティングルーム	1 時間につき	810円
5 会議室	1 時間につき	1,110円
6 企画展示室	1 時間につき	3,720円

備考 省略

別表第2（第12条、第13条関係）

展示室観覧料

区 分	単 位	金 額
15歳以上の者（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を除く。）	1 人 1 回につき	800円

（えひめ青少年ふれあいセンター管理条例の一部改正）

第38条 えひめ青少年ふれあいセンター管理条例（平成20年愛媛県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
区 分	金 額		区 分	金 額	
	宿泊利用	日帰り利用		宿泊利用	日帰り利用
1 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1 人 1 泊につき 320円	省略	1 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1 人 1 泊につき 310円	省略
2 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は大学の生徒又は学生	1 人 1 泊につき 650円	省略	2 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は大学の生徒又は学生	1 人 1 泊につき 620円	省略
3 1 及び 2 以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）	1 人 1 泊につき 990円	1 人 1 日につき 320円	3 1 及び 2 以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）	1 人 1 泊につき 940円	1 人 1 日につき 310円

（萬翠荘管理条例の一部改正）

第39条 萬翠荘管理条例（平成20年愛媛県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第8条、第12条関係）			別表（第8条、第12条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
展示室	1 室 1 日につき	5,320円	展示室	1 室 1 日につき	5,050円
備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があると			備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間（利用時間に1時間未満の端数があると		

き、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。

区 分	金 額
展示室	800円

き、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。

区 分	金 額
展示室	760円

**附 則**

( 施行期日 )

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条中愛媛県港湾管理条例別表第4から別表第6までの改正規定及び附則第6項の規定は、同年5月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 第4条の規定による改正後の愛媛県ふぐの取扱いに関する条例第14条第1項第1号の規定及び第6条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所使用料条例第2条第1項第1号及び第2号の規定、第5条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第3の規定、第8条の規定による改正後の愛媛県漁港管理条例別表第1及び別表第2の規定、第10条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表2の規定(同表第1号の表の規定を除く。)、第11条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用料条例別表の規定、第15条の規定による改正後の愛媛県海を管理する条例別表第2の規定、第16条の規定による改正後の愛媛県美術館使用料条例別表の規定、第20条の規定による改正後の愛媛県海岸占用料等徴収条例別表第2の規定並びに第23条の規定による改正後の愛媛県在宅介護研修センター使用料条例別表の規定は、施行日以後の試験、検査、鑑定、調査、研究、分析又は使用(以下「試験等」という。)に係る使用料、施行日以後の占用に係る占用料及び施行日以後の採取に係る土石採取料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の試験等に係る使用料、施行日前の占用に係る占用料及び施行日前の採取に係る土石採取料並びに施行日以後の試験等に係る使用料、施行日以後の占用に係る占用料及び施行日以後の採取に係る土石採取料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。
- 4 第35条の規定による改正後の愛媛県生涯学習センター管理条例第17条の規定、第36条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理条例第17条の規定及び第37条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理条例第17条の規定は、施行日以後の愛媛県生涯学習センター管理条例第15条第1項、愛媛県総合科学博物館管理条例第15条第1項又は愛媛県歴史文化博物館管理条例第15条第1項に規定する特別利用(以下「特別利用」という。)に係る使用料で施行日以後に徴収するものについて適用し、施行日前の特別利用に係る使用料及び施行日以後の特別利用に係る使用料で施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。
- 5 第10条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例第15条の11第2項第5号及び別表1の規定、第24条の規定による改正後のえひめこどもの城管理条例別表第1の規定、第25条の規定による改正後の愛媛県男女共同参画センター管理条例別表の規定、第26条の規定による改正後の愛媛県総合社会福祉会館管理条例別表第2の規定、第27条の規定による改正後のファミリーハウスあい管理条例第11条第1項の規定、第28条の規定による改正後の愛媛県障がい者更生センター管理条例別表の規定、第29条の規定による改正後の愛媛県視聴覚福祉センター管理条例別表第2の規定、第30条の規定による改正後の愛媛国際貿易センター管理条例別表第1の規定、第31条の規定による改正後のテクノプラザ愛媛管理条例別表第1及び別表第2の規定、第32条の規定による改正後の愛媛県生活文化センター管理条例別表の規定、第33条の規定による改正後の愛媛県県民文化会館管理条例別表の規定、第34条の規定による改正後の愛媛県武道館管理条例別表の規定、第35条の規定による改正後の愛媛県生涯学習センター管理条例別表の規定、第36条の規定による改正後の愛媛県総合科学博物館管理条例別表第1及び別表第2の規定、第37条の規定による改正後の愛媛県歴史文化博物館管理条例別表第1及び別表第2の規定、第38条の規定による改正後のえひめ青少年ふれあいセンター管理条例別表の規定並びに第39条の規定による改正後の萬翠荘管理条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金で施行日以後に指定管理者がその全額又は未収受額について収受するものについて適用し、施行日前の利用に係る料金及び施行日以後の利用に係る料金で施行日前に指定管理者がその全額について収受したものについては、なお従前の例による。
- 6 第5条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第4から別表第6までの規定は、令和7年5月1日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日以後に徴収するものについて適用し、同日前の占用又は使用に係る占用料又は使用料及び同日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料で同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

○愛媛県条例第9号

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**

( 愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部改正 )



**第1条** 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報（法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）であって当該執行機関が保有するものに係る個人番号（同条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を利用することができる。</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>別表第1（第1条_____関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">執行機関</th> <th style="width: 80%;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	執行機関	事 務											<p>（個人番号の利用範囲）</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報（法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）であって当該執行機関が保有するものに係る個人番号（同条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を利用することができる。</p> <p><b>第2条 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の設置者は、知事による別表第1の1の項及び2の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</b></p> <p><b>2 私立の高等学校（専攻科を置くものに限る。）の設置者は、知事による別表第1の3の項及び4の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</b></p> <p><b>3 高等学校等（県立及び私立のものを除く。）の設置者は、教育委員会による別表第1の13の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</b></p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>別表第1（第1条、第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">執行機関</th> <th style="width: 80%;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 知事</td> <td>高等学校等の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金（以下「高等学校等奨学給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 知事</td> <td>高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項の高等学校等就学支援金に相当する支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 知事</td> <td>高等学校の専攻科の生徒に対する修学のための支援金（以下「専攻科修学支援金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 知事</td> <td>高等学校の専攻科の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金（以下「専攻科奨学給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 知事</td> <td>外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収（以下「外国人生活保護の実施」とい</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事 務	1 知事	高等学校等の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金（以下「高等学校等奨学給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	2 知事	高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項の高等学校等就学支援金に相当する支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	3 知事	高等学校の専攻科の生徒に対する修学のための支援金（以下「専攻科修学支援金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	4 知事	高等学校の専攻科の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金（以下「専攻科奨学給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	5 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収（以下「外国人生活保護の実施」とい
執行機関	事 務																								
執行機関	事 務																								
1 知事	高等学校等の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金（以下「高等学校等奨学給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの																								
2 知事	高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項の高等学校等就学支援金に相当する支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの																								
3 知事	高等学校の専攻科の生徒に対する修学のための支援金（以下「専攻科修学支援金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの																								
4 知事	高等学校の専攻科の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金（以下「専攻科奨学給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの																								
5 知事	外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収（以下「外国人生活保護の実施」とい																								

<u>1</u> 省略	
<u>2</u> 省略	
<u>3</u> 省略	
<u>4</u> 省略	
<u>5</u> 省略	

別表第2（第1条関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
1 知事	高等学校等 （高等学校等 就学支援金の 支給に関する 法律（平成22 年法律第18 号。以下「就 学支援金法」 という。）第 2条に規定す る高等学校等 をいう。以下 同じ。）を退 学し、再び高 等学校等に入 学した者に対 する就学支援 金法第3条第 1項の高等学 校等就学支援 金に相当する 支援金（以下	省略

	う。)に関する事務であって規則で定めるもの
<u>6</u> 知事	ウイルス性肝炎の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
<u>7</u> 知事	ウイルス性肝炎等の検査のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
<u>8</u> 知事	B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
<u>9</u> 知事	特定疾患の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
<u>10</u> 省略	
<u>11</u> 省略	
<u>12</u> 省略	
<u>13</u> 教育委員会	高等学校等奨学給付金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
<u>14</u> 教育委員会	学び直し支援金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
<u>15</u> 教育委員会	専攻科修学支援金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
<u>16</u> 教育委員会	専攻科奨学給付金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
<u>17</u> 省略	
<u>18</u> 省略	

別表第2（第1条関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
1 知事	学び直し支援 金 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	省略

	<p>「<u>学び直し支援金</u>」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>		<p>_____の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
		<p>2 知事</p>	<p>外国人生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費若しくは障害児入所給付費の支給若しくは療育の給付、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費</p>

					の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 知事	高卒認定試験給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの	3 知事	高卒認定試験給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法 _____ による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3 知事	法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務（同号に規定する利用特定個人情報であって生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	省略	4 知事	法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務（同号に規定する利用特定個人情報であって生活保護法 _____ による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	省略
4 省略			5 省略		
5 省略			6 省略		

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第2条 住民基本台帳法施行条例（平成14年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第1（第2条関係）</b> 1～7 省略 8 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の1の項及び2の項 _____ に掲げる事務 9 省略 <b>別表第2（第3条関係）</b>		<b>別表第1（第2条関係）</b> 1～7 省略 8 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の1の項から11の項までに掲げる事務 9 省略 <b>別表第2（第3条関係）</b>	
知事以外の執行機関	事 務	知事以外の執行機関	事 務
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の3の項及び4の項 _____ に掲げる事務	教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の12の項から17の項までに掲げる事務
省略		省略	

附 則

この条例は、令和8年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、第1条中愛媛県個人番号の利用に関する条例第1条第2項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第10号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（災害等による期限の延長）</p> <p><b>第8条</b> 知事は、<u>県又は他の都道府県の区域の全部又は一部にわたり</u>災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、<u>法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き、その理由のやんだ日から2月を限り、当該期限を延長することができる。</u></p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p><b>第19条の4</b> 省略</p> <p><u>（都市再生事業の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例）</u></p> <p><b>第19条の5</b> <u>法附則第11条第7項本文の条例で定める割合は、5分の1とする。</u></p>	<p>（災害等による期限の延長）</p> <p><b>第8条</b> 知事は、県_____の区域の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き、その理由のやんだ日から2月を限り、当該期限を延長することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p><b>第19条の4</b> 省略</p>

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例附則第19条の5の規定は、令和6年12月13日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第11号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例（平成19年愛媛県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第3条</b> 常時雇用する労働者の数が40人未満である法人（知事が定めるものに限る。）であって<u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあつては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」と</u></p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p><b>第3条</b> 常時雇用する労働者の数が40人未満である法人（知事が定めるものに限る。）であつて<u>令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度の雇用障害者数が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する最後の事業年度（以下「基準事業年度」という。）の雇用障害者数（基準事業年度を有しない法人にあつては、零とする。以下同じ。）を超えるものに課する事業税の額は、当該各事業年度に限り、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」と</u></p>

いう。)第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

2 常時雇用する労働者の数が40人未満である個人(知事が定めるものに限る。)であって令和8年1月1日から令和10年12月31日までの各年の雇用障害者数が令和7年1月1日から同年12月31日までの期間(以下「基準年」という。)の雇用障害者数(基準年を有しない個人にあつては、零とする。以下同じ。)を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

3・4 省略

いう。)第18条の2及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

2 常時雇用する労働者の数が40人未満である個人(知事が定めるものに限る。)であって令和5年1月1日から令和7年12月31日までの各年の雇用障害者数が令和4年1月1日から同年12月31日までの期間(以下「基準年」という。)の雇用障害者数(基準年を有しない個人にあつては、零とする。以下同じ。)を超えるものに課する事業税の額は、当該各年に限り、県税条例第18条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に2分の1を乗じて得た率で算定した金額とする。

3・4 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条第1項に規定する要件に該当する法人に対するこの条例の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。  
3 旧条例第3条第2項に規定する要件に該当する個人に対する令和8年度分までの個人の事業税の不均一課税については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第12号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のよう公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成12年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例</b></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び水質の汚濁_____を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 土砂等の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為をいう。ただし、製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積をする行為その他生活環境保全上必要な措置が_____図られているものとして規則で定める行為を除く。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(事業者の責務)</p>	<p><b>愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</b></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 土砂等の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為をいう。ただし、製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積をする行為その他生活環境保全上必要な措置が図られ、かつ、災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為を除く。</p> <p>(3) 省略</p> <p>(事業者の責務)</p>

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立等による土壌の汚染及び水質の汚濁\_\_\_\_\_を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する土砂等の埋立等による土壌の汚染及び水質の汚濁\_\_\_\_\_の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2・3 省略  
(県の責務)

第4条 県は、土砂等の埋立等による土壌の汚染及び水質の汚濁\_\_\_\_\_を未然に防止するため、土砂等の埋立等との適正化に関する施策を推進するものとする。

2 県は、土砂等の埋立等による土壌の汚染及び水質の汚濁\_\_\_\_\_を未然に防止するため、市町と連携して土砂等の埋立等との状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立等を監視する体制の整備に努めるものとする。

3 県は、市町が行う土砂等の埋立等による土壌の汚染及び水質の汚濁\_\_\_\_\_の防止に関する施策が十分に行われるように技術的な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

第8条 削除

(許可申請の手続)

第10条 第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)~(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

2 前項の規定にかかわらず、第9条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業(以下「一時堆積事業」という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号から第5号まで、第8号及び第10号に掲げる事項

(2)・(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する土砂等の埋立等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生防止に関する施策に協力する責務を有する。

2・3 省略  
(県の責務)

第4条 県は、土砂等の埋立等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立等との適正化に関する施策を推進するものとする。

2 県は、土砂等の埋立等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、市町と連携して土砂等の埋立等との状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立等を監視する体制の整備に努めるものとする。

3 県は、市町が行う土砂等の埋立等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生防止に関する施策が十分に行われるように技術的な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(土砂等の埋立等による崩落等の防止措置等)

第8条 土砂等の埋立等をする者及び土砂等の埋立等の用に供するために土地を提供した者は、当該土砂等の埋立等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、土砂等の埋立等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがある場合において、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立等の用に供するために土地を提供した者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可申請の手続)

第10条 第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)~(8) 省略

(9) 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造

(10) 省略

(11) 省略

(12) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置

(13) 省略

2 前項の規定にかかわらず、第9条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業(以下「一時堆積事業」という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号から第5号まで、第8号及び第11号に掲げる事項

(2)・(3) 省略

(4) 特定事業場の構造

(5) 省略

(6) 省略

(意見の聴取)

**第11条 省略**

2 知事は、第9条の許可の申請があった場合には、申請者が次条第1項第4号スからチまで(同号セからタまでにあつては、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)に係る部分に限る。)のいずれかに該当する者であるかどうかについて、愛媛県警察本部長の意見を聴くことができる。

(許可の基準)

**第12条** 知事は、第9条の許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア～ウ 省略

エ 第7条第2項若しくは第3項又は \_\_\_\_\_ 第22条の2 \_\_\_\_\_ の規定による命令を受け、当該命令に係る必要な措置が完了していない者(当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者を含む。)

オ 第23条 \_\_\_\_\_ (第3号エに係る部分を除く。)の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(同号ウに該当することにより許可が取り消された場合を除く。))にあっては、当該取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例(平成7年愛媛県条例第48号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

カ 第23条 \_\_\_\_\_ (第3号エに係る部分を除く。)の規定による許可の取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ 省略

ク 第23条 \_\_\_\_\_ の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人で

(意見の聴取)

**第11条 省略**

2 知事は、第9条の許可の申請があった場合には、申請者が次条第1項第6号スからチまで(同号セからタまでにあつては、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)に係る部分に限る。)のいずれかに該当する者であるかどうかについて、愛媛県警察本部長の意見を聴くことができる。

(許可の基準)

**第12条** 知事は、第9条の許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1)・(2) 省略

(3) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(4) 省略

(5) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

(6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア～ウ 省略

エ 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条の2又は第24条の規定による命令を受け、当該命令に係る必要な措置が完了していない者(当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者を含む。)

オ 第23条第1項(第3号エに係る部分を除く。)の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(同号ウに該当することにより許可が取り消された場合を除く。))にあっては、当該取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例(平成7年愛媛県条例第48号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

カ 第23条第1項(第3号エに係る部分を除く。)の規定による許可の取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ 省略

ク 第23条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人で



ある場合にあっては、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。)

ケ～チ 省略

2 知事は、第9条の許可の申請が第10条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 申請者が前項第4号アからチまでのいずれにも該当しないこと。

(変更の許可等)

**第14条** 第9条の許可を受けた者は、第10条第1項第2号 \_\_\_\_\_ 又は第2項第1号(同条第1項第2号に係るものに限る。)に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2～4 省略

(特定事業に係る水質検査等)

**第17条** 省略

2 省略

3 第9条の許可を受けた特定事業の全部を完了し、若しくは廃止した者又は第23条 \_\_\_\_\_ の規定により当該許可を取り消された者のうち次のいずれかに該当するものは、規則で定める日から起算して2年間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めたときにあっては規則で定めるところにより当該特定事業区域内の土壌検査を行うことによって当該水質検査に代えることができ、又は当該水質検査を行う必要がないと知事が認めたときにあっては当該水質検査を省略することができる。

(1) 省略

(2) 当該特定事業区域内に係る特定事業が施工されている間に、第22条の2(第3号に係る部分に限る。)の規定による命令を受けた者

(3)・(4) 省略

4 省略

(関係書類の閲覧)

**第18条** 省略

2 知事は、第9条の許可をした特定事業が施工されている間及び当該特定事業の全部を完了し、若しくは廃止した日、当該特定事

ある場合にあっては、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。)

ケ～チ 省略

2 知事は、第9条の許可の申請が第10条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1)・(2) 省略

(3) 特定事業場の構造が、当該特定事業区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(4) 省略

(5) 省略

(6) 申請者が前項第6号アからチまでのいずれにも該当しないこと。

3 第9条の許可の申請が、法令又は条例に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令又は条例により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第3号及び第5号並びに前項第3号の規定は、適用しない。

(変更の許可等)

**第14条** 第9条の許可を受けた者は、第10条第1項第2号、第7号及び第9号又は第2項第1号(同条第1項第2号に係るものに限る。)に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2～4 省略

(特定事業に係る水質検査等)

**第17条** 省略

2 省略

3 第9条の許可を受けた特定事業の全部を完了し、若しくは廃止した者又は第23条第1項の規定により当該許可を取り消された者のうち次のいずれかに該当するものは、規則で定める日から起算して2年間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めたときにあっては規則で定めるところにより当該特定事業区域内の土壌検査を行うことによって当該水質検査に代えることができ、又は当該水質検査を行う必要がないと知事が認めたときにあっては当該水質検査を省略することができる。

(1) 省略

(2) 当該特定事業区域内に係る特定事業が施工されている間に、第22条の2(第4号に係る部分に限る。)の規定による命令を受けた者

(3)・(4) 省略

4 省略

(関係書類の閲覧)

**第18条** 省略

2 知事は、第9条の許可をした特定事業が施工されている間及び当該特定事業の全部を完了し、若しくは廃止した日、当該特定事

業に係る第23条 \_\_\_\_\_ の規定による当該許可の取消しのあった日又は前条第3項の規定による検査が終了した日のうち最も遅い日から5年を経過するまでの間、当該特定事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

(特定事業の完了等)

## 第20条 省略

### 2 省略

(特定事業の廃止等)

**第21条** 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ を防止するために必要な措置を講じなければならない。

### 2・3 省略

4 知事は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ について確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

(改善命令)

**第22条の2** 知事は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、適正な土砂等の埋立て等の実施を確保するため、期限を定めて、特定事業の施工に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 施工する特定事業が第10条第1項第2号、第3号、第7号、第8号若しくは第10号 \_\_\_\_\_ 又は同条第2項第1号(同条第1項第2号、第3号、第8号及び第10号に係る部分に限る。)若しくは第4号 \_\_\_\_\_ に掲げる事項に適合していないと認めるとき。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(許可の取消し等)

**第23条** 知事は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

(1) 第7条第2項又は第3項 \_\_\_\_\_ の規定による

業に係る第23条第1項の規定による当該許可の取消しのあった日又は前条第3項の規定による検査が終了した日のうち最も遅い日から5年を経過するまでの間、当該特定事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

(特定事業の完了等)

## 第20条 省略

### 2 省略

3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の廃止等)

**第21条** 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

### 2・3 省略

4 知事は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(改善命令)

**第22条の2** 知事は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、適正な土砂等の埋立て等の実施を確保するため、期限を定めて、特定事業の施工に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 施工する特定事業が第10条第1項第2号、第3号、第7号、第8号、第9号、第11号若しくは第12号又は同条第2項第1号(同条第1項第2号、第3号、第8号及び第11号に係る部分に限る。)、第4号若しくは第5号に掲げる事項に適合していないと認めるとき。

(2) 施工する特定事業が第12条第1項第3号又は同条第2項第3号の構造上の基準に適合していないと認めるとき。

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(許可の取消し等)

**第23条** 知事は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

(1) 第7条第2項若しくは第3項又は第8条第2項の規定による

命令に違反したとき。

(2) 省略

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第12条第1項第4号イ若しくはウ（第30条、第30条の2若しくは第33条（第30条及び第30条の2の規定に係る部分に限る。）の規定若しくは廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（廃棄物処理法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号シ、ス若しくはチに該当するに至ったとき。

イ 第12条第1項第4号セからタまで（同号イ若しくはウ（第30条若しくは第30条の2の規定若しくは廃棄物処理法第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号シ若しくはスに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

ウ 第12条第1項第4号セからタまで（同号オ又はケに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

エ 第12条第1項第4号アからウまで、オからキまで、ケからサまで又はセからタまでのいずれかに該当するに至ったとき（アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。）。

(4)～(6)の2 省略

(7) 前条\_\_\_\_\_の規定による命令に違反したとき。

**第24条 削除**

（関係書類の保存）

**第25条** 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第20条第1項の規定による全部の完了の届出若しくは第21条第2項の規定による廃止の届出をした日、第23条\_\_\_\_\_の規定による許可の取消しを受けた日又は第17条第3項の規定による検査が終了した日のうち最も遅い日から5年間、第15条の3の規定により作成した土砂等管理台帳及び当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。

（市町の条例との関係）

**第28条** この条例の規定は、市町が、特定事業以外の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁\_\_\_\_\_の防止に関する事項について条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない。

命令に違反したとき。

(2) 省略

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第12条第1項第6号イ若しくはウ（第30条、第30条の2若しくは第33条（第30条及び第30条の2の規定に係る部分に限る。）の規定若しくは廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（廃棄物処理法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号シ、ス若しくはチに該当するに至ったとき。

イ 第12条第1項第6号セからタまで（同号イ若しくはウ（第30条若しくは第30条の2の規定若しくは廃棄物処理法第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号シ若しくはスに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

ウ 第12条第1項第6号セからタまで（同号オ又はケに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

エ 第12条第1項第6号アからウまで、オからキまで、ケからサまで又はセからタまでのいずれかに該当するに至ったとき（アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。）。

(4)～(6)の2 省略

(7) 前条又は次条第1項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定による第9条の許可の取消しを受けた者（当該取り消された許可に係る特定事業について次条第1項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取り消された許可に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（措置命令）

**第24条** 知事は、第9条又は第14条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の撤去その他の当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第20条第3項、第21条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（関係書類の保存）

**第25条** 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第20条第1項の規定による全部の完了の届出若しくは第21条第2項の規定による廃止の届出をした日、第23条第1項の規定による許可の取消しを受けた日又は第17条第3項の規定による検査が終了した日のうち最も遅い日から5年間、第15条の3の規定により作成した土砂等管理台帳及び当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。

（市町の条例との関係）

**第28条** この条例の規定は、市町が、特定事業以外の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生防止に関する事項について条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない。

第6章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 省略
- (2) 第7条第2項若しくは第3項又は第23条 \_\_\_\_\_ の規定による命令に違反した者
- (3) 省略

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1)・(2) 省略
- (3) 第15条第1項及び第3項（同条第1項に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者
- (3)の2 第15条第2項及び第3項（同条第2項に係る部分に限る。）の規定に違反して、土砂等の搬入に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3)の3 省略
- (4)・(5) 省略

第6章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 省略
- (2) 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第23条第1項 又は第24条の規定による命令に違反した者
- (3) 省略

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1)・(2) 省略
- (3) 第15条 \_\_\_\_\_ の規定に違反して、土砂等の搬入に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3)の2 省略
- (4)・(5) 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年5月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にされた改正前の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条第2項又は第24条の規定による命令については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にされた旧条例第22条の2又は第23条第1項の規定による命令は、改正後の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第22条の2又は第23条第1項の規定による命令とみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第13号

愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県公衆衛生獣医師確保修学資金等貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。）をいう。以下同じ。）の獣医学を履修する課程に在学する者であって、将来県の機関に獣医師として勤務しようとするものに対し、修学資金及び入学手続金（以下「修学資金等」という。）を貸与することにより、県の公衆衛生に関する業務に従事する獣医師の確保を図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 修学資金等の貸与を受ける者（以下「貸費生」という。）は、大学の獣医学を履修する課程に在学する者で将来県の機関に獣医師として勤務しようとするものうちから採用する。

(修学資金等の額及び貸与の方法)

第3条 修学資金等は、貸費生に採用された日の属する月から大学を卒業する日の属する月までの間、修学資金については毎月、入学手続金については知事が定める時期に一括して、それぞれ規則で定める額を限度として貸与するものとする。ただし、修学資金にあっては、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて貸与することができる。

- 2 前項の規定により貸与する修学資金は、6年分を限度とする。

(貸与の取消し)

第4条 知事は、貸費生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金等の貸与を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する者でなくなったとき。
- (2) 心身の故障のため大学の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績及び素行が著しく不良となったと認められるとき。

- (4) 修学資金等の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他修学資金等の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸与の休止)

**第5条** 知事は、貸費生が休学し、停学の処分を受け、又は留年したときは、休学し、停学の処分を受け、又は留年した日の属する月の翌月分から復学し、又は進級した日の属する月の分まで修学資金の貸与を休止することができる。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該貸費生が復学し、又は進級した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(返還債務の当然免除)

**第6条** 知事は、貸費生であった者が、大学の卒業後2年以内に獣医師の免許を取得し、その後遅滞なく県の公衆衛生に関する業務に従事する獣医師（非常勤の者を除く。以下「公衆衛生関係獣医師」という。）として勤務した場合において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金等の返還の債務（以下「返還債務」という。）の全部（履行期限が到来していないものに限る。次項において同じ。）を免除するものとする。

- (1) 公衆衛生関係獣医師として在職した期間のうち次に掲げる期間を除いた期間（第8条第1号において「在職期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間（前条の規定により修学資金の貸与が休止されていた期間を除く。）の2分の3に相当する期間（入学手続金の貸与を受けた者にあつては、当該期間に1年を加算した期間。以下「基準期間」という。）に達したとき。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業の期間

イ 地方公務員法第28条第2項の規定による休職の期間（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の規則で定める休職の期間を除く。）

ウ 地方公務員法第29条の規定による停職の期間

エ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

オ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をした期間

カ 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年愛媛県条例第35号）第1条に規定する配偶者同行休業をした期間

- (2) 公務上死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 知事は、第4条第4号に該当して同条の規定により修学資金等の貸与を取り消された者であつて、規則で定める大学の学年から引き続き県の家畜衛生に関する業務に従事する獣医師（以下「畜産関係獣医師」という。）の確保を目的とするものとして知事が定める金銭の給付又は貸与を受けたものが、大学の卒業後2年以内に獣医師の免許を取得し、その後遅滞なく畜産関係獣医師として勤務した場合において、畜産関係獣医師として在職した期間（知事が別に定める期間及び前項第1号アからカまでに掲げる期間を除く。以下「畜産関係獣医師在職期間」という。）が基準期間に達したときは、返還債務の全部を免除するものとする。

(返還)

**第7条** 修学資金等は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、貸与を受けた修学資金等の額に、貸与を受けた日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該貸与を受けた修学資金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した利息を加えた額を当該事由が生じた日から起算して1年以内に一括して返還しなければならない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、別に期限を定めて、返還させることができる。

- (1) 第4条の規定により修学資金等の貸与を取り消されたとき（前条第2項に規定する知事が定める金銭の給付又は貸与を受けることが見込まれるときを除く。）。
- (2) 第4条第4号に該当して同条の規定により修学資金等の貸与を取り消された者であつて、前条第2項に規定する知事が定める金銭の給付又は貸与を受けているものが、当該給付又は貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 貸費生であった者が、正当な理由がなく、大学の卒業後2年以内に獣医師の免許を取得しなかったとき。
- (4) 貸費生であった者が、獣医師の免許の取得後遅滞なく県の機関に獣医師として勤務しなかったとき。
- (5) 貸費生であった者が県の職員でなくなったとき（前条第1項第1号又は第2項に該当するときを除く。）。
- (6) 貸費生であった者が死亡したとき（前条第1項第2号に該当するときを除く。）。

2 貸費生であった者は、正当な理由がなく修学資金等を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(返還債務の裁量免除)

**第8条** 知事は、貸費生であった者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、返還債務（履行期限が到来していないものに限る。以下この条において同じ。）につき当該各号に定める額を免除することができる。

- (1) 大学の卒業後2年以内に獣医師の免許を取得し、その後遅滞なく公衆衛生関係獣医師として勤務した場合において、在職期間が基準期間に達しなかったとき 返還債務の額に当該在職期間を基準期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額
- (2) 第6条第2項に規定する知事が定める金銭の給付又は貸与を受けた者であつて、大学の卒業後2年以内に獣医師の免許を取得し、その後遅滞なく畜産関係獣医師として勤務した場合において、畜産関係獣医師在職期間が基準期間に達しなかったとき 返還債務の額に

当該畜産関係獣医師在職期間を基準期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額

- (3) 死亡又は心身の故障のため貸与を受けた修学資金等を返還することができなくなったとき 返還債務の全部又は一部に相当する額 (返還の猶予)

第9条 知事は、貸費生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき 当該事由が継続している期間
- (2) 第4条の規定により修学資金等の貸与が取り消された後においても、引き続き大学に在学しているとき 当該在学している期間 (委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例

愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(青少年有害情報の閲覧等の防止)	(青少年有害情報の閲覧等の防止)
第13条の9 省略	第13条の9 省略
2 省略	2 省略
3 端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は <u>特定電気通信</u> による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年インターネット利用環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス(以下「青少年有害情報フィルタリングサービス」という。)に係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。	3 端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は <u>特定電気通信</u> 役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年インターネット利用環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス(以下「青少年有害情報フィルタリングサービス」という。)に係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第25号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

○愛媛県条例第15号

愛媛県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設(同条第1項に規定する一時保護施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第2条 一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号)(同府令第5条を除き、同府令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。

(非常災害対策)

第3条 一時保護施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該一時保護施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における当該一時保護施設に入所

している児童（以下「入所児童」という。）の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該一時保護施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 一時保護施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所児童を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所児童に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練をしよう努めなければならない。
- 3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行われなければならない。
- 4 一時保護施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 一時保護施設は、当該一時保護施設の実情に応じ、非常災害が発生した場合に必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第16号

愛媛県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例**

愛媛県子ども・子育て会議条例（平成25年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（組織） <b>第2条</b> 子ども・子育て会議は、委員 <u>16人</u> 以内で組織する。 （委員） <b>第3条</b> 委員は、子どもの保護者、関係行政機関の職員、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、 <u>子ども・子育て支援に関し学識経験のある者</u> その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。 2・3 省略	（組織） <b>第2条</b> 子ども・子育て会議は、委員 <u>13人</u> 以内で組織する。 （委員） <b>第3条</b> 委員は、子どもの保護者、関係行政機関の職員、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び <u>子ども・子育て支援に関し学識経験のある者</u> のうちから、知事が任命する。 2・3 省略

**附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

（愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第1条** 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（人員、設備及び運営に関する基準） <b>第4条</b> 指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準省令（基準省令第70条（基準省令第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第162条、第162条の5、第171	（人員、設備及び運営に関する基準） <b>第4条</b> 指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準省令（基準省令第70条（基準省令第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第162条、第162条の5、第171

条、第171条の4、第173条の9、第184条、第197条、第202条、第206条、第213条、第213条の11、第213条の22及び第223条第1項において準用する場合を含む。)を除き、基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

**第5条** 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う者、就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者及び特定基準該当障害福祉サービスの事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者(以下「事業者」と総称する。)は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2~5 省略

条、第171条の4 \_\_\_\_\_、第184条、第197条、第202条、第206条、第213条、第213条の11、第213条の22及び第223条第1項において準用する場合を含む。)を除き、基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

**第5条** 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練) \_\_\_\_\_、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービスの事業を行う者、就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者及び特定基準該当障害福祉サービスの事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者(以下「事業者」と総称する。)は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2~5 省略

(愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第2条** 愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)(同省令第8条(同省令第50条、第55条、<u>第61条の8</u>、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。))を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	<p>(設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)(同省令第8条(同省令第50条、第55条、第61条 _____、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。))を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>

**附 則**

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号の政令で定める日から施行する。

**○愛媛県条例第18号**

愛媛県企業立地促進基金条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中村時広

**愛媛県企業立地促進基金条例**

(設置)

**第1条** 本県の優れた産業基盤を生かし、先端技術を活用した成長性の高い産業又は地域の特性を踏まえた産業に関する企業の立地を促進することにより、地域経済の振興及び新たな雇用機会の創出を図るため、企業立地促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。



(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第19号

家畜保健衛生所条例及び愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

家畜保健衛生所条例及び愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(家畜保健衛生所条例の一部改正)

第1条 家畜保健衛生所条例(昭和25年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p><b>第1条</b> 家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第1条の規定によつて家畜保健衛生所を設置し、その位置、名称及び管轄区域を別表____のとおりに定める。</p> <p><b>別表____</b> (第1条関係)</p> <p style="text-align: center;">家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県南予家畜保健衛生所</td> <td>西予市</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	省略			愛媛県南予家畜保健衛生所	西予市	省略	<p><b>第1条</b> 家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第1条の規定によつて家畜保健衛生所を設置し、その位置、名称及び管轄区域を別表第1のとおりに定める。</p> <p>2 家畜保健衛生所に別表第2のとおりに支所を置く。</p> <p><b>別表第1</b> (第1条関係)</p> <p style="text-align: center;">家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県南予家畜保健衛生所</td> <td>八幡浜市</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2</b> (第1条関係)</p> <p style="text-align: center;">支所の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県東予家畜保健衛生所今治支所</td> <td>今治市</td> </tr> <tr> <td>愛媛県南予家畜保健衛生所宇和島支所</td> <td>宇和島市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	省略			愛媛県南予家畜保健衛生所	八幡浜市	省略	名 称	位 置	愛媛県東予家畜保健衛生所今治支所	今治市	愛媛県南予家畜保健衛生所宇和島支所	宇和島市
名 称	位 置	管 轄 区 域																							
省略																									
愛媛県南予家畜保健衛生所	西予市	省略																							
名 称	位 置	管 轄 区 域																							
省略																									
愛媛県南予家畜保健衛生所	八幡浜市	省略																							
名 称	位 置																								
愛媛県東予家畜保健衛生所今治支所	今治市																								
愛媛県南予家畜保健衛生所宇和島支所	宇和島市																								

(愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p><b>別表第2</b> (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県南予家畜保健衛生所</td> <td>同</td> <td>西予市</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第3</b> (第2条関係)</p>	名 称	目的	位 置	所 轄 区 域	省略				愛媛県南予家畜保健衛生所	同	西予市	省略	<p><b>別表第2</b> (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県南予家畜保健衛生所</td> <td>同</td> <td>八幡浜市</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第3</b> (第2条関係)</p>	名 称	目的	位 置	所 轄 区 域	省略				愛媛県南予家畜保健衛生所	同	八幡浜市	省略
名 称	目的	位 置	所 轄 区 域																						
省略																									
愛媛県南予家畜保健衛生所	同	西予市	省略																						
名 称	目的	位 置	所 轄 区 域																						
省略																									
愛媛県南予家畜保健衛生所	同	八幡浜市	省略																						

施設	名称	位置
省略		

施設	名称	位置
省略		
愛媛県東予家畜保健衛生所	今治支所	今治市
愛媛県南予家畜保健衛生所	宇和島支所	宇和島市

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条 第4条、第7条関係）			別表（第2条 第4条、第7条関係）		
1～4 省略			1～4 省略		
5 土木関係事務手数料			5 土木関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～48 省略			1～48 省略		
49 建築士法第23条第1項又は第3項の規定に基づく建築士事務所の登録	建築士事務所登録手数料	28,000円	49 建築士法第23条第1項又は第3項の規定に基づく建築士事務所の登録	建築士事務所登録手数料	(1) 一級建築士事務所の登録 18,000円 (2) 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録 13,000円
50～61 省略			50～61 省略		
62 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	宅地建物取引業の免許の申請手数料	33,000円（当該申請を電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあっては、26,500円）	62 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査	宅地建物取引業の免許の申請手数料	33,000円
63 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業の免許の更新の申請手数料	33,000円（当該申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあっては、26,500円）	63 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新の申請に対する審査	宅地建物取引業の免許の更新の申請手数料	33,000円
64～76 省略			64～76 省略		
77 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第	宅地造成又は特定盛土等に	次に掲げる宅地造成又は特定盛土等の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 切土又は盛土をする土地の	77 削除		

<p>1項本文の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査又は同法第30条第1項本文の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>関する 工事の 許可申 請手数 料</p>	<p>面積が500平方メートル以内のもの 17,000円</p> <p>(2) 切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 26,000円</p> <p>(3) 切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 36,000円</p> <p>(4) 切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 51,000円</p> <p>(5) 切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 62,000円</p> <p>(6) 切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 82,000円</p> <p>(7) 切土又は盛土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>(8) 切土又は盛土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 190,000円</p> <p>(9) 切土又は盛土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 310,000円</p> <p>(10) 切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 440,000円</p> <p>(11) 切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 570,000円</p>		
<p>77の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項本文又は第30条第1項本文の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>土石の 堆積に 関する 工事の 許可申 請手数 料</p>	<p>次に掲げる土石の堆積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>(2) 土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>(3) 土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超</p>		

		<p>え2,000平方メートル以内のもの 17,000円</p> <p>(4) 土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 20,000円</p> <p>(5) 土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 27,000円</p> <p>(6) 土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 30,000円</p> <p>(7) 土石の堆積をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 35,000円</p> <p>(8) 土石の堆積をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 47,000円</p> <p>(9) 土石の堆積をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 62,000円</p> <p>(10) 土石の堆積をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 91,000円</p> <p>(11) 土石の堆積をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 110,000円</p>			
<p>77の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項本文の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査又は同法第35条第1項本文に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可申請手数料</p>	<p>変更の許可の申請1件につき、次に掲げる宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額(その金額が570,000円を超えるときは、その手数料の金額は、570,000円とする。)</p> <p>(1) 切土又は盛土をする土地に関する設計の変更(②のみに該当する場合を除く。)切土又は盛土をする土地の面積(②に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ77の項に</p>			

		<p>規定する金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>(2) 切土又は盛土をする土地への新たな土地の編入に係る計画の変更 新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積に応じ77の項に規定する金額</p> <p>(3) その他の変更 10,000円</p>			
77の4 宅地造成又は特定盛土等規制法第16条第1項本文又は第35条第1項本文の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可申請手数料	<p>変更の許可の申請1件につき、次に掲げる土石の堆積に関する工事の計画の変更の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額(その金額が110,000円を超えるときは、その手数料の金額は、110,000円とする。)</p> <p>(1) 土石の堆積をする土地に関する設計の変更(2)のみに該当する場合を除く。) 土石の堆積をする土地の面積(2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ77の2の項に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額</p> <p>(2) 土石の堆積をする土地への新たな土地の編入に係る計画の変更 新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ77の2の項に規定する金額</p> <p>(3) その他の変更 10,000円</p>			
78~102 省略			78~102 省略		
備考 省略			備考 省略		
6 省略			6 省略		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表5の表77の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定は、同年5月23日から施行する。

○愛媛県条例第21号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表（第2条関係）</b>		<b>別表（第2条関係）</b>	
事務	市町	事務	市町
1～49の2 省略		1～49の2 省略	
50 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 省略	今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市及び松前町	50 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 省略	今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市 —
51 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 省略	伊予市、東温市、上島町、久万高原町、 <u>砥部町</u> 、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町	51 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 省略	伊予市、東温市、上島町、久万高原町、 <u>松前町</u> 、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町
52～62 省略		52～62 省略	

**附 則**

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

○愛媛県条例第22号

建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中村時広

**建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例**

（建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例の一部改正）

**第1条** 建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例（昭和27年愛媛県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければならない設計又は工事監理）	（一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければならない設計又は工事監理）
<b>第3条</b> 法に定めるもののほか、法第3条第1項各号、第3条の2第1項各号及び第3条の3第1項に掲げる建築物以外の建築物で、次の各号に掲げるものを新築する場合には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士（木造建築士にあつては、木造の建築物に限る。）でなければその設計又は工事監理をしてはならない。 (1) 省略 (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域内又は建築基準法第6条第1項第3号の規定により知事が指定した区域内における建築物で、延べ面積が80平方メートルを超えるもの (3) 省略	<b>第3条</b> 法に定めるもののほか、法第3条第1項各号、第3条の2第1項各号及び第3条の3第1項に掲げる建築物以外の建築物で、次の各号に掲げるものを新築する場合には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士（木造建築士にあつては、木造の建築物に限る。）でなければその設計又は工事監理をしてはならない。 (1) 省略 (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域内又は建築基準法第6条第1項第4号の規定により知事が指定した区域内における建築物で、延べ面積が80平方メートルを超えるもの (3) 省略

（愛媛県手数料条例の一部改正）

**第2条** 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

別表（第2条 第4条、第7条関係）

1～4 省略

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～7 省略		
8 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等の確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等の計画の通知に対する審査（構造計算適合性判定に係る部分の審査を除く。）	建築 物確 認申 請等 手数 料	次に掲げる当該建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項、10の項及び12の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合するかどうかの審査を受けない建築物 次に掲げる当該建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 9,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 15,000円 ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 22,000円 エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 29,000円 オ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 51,000円 カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 72,000円 キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 211,000円 ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 355,000円 ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 687,000円 (2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの審査を受ける建築物 次に掲げる当該建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

改 正 前

別表（第2条 第4条、第7条関係）

1～4 省略

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～7 省略		
8 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等の確認の申請	建築 物確 認申 請手 数料	次に掲げる当該建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 9,000円 (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 15,000円 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 22,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 29,000円 (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 51,000円 (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 72,000円 (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 211,000円 (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 355,000円 (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 687,000円 備考 上記(1)から(9)までの床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積 (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

- ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 24,000円
- イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 30,000円
- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 37,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 57,000円
- オ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 96,000円
- カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 117,000円
- キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 281,000円
- ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 302,000円
- ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 446,000円
- コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 778,000円

備考 上記(1)及び(2)の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合  
(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合(4)に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計

- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合(4)に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1



		画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1			
8の2 省略			8の2 省略		
9 建築基準法 第6条第1項の規定による建築物の建築等の確認の申請に係る計画若しくは同法第18条第2項の規定による通知に係る建築物の建築等の計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定に基づく通知の当該部分に対する審査、同法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物の確	建築 設備 又は 工作 物 確認 申請 等 手数料	省略	9 建築基準法 第6条第1項の規定による建築物の建築等の確認の申請に係る計画 _____ に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同項 _____ の規定に基づく確認の申請 _____ の当該部分に対する審査、同条 _____ において準用する同項 _____ の規定に基づく建築設備の確認の申請 _____ に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づ	建築 設備 又は 工作 物 確認 申請 手数料	省略

<p>認の申請若しくは同法第18条第2項の規定に基づく工物の計画の通知に対する審査</p>		<p>認の申請</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に対する審査</p>	
<p>10 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了の検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了の通知に対する審査</p>	<p>建築物完了検査申請等手数料</p> <p>次に掲げる当該建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの検査を受けない建築物 次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 17,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 31,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 52,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 71,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 166,000円</p> <p>ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 268,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 528,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの検査を受ける建築物 次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 20,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートル</p>	<p>10 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了の検査の申請 _____に対する審査</p>	<p>建築物完了検査申請手数料</p> <p>次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 14,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 17,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 23,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 31,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 52,000円</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 71,000円</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 166,000円</p> <p>(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 268,000円</p> <p>(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 528,000円</p> <p>備考 上記(1)から(9)までの床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築した場合 (移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の 2分の1</p>

	<p>ルを超え200平方メートル以内のもの 29,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 42,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 72,000円</p> <p>カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 103,000円</p> <p>キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 263,000円</p> <p>ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 320,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 462,000円</p> <p>コ 床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 511,000円</p> <p>サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 771,000円</p> <p>備考 上記(1)及び(2)の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築した場合 ( 移転した場合を除く。 ) 当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1</p>			
<p>11 建築基準法第7条第1項の規定による建築物の完了の検査の申請若しくは同法第18条第20項の規定による建築物の完了の通知に係る建築物に同法第87条の4の昇降機に係る</p>	<p>建築設備又は工作物完了検査申請等手数料</p> <p>省略</p>	<p>11 建築基準法第7条第1項の規定による建築物の完了の検査の申請</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に係る建築物に同法第87条の4の昇降機に係る</p>	<p>建築設備又は工作物完了検査申請手数料</p> <p>省略</p>	

<p>部分が含まれる場合における同法第7条第1項の規定に基づく完了の検査の申請若しくは同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知の当該部分に対する審査、同法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了の検査の申請若しくは同法第18条第20項の規定に基づく建築設備の完了の通知に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了の検査の申請若しくは同法第18条第20項の規定に基づく工作物の完了の通知に対する審査</p>		<p>部分が含まれる場合における同項 _____ の規定に基づく完了の検査の申請 _____ の当該部分に対する審査、同条 _____ において準用する同項 _____ の規定に基づく建築設備の完了の検査の申請 _____ に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了の検査の申請 _____ に対する審査</p>	
<p>12 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の完了の検査の申請</p>	<p>減額 次に掲げる当該建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  して 定め                  する建 建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  完了 検査 申請 手数料                  申請 手数料                  申請 手数料                  申請 手数料                  申請 手数料</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 14,000円                  イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のも</p>	<p>12 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物（同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。以下この項において同じ。）の完了の検査の申請</p>	<p>減額 次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  して 定め                  する建 建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額                  完了 検査 申請 手数料                  申請 手数料                  申請 手数料                  申請 手数料</p> <p>(1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 14,000円                  (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 17,000円                  (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 22,000円                  (4) 床面積の合計が200平方メートル</p>

若しくは同法  
第18条第20項  
の規定に基づ  
く建築物の完  
了の通知に対  
する審査

- の 17,000円
- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 22,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 30,000円
- オ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 50,000円
- カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 66,000円
- キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 161,000円
- ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 263,000円
- ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 524,000円
- (2) 建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの検査を受ける建築物 次に掲げる当該建築物の建築、移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 20,000円
  - イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 23,000円
  - ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 28,000円
  - エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 41,000円
  - オ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 70,000円
  - カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 98,000円
  - キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 258,000円
  - ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 315,000円
  - ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 457,000円

\_\_\_\_\_ に対  
する審査

- を超え500平方メートル以内のもの 30,000円
- (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 50,000円
- (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 66,000円
- (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 161,000円
- (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 263,000円
- (9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 524,000円
- 備考 10の項の備考の規定は、上記(1)から(9)までの床面積の算定について準用する。

		<p>コ 床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 506,000円</p> <p>サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 767,000円</p> <p>(備考 10の項の備考の規定は、上記(1)及び(2)の床面積の算定について準用する。)</p>			
13 建築基準法第7条第1項の規定による建築物の完了の検査の当該申請に係る建築物(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)又は同法第18条第20項の規定による建築物の完了の通知に係る建築物に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における同法第7条第1項の規定に基づく完了の検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知の当該部分に対する審査	減額	省略	13 建築基準法第7条第1項の規定による建築物の完了の検査の当該申請に係る建築物(同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。)	減額	省略
14 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間の検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査	建築物中間検査申請手数料	次に掲げる中間検査を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)~(3) 省略 (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 34,000円 (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 55,000円 (6)~(9) 省略	14 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間の検査の申請	建築物中間検査手数料	次に掲げる中間検査を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)~(3) 省略 (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 34,000円 (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 55,000円 (6)~(9) 省略
15 建築基準法第7条の3第	建築物設備	省略	15 建築基準法第7条の3第	建築物設備	省略

1項の規定に又は  
 による建築物の工作  
 中間の検査の物中  
 申請若しくは間検  
 同法第18条第査申  
 28項の規定に請等  
 による建築物の手数  
 特定工程に係料  
 る工事を終え  
 た旨の通知に  
 係る建築物に  
 同法第87条の  
 4の昇降機に  
 係る部分が含ま  
 れる場合における同法第  
 7条の3第1  
 項の規定に基づ  
 づく中間の検査  
 の申請若しくは  
 同法第18条第  
 28項の規定に  
 基づく通知の当  
 該部分に対する  
 審査、同法第87  
 条の4において  
 準用する同法第  
 7条の3第1項  
 の規定に基づく  
 建築設備の中間  
 の検査の申請若  
 しくは同法第18  
 条第28項の規  
 定に基づく建築  
 設備の特定工程  
 に係る工事を終  
 えた旨の通知に  
 対する審査又は  
 同法第88条第  
 1項において準  
 用する同法第7  
 条の3第1項の  
 規定に基づく工  
 作物の中間の検  
 査の申請若しく  
 は同法第18条  
 第28項の規定  
 に基づく工作物  
 の特定工程

1項の規定に又は  
 による建築物の工作  
 中間の検査の物中  
 申請 \_\_\_\_\_ 間検  
 \_\_\_\_\_ 査申  
 \_\_\_\_\_ 請手  
 \_\_\_\_\_ 数料  
 \_\_\_\_\_ に  
 係る建築物に  
 同法第87条の  
 4の昇降機に  
 係る部分が含ま  
 れる場合における同項 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ の規定に基  
 づく中間の検査  
 の申請 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ の当該部分  
 に対する審査、同条 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ において  
 準用する同項 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ の規定  
 に基づく建築  
 設備の中間の  
 検査の申請 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ に対  
 する審査又は  
 同法第88条第  
 1項において準  
 用する同法第7  
 条の3第1項の  
 規定に基づく工  
 作物の中間の検  
 査の申請 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

<p>に係る工事を 終えた旨の通 知に対する審 査</p>					
<p>16 建築基準法 第7条の6第 1項第1号若 しくは第2号 又は同法第18 条第38項第1 号若しくは第 2号(これら の規定を同法 第87条の4又 は第88条第1 項若しくは第 2項において 準用する場合 を含む。)の 規定に基づく 仮使用の認定 の申請に対す る審査</p>	<p>省略</p>		<p>16 建築基準法 第7条の6第 1項第1号又 は第2号 (同法 第87条の4又 は第88条第1 項若しくは第 2項において 準用する場合 を含む。)の 規定に基づく 仮使用の認定 の申請に対す る審査</p>	<p>省略</p>	
<p>16の2～101の 4 省略</p>			<p>16の2～101の 4 省略</p>		
<p>101の5 長期 優良住宅の普 及の促進に関 する法律(平 成20年法律第 87号)第5条 第1項から第 5項までの規 定に基づく長 期優良住宅建 築等計画の認 定の申請に対 する審査</p>	<p>長期 優良 住宅 建築 等計 画認 定申 請手 数料</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 省略 (3) 長期優良住宅建築等計画が建築基 準法第6条第1項に規定する建築基 準関係規定に適合するかどうかの審 査を申し出る者 次に掲げる額(ウ に掲げる額にあっては、当該審査に 同法第87条の4の昇降機に係る部分 が含まれる場合に限る。)を合算し た金額 ア 省略 イ 8の項の右欄(1)又は(2)に掲げる 建築物の建築、移転、修繕若しく は模様替又は用途の変更に係る部 分の区分に応じ、それぞれ同欄備 考に規定するところにより算定し た当該手数料の金額と同一の額 ウ 省略</p>		<p>101の5 長期 優良住宅の普 及の促進に関 する法律(平 成20年法律第 87号)第5条 第1項から第 5項までの規 定に基づく長 期優良住宅建 築等計画の認 定の申請に対 する審査</p>	<p>長期 優良 住宅 建築 等計 画認 定申 請手 数料</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額 (1)・(2) 省略 (3) 長期優良住宅建築等計画が建築基 準法第6条第1項に規定する建築基 準関係規定に適合するかどうかの審 査を申し出る者 次に掲げる額(ウ に掲げる額にあっては、当該審査に 同法第87条の4の昇降機に係る部分 が含まれる場合に限る。)を合算し た金額 ア 省略 イ 8の項の右欄 _____ に掲げる 建築物の建築、移転、修繕若しく は模様替又は用途の変更に係る部 分の区分に応じ、それぞれ同欄備 考に規定するところにより算定し た当該手数料の金額と同一の額 ウ 省略</p>	
<p>101の6 省略</p>			<p>101の6 省略</p>		
<p>101の7 長期 優良住宅の普 及の促進に関 する法律第8 条第1項の規 定に基づく長 期優良住宅建</p>	<p>長期 優良 住宅 建築 等計 画変 更認</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額(当該 金額に100円未満の端数があるときは、 これを四捨五入する。) (1) 省略 (2) 長期優良住宅建築等計画が同条第 1項に規定する建築基準関係規定に</p>		<p>101の7 長期 優良住宅の普 及の促進に関 する法律第8 条第1項の規 定に基づく長 期優良住宅建</p>	<p>長期 優良 住宅 建築 等計 画変 更認</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額(当該 金額に100円未満の端数があるときは、 これを四捨五入する。) (1) 省略 (2) 長期優良住宅建築等計画が同条第 1項に規定する建築基準関係規定に</p>	



<p>築等計画の変更の認定の申請（同法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定による管理者等が選任された場合に係るものを除く。）に対する審査</p>	<p>定申請手数料</p>	<p>適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額 ア 省略 イ 8の項の右欄(1)又は(2)に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額 ウ 省略</p>	<p>築等計画の変更の認定の申請（同法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定による管理者等が選任された場合に係るものを除く。）に対する審査</p>	<p>定申請手数料</p>	<p>適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額 ア 省略 イ 8の項の右欄_____に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額 ウ 省略</p>
<p>101の8・101の9 省略</p>			<p>101の8・101の9 省略</p>		
<p>101の10 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認できる書面として別に知事が定めるもの _____の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (7) 住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下この項及び101の12の項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項及び101の12の項において同じ。）申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 1戸 6,100円 b 2戸以上4戸以下 11,900円 円</p>	<p>101の10 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項_____に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (7) 1戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分（以下この項において「非住宅部分」という。）を有しないものに限る。以下この項において同じ。） 6,100円</p>

c 5戸以上15戸以下 25,000

円

d 16戸以上45戸以下 55,400

円

e 46戸以上 99,000円

(イ) 非住宅建築物(人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項及び101の12の項において同じ。) 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 300平方メートル未満 11,800円

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 20,300円

c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 32,800円

d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 97,600円

e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 154,200円

f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 194,700円

g 25,000平方メートル以上 243,200円

(イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。) 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 1戸 6,100円

(b) 2戸以上5戸以下 11,900円

(c) 6戸以上10戸以下 20,100円

(d) 11戸以上25戸以下 33,200円

(e) 26戸以上50戸以下 55,500円

(f) 51戸以上100戸以下 99,300円

(g) 101戸以上200戸以下 157,600円

(h) 201戸以上300戸以下 200,400円

(i) 301戸以上 215,600円

b 住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じそれぞれaに定める金額と同一の額に、住棟の共用部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した金額

(a) 300平方メートル以内 11,800円

(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 32,800円

(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 97,500円

(d) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 154,200円

(e) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 194,600円

(ウ) 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項及び101の12の項において同じ。）次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅 申請に係る住戸の数について、(ア)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(ア)に定める金額

b 非住宅部分 床面積の合計について、(イ)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ)に定める金額

c 住宅及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した金額

(a) 申請に係る住戸の数について、(ア)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(ア)に定める金額と同一の額

(b) 非住宅部分の床面積の合計について、(イ)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ)に定める金額と同一の額

イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 住宅 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a b又はcの基準以外の基準による審査 申請に係る住戸

(f) 25,000平方メートル超  
243,200円

(ウ) 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項...  
...において同じ。）次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、(イ)aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ)aに定める金額

b 複合建築物全体又は住戸及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額

(a) 住戸の総戸数について、(イ)aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ)aに定める金額と同一の額

(b) 共用部分の床面積の合計について、(イ)bに掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ)bに定める額

(c) 非住宅部分の床面積の合計について、(イ)bに掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ)bに定める額

(エ) 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。）床面積の合計について、(イ)bに掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ)bに定める額に相当する金額

イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 1戸建ての住宅 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28

の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (a) 1戸(床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。) 41,700円
- (b) 1戸(床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。) 46,600円
- (c) 2戸以上4戸以下 83,900円
- (d) 5戸以上15戸以下 139,900円
- (e) 16戸以上45戸以下 238,300円
- (f) 46戸以上 341,700円

b 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (a) 1戸(床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。) 21,500円
- (b) 1戸(床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。) 23,100円
- (c) 2戸以上4戸以下 40,200円
- (d) 5戸以上15戸以下 69,500円
- (e) 16戸以上45戸以下 125,800円
- (f) 46戸以上 190,400円

c 同号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準による審査申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (a) 1戸(床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。) 31,200円
- (b) 1戸(床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。) 34,500円
- (c) 2戸以上4戸以下 62,000円
- (d) 5戸以上15戸以下 104,

年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査を受ける住戸 41,700円  
b 同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査を受ける住戸 21,500円

	<p>300円</p> <p>(e) 16戸以上45戸以下 181,</p> <p>600円</p> <p>(f) 46戸以上 265,700円</p> <p>(イ) 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a bの基準以外の基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 工場、倉庫その他これらに類する用途（以下この項及び101の12の項において「工場等の用途」という。）非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>i 300平方メートル未満 28,000円</p> <p>ii 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 37,700円</p> <p>iii 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 52,300円</p> <p>iv 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 123,500円</p> <p>v 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 182,500円</p> <p>vi 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 225,400円</p> <p>vii 25,000平方メートル以上 278,800円</p> <p>(b) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>i 300平方メートル未満 275,600円</p> <p>ii 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 345,200円</p> <p>iii 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 445,500円</p> <p>iv 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未</p>		<p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住戸 次に掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査を受ける住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>i 1戸 41,700円</p> <p>ii 2戸以上5戸以下 83,900円</p> <p>iii 6戸以上10戸以下 118,000円</p> <p>iv 11戸以上25戸以下 166,000円</p> <p>v 26戸以上50戸以下 238,400円</p> <p>vi 51戸以上100戸以下 342,100円</p> <p>vii 101戸以上200戸以下 464,300円</p> <p>viii 201戸以上300戸以下 609,800円</p> <p>ix 301戸以上 717,300円</p> <p>(b) 同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査を受ける住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>i 1戸 21,500円</p> <p>ii 2戸以上5戸以下 40,200円</p> <p>iii 6戸以上10戸以下 58,100円</p> <p>iv 11戸以上25戸以下 83,400円</p> <p>v 26戸以上50戸以下 125,900円</p> <p>vi 51戸以上100戸以下 190,700円</p> <p>vii 101戸以上200戸以下 272,500円</p> <p>viii 201戸以上300戸以下 353,300円</p>
--	--	--	--

	<p>満 635,700円</p> <p>v 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 782,900円</p> <p>vi 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 925,400円</p> <p>vii 25,000平方メートル以上 1,055,600円</p> <p>b 同条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 工場等の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>i 300平方メートル未満 23,100円</p> <p>ii 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 32,400円</p> <p>iii 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 45,800円</p> <p>iv 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 115,400円</p> <p>v 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 173,600円</p> <p>vi 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 215,700円</p> <p>vii 25,000平方メートル以上 267,500円</p> <p>(b) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>i 300平方メートル未満 105,700円</p> <p>ii 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 134,400円</p> <p>iii 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 176,900円</p> <p>iv 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 286,100円</p>		<p>ix 301戸以上 403,300円</p> <p>b 住棟全体 住棟の総戸数について、a(a)又は(b)に掲げる戸数の区分に応じそれぞれa(a)又は(b)に定める金額と同一の額に、住棟の共用部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じそれぞれ次に定める額を加算した金額</p> <p>(a) 300平方メートル以内 132,300円</p> <p>(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 218,100円</p> <p>(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 339,500円</p> <p>(d) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 435,800円</p> <p>(e) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 520,700円</p> <p>(f) 25,000平方メートル超 606,500円</p>
--	---	--	--

v 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 373,500円

vi 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 448,800円

vii 25,000平方メートル以上 526,400円

(ウ) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅 申請に係る住戸の数について、(ア) a、b又はcに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(ア) a、b又はcに定める金額

b 非住宅部分 床面積の合計について、(イ) a (a)若しくは(b)又はb (a)若しくは(b)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) a (a)若しくは(b)又はb (a)若しくは(b)に定める金額

(ウ) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住戸 申請に係る住戸の数について、(イ) a (a)又は(b)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a (a)又は(b)に定める金額

b 複合建築物全体又は住戸及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額

(a) 住戸の総戸数について、(イ) a (a)又は(b)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a (a)又は(b)に定める金額と同一の額

(b) 共用部分の床面積の合計について、(イ) bに掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) bに定める額

(c) 非住宅部分について、次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

i iiに掲げる審査以外の審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 300平方メートル以内 291,700円

(ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 464,900円

(iii) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 661,500円

(iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 811,200円

(v) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 965,100円

(vi) 25,000平方メートル超 1,091,200円

ii 同条第1号イ(2)及びロ

c 住宅及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した金額

(a) 申請に係る住戸の数について、(ア) a、b 又は c に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(ア) a、b 又は c に定める金額と同一の額

(b) 非住宅部分の床面積の合計について、(イ) a (a)若しくは(b)又は b (a)若しくは(b)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(イ) a (a)若しくは(b)又は b (a)若しくは(b)に定める金額と同一の額

(2) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額)にあっては、当該審査に

(2)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(i) 300平方メートル以内 105,600円

(ii) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内 176,800円

(iii) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内 286,100円

(iv) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内 373,500円

(v) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内 448,700円

(vi) 25,000平方メートル超 526,400円

(エ) 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a (ウ) b (c) i に掲げる審査 床面積の合計について、(ウ) b (c) i に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) b (c) i に定める額に相当する金額

b (ウ) b (c) ii に掲げる審査 床面積の合計について、(ウ) b (c) ii に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) b (c) ii に定める額に相当する金額

(2) 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額)にあっては、当該審査に



		<p>同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 8の項の右欄(1)又は(2)に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</p> <p>ウ 省略</p>			<p>同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 8の項の右欄_____に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</p> <p>ウ 省略</p>
101の11 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が同条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額にあつては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 8の項の右欄(1)又は(2)に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</p> <p>ウ 省略</p>	101の11 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 変更に係る低炭素建築物新築等計画が同条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額にあつては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 8の項の右欄_____に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</p> <p>ウ 省略</p>
101の12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項及び第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この項において「一次エネルギー消費量」という。)の算定対象となる部分を有する建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 住宅 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) (イ)又は(ウ)の基準以外の基準による審査 申請に係る住戸の数について、101の10の項の右欄</p> <p>(1)イ(7) a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基</p>	101の12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下この項において「一次エネルギー消費量」という。)の算定対象となる部分を有する建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同号イに掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) 工場、倉庫その他知事が定める用途(以下この項において「工場等の用途」という。) 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住</p>

準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査 申請に係る住戸の数について、同欄(1)イ(7) bに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額

(7) 同号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準による審査 申請に係る住戸の数について、同欄(1)イ(7) cに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額

イ 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) (イ)の基準以外の基準による審査 同欄(1)イ(イ) aに掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額

(イ) 同項第1号ロに掲げる基準による審査 同欄(1)イ(イ) bに掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額

宅部分をいう。以下この項において同じ。)の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 52,300円
- b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 123,500円
- c 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 182,500円
- d 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 225,400円
- e 25,000平方メートル以上 278,800円

(イ) その他の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 445,500円
- b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 635,700円
- c 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 782,900円
- d 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 925,400円
- e 25,000平方メートル以上 1,055,600円

イ 同号ロに掲げる基準による審査 次に掲げる主要な用途の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 工場等の用途 非住宅部分の床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 45,800円
- b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 115,400円
- c 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 173,600円
- d 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 215,400円

5,700円  
 e 25,000平方メートル以上  
 267,500円  
 (イ) その他の用途 非住宅部分の  
 床面積の合計について、次に掲  
 げる面積の区分に応じ、それぞ  
 れ次に定める金額  
 a 300平方メートル以上2,000  
 平方メートル未満 176,900  
 円  
 b 2,000平方メートル以上  
 5,000平方メートル未満 28  
 6,100円  
 c 5,000平方メートル以上  
 10,000平方メートル未満 37  
 3,500円  
 d 10,000平方メートル以上  
 25,000平方メートル未満 44  
 8,800円  
 e 25,000平方メートル以上  
 526,400円

ウ 複合建築物 次に掲げる申請の  
 対象とする範囲の区分に応じ、そ  
 れぞれ次に定める金額

(7) 住宅 申請に係る住戸の数に  
 ついて、同欄(1)イ(7) a、b又は  
 cに掲げる戸数の区分に応じ、  
 それぞれ当該手数料の金額と同  
 一の額

(イ) 非住宅部分 床面積の合計に  
 ついて、同欄(1)イ(イ) a (a)若しく  
 は(b)又は b (a)若しくは(b)に掲げ  
 る面積の区分に応じ、それぞれ  
 当該手数料の金額と同一の額

(ウ) 住宅及び非住宅部分 次に掲  
 げる額を合算した金額

a 申請に係る住戸の数につい  
 て、同欄(1)イ(7) a、b又はc  
 に掲げる戸数の区分に応じ、  
 それぞれ当該手数料の金額と  
 同一の額

b 非住宅部分の床面積の合計  
 について、同欄(1)イ(イ) a (a)若  
 しくは(b)又は b (a)若しくは(b)  
 に掲げる面積の区分に応じ、  
 それぞれ当該手数料の金額と  
 同一の額

(2) 一次エネルギー消費量の算定対象  
 となる部分を有しない建築物 非住  
 宅部分の床面積の合計について、  
 同欄(1)イ(イ) b (a)に掲げる面積の区分  
 に応じ、それぞれ当該手数料の金  
 額と同一の額

(2) 一次エネルギー消費量の算定対象  
 となる部分を有しない建築物 非住  
 宅部分の床面積の合計について、  
 (1)イ(7) \_\_\_\_\_ に掲げる面積の区分  
 に応じ、それぞれ(1)イ(7)に定める金  
 額と同一の金額

<p>101の13 建 築 物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>省略</p>		<p>101の14 建 築 物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>省略</p>		<p>101の15 建 築 物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の他の建築物に関する事項を記載しない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (7) 同法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認できる書面として別に知事が定めるもの</p>	<p>101の13 建 築 物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>省略</p>		<p>101の14 建 築 物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>省略</p>		<p>101の15 建 築 物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の他の建築物に関する事項を記載しない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (7) 同法第35条第1項 _____ に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に</p>
---	-----------	--	--	-----------	--	---	--------------------------------	--	---	-----------	--	--	-----------	--	---	--------------------------------	---

\_\_\_\_\_の交付を受けている  
 場合 101の10の項の右欄(1)ア  
 に掲げる建築物の区分に応じ、  
 それぞれ当該手数料の金額と同  
 一の額

規定する登録建築物エネルギー  
 消費性能判定機関の技術的審査  
 を受けている場合又は住宅の品  
 質確保の促進等に関する法律第  
 6条第1項に規定する設計住宅  
 性能評価書の交付を受けている  
 場合 次に

\_\_\_\_\_掲げる建築物の区分に応じ、  
 それぞれ次に定める金額

a 1戸建ての住宅(人の居住  
 の用以外の用に供する部分  
 (以下この項において「非住  
 宅部分」という。)を有しな  
 いものに限る。以下この項に  
 おいて同じ。) 6,100円

b 共同住宅等(共同住宅、長  
 屋その他1戸建ての住宅以外  
 の住宅をいう。以下この項に  
 おいて同じ。) 次に掲げる  
 申請の対象とする範囲の区分  
 に応じ、それぞれ次に定める  
 金額

(a) 住戸 申請に係る住戸の  
 数について、次に掲げる戸  
 数の区分に応じ、それぞれ  
 次に定める金額

i 1戸 6,100円

ii 2戸以上4戸以下 1  
 1,900円

iii 5戸以上15戸以下 2  
 5,000円

iv 16戸以上45戸以下 5  
 5,400円

v 46戸以上 99,000円

(b) 住棟全体 住棟の総戸数  
 について、(a)に掲げる戸数  
 の区分に応じ、それぞれ(a)  
 に定める金額

c 非住宅建築物(人の居住の  
 用に供する部分を有しない建  
 築物をいう。以下この項にお  
 いて同じ。) 床面積の合計  
 について、次に掲げる面積の  
 区分に応じ、それぞれ次に定  
 める金額

(a) 300平方メートル未満 1  
 1,800円

(b) 300平方メートル以上  
 2,000平方メートル未満 3  
 2,800円

(c) 2,000平方メートル以上  
 5,000平方メートル未満 9

			<p>7,600円</p> <p>(d) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 154,200円</p> <p>(e) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 194,700円</p> <p>(f) 25,000平方メートル以上 243,200円</p> <p>d 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。）次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 住戸 申請に係る住戸の数について、b(a)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれb(a)に定める金額</p> <p>(b) 非住宅部分 床面積の合計について、cに掲げる面積の区分に応じ、それぞれcに定める金額</p> <p>(c) 住戸及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した金額</p> <p>i 申請に係る住戸の数について、b(a)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれb(a)に定める金額と同一の額</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計について、cに掲げる面積の区分に応じ、それぞれcに定める金額と同一の額</p> <p>(d) 複合建築物全体、住戸及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額</p> <p>i 住戸の総戸数について、b(a)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれb(a)に定める金額と同一の額</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計について、cに掲げる面積の区分に応じ、それぞれcに定める金額と同一の額</p> <p>(イ) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それ</p>
	<p>(イ) その他の場合 同欄(1)イに掲げる建築物の区分に応じ、それ</p>		<p>(イ) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それ</p>

それぞれ当該手数料の金額と同一の  
額

それぞれ次に定める金額

- 
- a 1戸建ての住宅 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - (a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査を受ける住戸 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - i 200平方メートル未満  
41,700円
    - ii 200平方メートル以上  
46,600円
  - (b) 同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査を受ける住戸 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - i 200平方メートル未満  
21,500円
    - ii 200平方メートル以上  
23,100円
- b 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
  - (a) 住戸 次に掲げる住戸の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
    - i 同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査を受ける住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
      - (i) 1戸(床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。) 41,700円
      - (ii) 1戸(床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。) 46,600円
      - (iii) 2戸以上4戸以下 83,900円
      - (iv) 5戸以上15戸以下

139,900円

(v) 16戸以上45戸以下

238,300円

(vi) 46戸以上 341,700

円

ii 同号イ(2)及びロ(2)に掲

げる基準による審査を受

ける住戸 申請に係る住

戸の数について、次に掲

げる戸数の区分に応じ、

それぞれ次に定める金額

(i) 1戸(床面積の合計

が200平方メートル未

満の住戸に限る。)

21,500円

(ii) 1戸(床面積の合計

が200平方メートル以

上の住戸に限る。)

23,100円

(iii) 2戸以上4戸以下

40,200円

(iv) 5戸以上15戸以下

69,500円

(v) 16戸以上45戸以下

125,800円

(vi) 46戸以上 190,400

円

(b) 住棟全体 住棟の総戸数

について、(a) i 又は ii に掲

げる戸数の区分に応じ、そ

れぞれ(a) i 又は ii に定める

金額

c 非住宅建築物 次に掲げる

審査の区分に応じ、それぞれ

次に定める金額

(a) 同条第1号イ(1)及びロ(1)

に掲げる基準による審査

床面積の合計について、次

に掲げる面積の区分に応

じ、それぞれ次に定める金

額

i 300平方メートル未満

275,600円

ii 300平方メートル以上

2,000平方メートル未満

445,500円

iii 2,000平方メートル以

上5,000平方メートル未

満 635,700円

iv 5,000平方メートル以

上10,000平方メートル未

満 782,900円

v 10,000平方メートル以



						<p>上25,000平方メートル未 満 925,400円</p> <p>vi 25,000平方メートル以 上 1,055,600円</p> <p>(b) 同号イ(2)及びロ(2)に掲 げる基準による審査 床面積 の合計について、次に掲げ る面積の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額</p> <p>i 300平方メートル未 満 105,700円</p> <p>ii 300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満 176,900円</p> <p>iii 2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未 満 286,100円</p> <p>iv 5,000平方メートル以 上10,000平方メートル未 満 373,500円</p> <p>v 10,000平方メートル以 上25,000平方メートル未 満 448,800円</p> <p>vi 25,000平方メートル以 上 526,400円</p> <p>d 複合建築物 次に掲げる申 請の対象とする範囲の区分に 応じ、それぞれ次に定める金 額</p> <p>(a) 住戸 申請に係る住戸の 数について、b(a)i又はii に掲げる戸数の区分に応 じ、それぞれb(a)i又はii に定める金額</p> <p>(b) 非住宅部分 床面積の合 計について、c(a)又は(b)に 掲げる面積の区分に応じ、 それぞれc(a)又は(b)に定め る金額</p> <p>(c) 住戸及び非住宅部分 次 に掲げる額を合算した金額</p> <p>i 申請に係る住戸の数に ついて、b(a)i又はiiに 掲げる戸数の区分に応 じ、それぞれb(a)i又は iiに定める金額と同一の 額</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の 合計について、c(a)又は (b)に掲げる面積の区分に 応じ、それぞれc(a)又は (b)に定める金額と同一の 額</p>
--	--	--	--	--	--	--

	<p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の他の建築物に関する事項を記載する場合 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物につきアに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアに定める金額</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 8の項の右欄(1)又は(2)に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</p> <p>ウ 省略</p>		<p>(d) 複合建築物全体、住戸及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額</p> <p>i 住戸の総戸数について、b(a) i 又は ii に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ b(a) i 又は ii に定める金額と同一の額</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計について、c(a) 又は (b) に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ c(a) 又は (b) に定める金額と同一の額</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の他の建築物に関する事項を記載する場合 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物につきアに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアに定める金額</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 8の項の右欄_____に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</p> <p>ウ 省略</p>
<p>101の16 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が同条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当</p>	<p>101の16 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が同条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当</p>

<p>認定の申請に対する審査</p>	<p>申請手数料</p>	<p>該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額 ア 省略 イ 8の項の右欄(1)又は(2)に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額 ウ 省略</p>	<p>101の17 削除</p>	<p>認定の申請に対する審査</p>	<p>申請手数料</p>	<p>該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額 ア 省略 イ 8の項の右欄_____に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額 ウ 省略</p>
			<p>101の17 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は同法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合(これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。)若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 1戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分(以下この項において「非住宅部分」という。)を有しないものに限る。以下この項において同じ。) 6,100円 イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同</p>	

じ。) 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 2戸以上4戸以下 11,900円
- (イ) 5戸以上15戸以下 24,900円
- (ウ) 16戸以上45戸以下 55,300円
- (エ) 46戸以上 99,000円

ウ 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。）

床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 300平方メートル未満 11,800円
- (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 32,800円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 97,500円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 154,200円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 194,600円
- (カ) 25,000平方メートル以上 243,200円

エ 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる額を合算した金額

- (ア) 住戸の総戸数について、イに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれイに定める金額と同一の額
- (イ) 非住宅部分の床面積の合計について、ウに掲げる面積の区分に応じ、それぞれウに定める金額と同一の額

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 1戸建ての住宅 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ<sup>(1)</sup>及びロ<sup>(1)</sup>に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 200平方メートル未満 41,700円

						<p>b 200平方メートル以上 46,600円</p> <p>(イ) 同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 200平方メートル未満 21,500円</p> <p>b 200平方メートル以上 23,100円</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 同号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 2戸以上4戸以下 83,900円</p> <p>b 5戸以上15戸以下 139,800円</p> <p>c 16戸以上45戸以下 238,200円</p> <p>d 46戸以上 341,700円</p> <p>(イ) 同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に掲げる基準による審査 住戸の総戸数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 2戸以上4戸以下 40,200円</p> <p>b 5戸以上15戸以下 69,400円</p> <p>c 16戸以上45戸以下 125,700円</p> <p>d 46戸以上 190,400円</p> <p>ウ 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 同項第1号イに掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 300平方メートル未満 275,600円</p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 445,500円</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 635,600円</p>
--	--	--	--	--	--	--

					d 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 78 2,900円 e 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 92 5,300円 f 25,000平方メートル以上 1,055,600円 (イ) 同号口に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 300平方メートル未満 10 5,600円 b 300平方メートル以上2,000 平方メートル未満 176,800 円 c 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 28 6,100円 d 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 37 3,500円 e 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 44 8,700円 f 25,000平方メートル以上 526,400円 エ 複合建築物 次に掲げる額を合算した金額 (ア) 住戸の総戸数について、イ(ア)又は(イ)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれイ(ア)又は(イ)に定める金額と同一の額 (イ) 非住宅部分の床面積の合計について、ウ(ア)又は(イ)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれウ(ア)又は(イ)に定める金額と同一の額
101の18・102 省略			101の18・102 省略		
備考 省略			備考 省略		
6 省略			6 省略		

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例及び愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第8号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

○愛媛県条例第23号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例**

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定数） <b>第2条</b> 学校職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 県立学校の職員 <u>3,832人</u> (2) 市町立学校の職員 <u>7,961人</u> 計 <u>11,793人</u>	（定数） <b>第2条</b> 学校職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 県立学校の職員 <u>3,846人</u> (2) 市町立学校の職員 <u>7,988人</u> 計 <u>11,834人</u>

**附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。  
令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例**

愛媛県県立学校設置条例（昭和39年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<b>別表3（第4条関係）</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新居浜特別支援学校</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>松山城北特別支援学校</td> <td><u>松山市</u></td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	位 置	省略		新居浜特別支援学校	省略	松山城北特別支援学校	<u>松山市</u>	<b>別表3（第4条関係）</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新居浜特別支援学校</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	位 置	省略		新居浜特別支援学校	省略
学 校 名	位 置														
省略															
新居浜特別支援学校	省略														
松山城北特別支援学校	<u>松山市</u>														
学 校 名	位 置														
省略															
新居浜特別支援学校	省略														

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第25号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。  
令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例**

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
（手数料の徴収除外） <b>第6条</b> 国又は地方公共団体に対する事務については、別表27の項、28の項及び43の項 _____ に掲げる手数料を徴収しない。 <b>別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～43 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>44 削除</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～43 省略			44 削除			（手数料の徴収除外） <b>第6条</b> 国又は地方公共団体に対する事務については、別表27の項、28の項及び43の項から45の項までに掲げる手数料を徴収しない。 <b>別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～43 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>44 <u>自動車の保管場所の</u></td> <td><u>保管場所標</u></td> <td><u>550円</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～43 省略			44 <u>自動車の保管場所の</u>	<u>保管場所標</u>	<u>550円</u>
事 務	名 称	金 額																	
1～43 省略																			
44 削除																			
事 務	名 称	金 額																	
1～43 省略																			
44 <u>自動車の保管場所の</u>	<u>保管場所標</u>	<u>550円</u>																	

			確保等に関する法律第6条第1項(同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づく保管場所標章の交付	章交付手数料	
45 削除			45 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項(同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づく保管場所標章の再交付	保管場所標章再交付手数料	550円
46~59 省略			46~59 省略		
備考 省略			備考 省略		

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例施行の際現に自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項ただし書の政令で定める通知が行われている場合における改正前の愛媛県警察関係事務手数料条例別表44の項に掲げる手数料の徴収については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第26号

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会議務局の職員(第17条第3項第2号を除き、以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5~9 省略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会議務局の職員(第17条第3項第2号を除き、以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号。以下「<u>情報公開条例</u>」という。)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5~9 省略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年</p>



法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報という。

11~13 省略

(利用及び提供の制限)

**第12条 省略**

2~4 省略

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで\_\_\_\_の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルという。)に記録されているとき
省略		

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

**第18条 省略**

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ~キ 省略

(2)・(3) 省略

3 省略

(開示請求権)

**第19条** 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、\_\_\_\_自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 省略

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

**第49条** 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下「開

法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報という。

11~13 省略

(利用及び提供の制限)

**第12条 省略**

2~4 省略

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルという。)に記録されているとき
省略		

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

**第18条 省略**

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、\_\_\_\_福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ~キ 省略

(2)・(3) 省略

3 省略

(開示請求権)

**第19条** 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 省略

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

**第49条** 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下「開

示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定\_\_\_\_\_その他開示請求等を行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛媛県議会委員会条例(昭和29年愛媛県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(承認事件の調査)</p> <p><b>第27条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による提出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と議長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第29条第3項において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</p> <p>4 省略</p> <p>(少数意見の留保)</p> <p><b>第29条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による提出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>(会議録の調製並びに保管)</p> <p><b>第33条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の調製は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は捺印については、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</p> <p>(一般公述人)</p> <p><b>第39条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による文書は、委員長が定めるところにより、委員会又は委員長の使用に係る電子計算機と公述人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により提出することができる。</p> <p>4 省略</p>	<p>(承認事件の調査)</p> <p><b>第27条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>(少数意見の留保)</p> <p><b>第29条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(会議録の調製並びに保管)</p> <p><b>第33条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(一般公述人)</p> <p><b>第39条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p>

5 省略

(参考人)

第42条 省略

2・3 省略

4 参考人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは委員会若しくは委員長の使用に係る電子計算機\_\_\_\_\_と参考人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

5 省略

4 省略

(参考人)

第42条 省略

2・3 省略

4 参考人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは委員会若しくは委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と参考人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

5 省略

**附 則**

この条例は、令和7年4月1日から施行する。